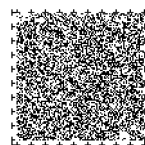


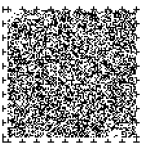


第5期 狭山市地域福祉計画

人が人をささえ、みんなにやさしい、元気なまち

令和8年3月
狭山市





ごあいさつ

近年、人口減少や家族の在り方の多様化など社会構造の変化がさらに進み、福祉ニーズも多様化する中、8050問題や孤独・孤立問題のほか、様々な年齢層でのケアラー問題など、従来の「縦割り」の福祉だけでは解決できない複雑化・複合化した課題が生じております。



本市では平成12年策定の第1期狭山市地域福祉計画『さやま福祉プラン21』をはじめ、令和3年策定の第4期狭山市地域福祉計画まで、地域の皆様や様々な関係者との協働のもと、地域福祉に関する取り組みを早くより推進して参りましたが、さらに、新たな課題解決に向け、このたび、令和8年度から令和12年度を計画期間とする『第5期狭山市地域福祉計画』を策定いたしました。

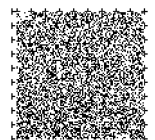
本市の目指すべき将来像を描く「第5次総合計画前期基本計画」では、重点テーマの一つとして「人生100年時代を支える健康と安全を守ろう」を掲げており、本格的な人生100年時代の到来に向け、すべての世代の健康と安全を守り、誰もが活躍し、安心して暮らし続けることができるまちづくりに取り組んでいくこととしております。本計画においても「人が人をささえ、みんなにやさしい、元気なまち」を基本理念とし、自助、共助、公助により、互いの強みを生かしながら協力・連携し、地域で暮らす誰もが支える立場、支えられる立場になりうるという認識を持ち、お互い認め合い、安心して暮らせる「地域共生社会」の実現を目指します。

市民の皆様をはじめ地域の福祉活動団体や事業者、学校関係、企業等、皆様との連携を深め、本計画の推進に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、熱心にご協議いただきました第5期狭山市地域福祉計画策定専門部会の皆様をはじめ、答申をいただいた社会福祉審議会の皆様、ワークショップやアンケート調査にご協力いただいた市民の皆様や地域福祉活動団体の方々、貴重なご意見やご提言をいただきました皆様に、心から感謝申し上げます。

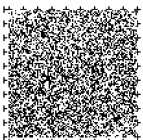
令和8年3月

狭山市長 小谷野 剛



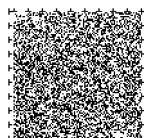
音声コードを印刷しています

本計画書では、視覚障害がある人のため、各ページの下部に音声コード (Uni-Voice) を印刷しています。このコードには文字情報が組み込まれており、専用の読取機やスマートフォン用アプリを使用することで音声に変換し、文書内容を読み上げることができます。丸い切込みは、このコードが印刷されている場所を示しています。

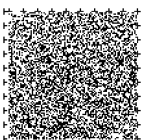


目次

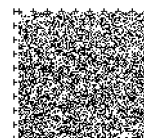
第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	2
(1)計画策定の背景	2
(2)計画策定の趣旨	3
2. 地域福祉について	3
(1)地域福祉とは	3
(2)自助、共助、公助とは	3
(3)『地域共生社会』とは	4
3. 計画の位置づけと近年の社会福祉	5
(1)行政計画における本計画の位置づけ	5
(2)本計画と社会福祉協議会の活動計画との関係	6
(3)近年の社会福祉について	6
(4)『地域共生社会』の実現を目指した計画の策定	6
(5)「持続可能な開発目標(SDGs)」との関係	7
4. 計画の期間	8
5. 計画の策定体制	9
(1)策定体制と取り組み	9

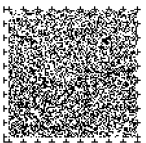


(2)意識調査の内容.....	10
6. 地域の重層的な捉え方.....	13
第2章 狭山市の地域福祉の現状と課題	15
1. 地域福祉に関する狭山市の現状と課題.....	16
(1)市民全体.....	16
(2)高齢者	21
(3)障害者	25
(4)こども・子育て世帯.....	29
(5)困難を抱えた人・世帯	35
(6)地域福祉活動団体等.....	37
(7)成年後見制度の利用状況	42
(8)再犯防止	45
2. 感染症が地域活動に与えた影響と課題.....	48
(1)地域活動の停滞.....	48
(2)デジタル技術の活用とデジタルデバイドの是正	48
3. 第4期狭山市地域福祉計画関連施策の取り組み状況.....	49
4. 課題の解決に向けて	52



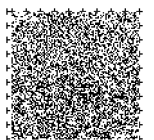
第3章 計画の基本的な考え方.....	53
1. 基本理念	54
2. 基本目標.....	55
3. 施策の体系図.....	57
第4章 施策の展開	59
基本目標1 暮らしを支え合うネットワークづくりの推進.....	60
基本目標2 つながりを育む地域社会の実現.....	76
基本目標3 安全・安心な地域づくりの推進	81
基本目標4 地域福祉活動の推進に向けた環境づくり	89
第5章 計画の推進と評価.....	93
1. 計画の進行管理.....	94
2. 計画の評価	94
3. 計画の推進体制	94
資料編.....	95
1. 計画策定の経過.....	96
2. 狭山市社会福祉審議会.....	97
3. 狭山市地域福祉庁内推進会議	102





第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 地域福祉について
3. 計画の位置づけと近年の社会福祉
4. 計画の期間
5. 計画の策定体制
6. 地域の重層的な捉え方



1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

①第4期狭山市地域福祉計画までの経緯

平成2年の「1.57ショック」に象徴される少子化の進行や、団塊の世代の大量退職を契機に、福祉政策の抜本的な改革が求められてきました。平成12年の地方分権一括法施行により、国が主体で実施していた多くの福祉施策が地方自治体へ移譲され、市町村が実施主体となりました。これに伴い、社会福祉事業法の改正や介護保険制度の開始など、地域住民や関係団体が参画する形での福祉行政の展開が本格的に進められるようになりました。

本市でも、平成12年3月策定の第1期狭山市地域福祉計画「さやま福祉プラン21」から、平成22年度からの第2期、平成27年度からの第3期、そして令和3年度からの第4期計画へと国の福祉政策と歩みをともに進めながら、地域福祉の継続・発展に取り組んできました。

②第4期狭山市地域福祉計画から現在までの経緯

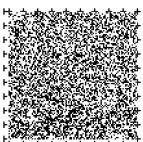
令和3年度～令和7年度を計画期間とした第4期狭山市地域福祉計画(以下「第4期計画」という。)は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として、狭山市総合計画を踏まえ、高齢者・障害者・子どもなど福祉分野全般に共通する基本理念と方向性を示すものです。また、狭山市社会福祉協議会(以下、「社会福祉協議会」という。)が策定した「狭山市地域福祉活動計画」と一体的に推進し、地域住民のつながり強化と地域福祉活動の活性化を目指してきました。

しかし、計画期間中も少子高齢化や人口減少が進み、核家族化や単身世帯の増加、社会的孤立の深刻化、雇用環境の変化など、地域社会を取り巻く課題は複雑化・複合化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人との交流機会の減少や生活不安の拡大など、地域のつながりや支え合いの機能が弱まるなどの新たな課題も生じました。こうした中で、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者などの福祉課題は、労働・教育・住まいなど他分野と密接に関わり、包括的な支援が求められています。

③現在の国の動向

国はこうした社会情勢の変化を受け、令和3年に社会福祉法を改正し、市町村における包括的な支援体制整備のガイドラインを示しました。これにより、地域福祉計画は健康福祉分野の「上位計画」として、保健医療、労働、教育、住まい、地域再生など各分野と連携しながら策定・推進することが求められています。

また、令和3年の改正では「地域共生社会」の実現と包括的な支援体制の整備が明記され、本市においても、国の方針や新たな社会課題に対応した地域福祉の推進が不可欠となっています。さらに、「重層的支援体制整備事業」や「生活困窮者自立支援方策」の推進を通じて、多機関連携による包括的な相談支援や自立支援の充実が求められています。



(2) 計画策定の趣旨

本市では、トータルサポート室^{※1}の運営やCSW(コミュニティソーシャルワーカー)^{※2}の配置、多世代型拠点の整備など、第4期計画に基づく包括的な支援体制の整備と地域福祉に関する取り組みを着実に進めてきました。第4期計画の計画期間が満了を迎えるにあたり、更なる高齢化の進展や孤独・孤立問題の深刻化、デジタル化の進展といった新たな社会環境の変化に対応するとともに、これまでの取り組み成果を継承・発展させ、持続可能な地域共生社会の実現を目指すため、新たに「第5期狭山市地域福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定することとしました。

※1 トータルサポート室

狭山市役所福祉政策課内に設置。生活の困りごとや家族の悩み等、福祉に関するどのような相談でも受け止める福祉の総合窓口。困りごとに関しては、各支援機関と連携し、チームで支援しています。

※2 CSW(コミュニティソーシャルワーカー)

社会福祉協議会が支部社協単位で配置している、個別支援や地域支援にあたる職員。地域と連携して問題の解決を図ることを役割としています。

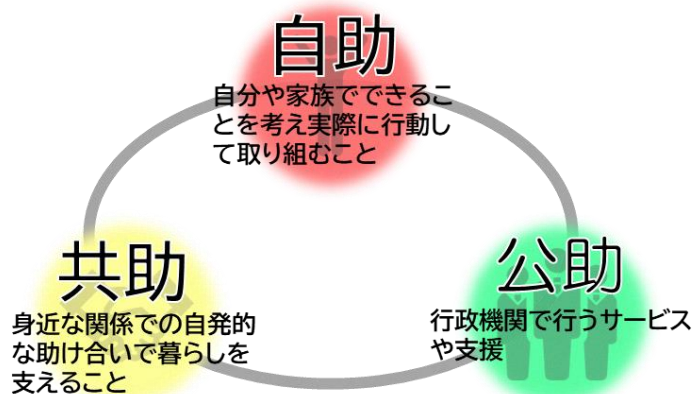
2. 地域福祉について

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、年齢や障害、生活環境などに関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう、地域住民、事業者、行政、福祉関係者など多様な主体が協力し、それぞれの役割を果たしながら、地域における様々な課題の解決に取り組む考え方です。孤立の防止、生活支援、多様な参加の機会づくりなどに取り組み、共により良い地域社会の実現を目指します。

(2) 自助、共助、公助とは

地域福祉の課題解決に向けて、一人ひとりが取り組む【自助】、近隣や家族・友人など身近な関係による自発的な支え合いである【共助】、そして行政が担う【公助】のそれぞれの強みを生かし、互いに協力・連携して取り組むことで、持続可能で安心できる地域福祉の実現が期待されます。

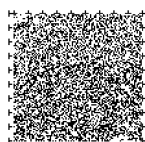
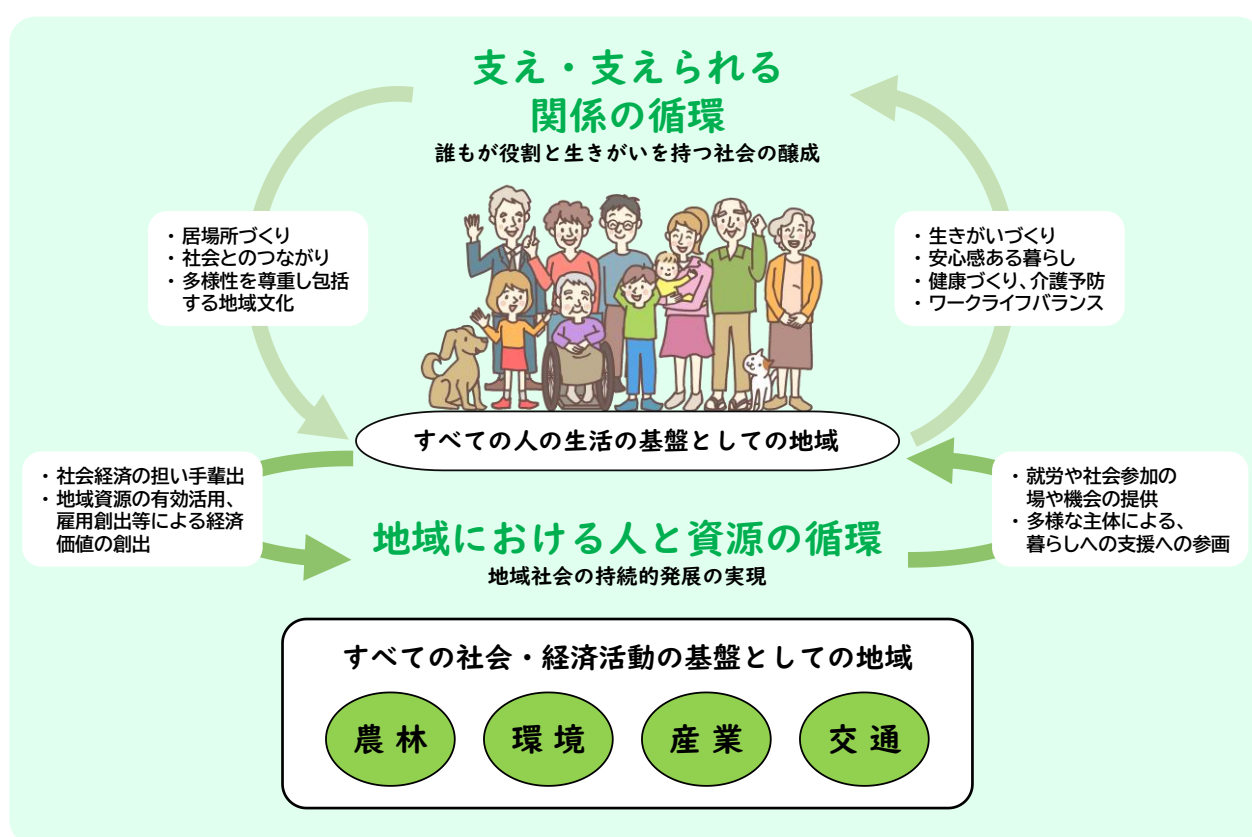


(3)『地域共生社会』とは

地域共生社会とは、地域に暮らす誰もが「支える側」だけでなく「支えられる側」としても関わり合い、互いの違いを認め合いながら、誰もが役割をもって生活し、安心して暮らせる地域を共に創っていくという考え方です。

従来は福祉分野ごとに課題を分けて「縦割り」で対応してきましたが、人口減少や少子高齢化、家族・地域のつながりの希薄化により、個人や世帯の課題は複雑化・複合化している状況を踏まえ、分野や年齢の枠を超えて、人と人・人と資源がつながる参加の機会や相談の場を広げ、地域の多様な主体が協働して課題を共有し解決していく地域づくりを進めることが重視されています。

■地域共生社会のイメージ図



3. 計画の位置づけと近年の社会福祉

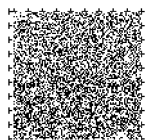
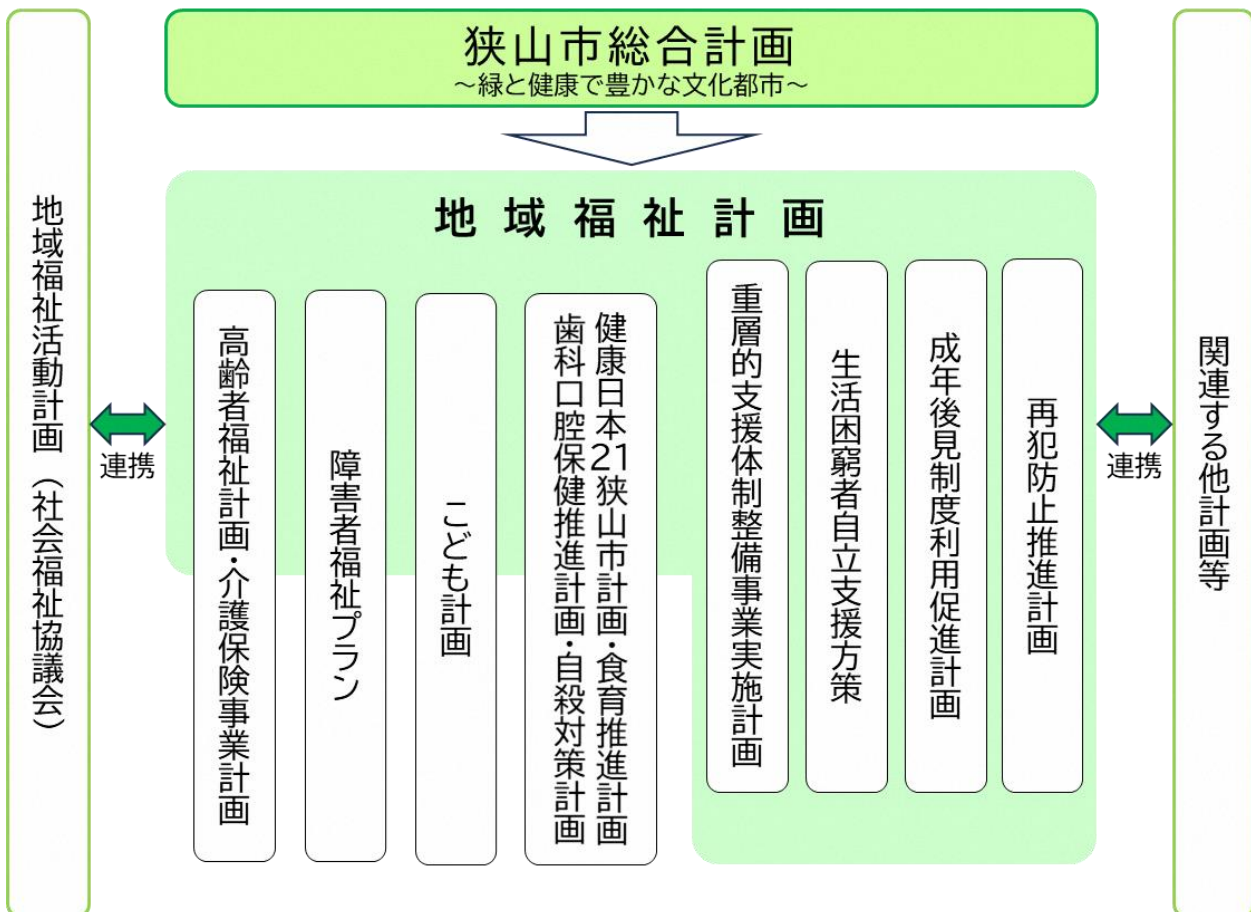
(1) 行政計画における本計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定された市町村地域福祉計画です。

また、地域福祉計画と関わりの深い、社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」、生活困窮者自立支援法第4条に基づく「生活困窮者自立支援方策」、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「再犯防止推進計画」を包含して策定しています。

さらに、本計画は高齢者、障害者、こども、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を示すほか、健康福祉部門の各種個別計画の「上位計画」として、地域福祉に関する基本理念と方向性を示す計画とします。

■地域福祉計画の位置づけのイメージ



(2)本計画と社会福祉協議会の活動計画との関係

第4期計画に引き続き本計画においても、計画の位置付けと役割分担を明確にするため、市と社会福祉協議会が両計画の連携を図りながら、それぞれの計画を同時期に策定します。

なお、市が策定する本計画は、地域福祉の推進に向けた、理念をはじめ、市や社会福祉協議会、地域の役割を示す行政計画で、社会福祉協議会が策定する「狭山市地域福祉活動計画」は、市が策定する「本計画」と整合性が図られた活動計画で、地域住民が行う地域福祉活動を中心とした具体的な取り組みを示すものです。

(3)近年の社会福祉について

社会福祉法は、地域共生社会の実現を目指し、平成30年(2018年)と令和3年(2021年)に改正されました。平成30年の改正では、支援を必要とする市民や世帯の複雑化・複合化する課題を、市民や福祉関係者が把握し、関係機関と連携して解決を図ることが明確化され、市区町村には市民主体の課題解決や包括的な支援体制の整備が求められました。また、令和3年の改正では、既存の相談支援を活かしつつ、複雑化・複合化するニーズに対応するため、相談支援・参加支援・地域づくり支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業が創設されました。

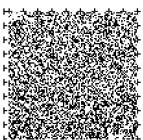
令和5年(2023年)には「こどもまんなか社会」を掲げる政策が推進され、こども・若者を中心とした包括的な支援や地域づくりの視点が福祉施策全体に求められています。令和6年(2024年)には認知症基本法が施行され、すべての人が認知症になっても共に暮らせる包摂的な社会の実現が法制度として位置づけられました。厚生労働省は「地域共生社会の在り方検討会議」を設置し、単身高齢者や社会的孤立など新たな課題への対応や、社会福祉法人の役割強化など、今後の地域福祉の方向性について検討を進めています。

また、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会において、地域包括ケアシステムを令和22年(2040)年に向けて一層深化させる方向性や、「地域の共通課題と地方創生」を連動させた取り組みの重要性が示されています。

こうした動向を踏まえ、地域共生社会と地域包括ケアの一体的な推進により、誰もが安心して暮らせる持続可能な地域づくりを目指す取り組みは、今後も法改正や制度改革のもとでさらに進展していく見通しです。

(4)『地域共生社会』の実現を目指した計画の策定

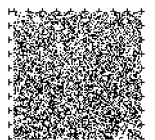
社会福祉法第4条には、地域福祉の推進が規定されており、これを受けて本計画は、市と地域住民を含めた多様な主体の役割や責務を明確にし、地域の力と公的な支援体制とがあいまって、地域の課題を解決していく『地域共生社会』の実現を目指した計画とします。



(5)「持続可能な開発目標(SDGs)」との関係

「SDGs(Sustainable Development Goals)」とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標です。令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界を目指すための17のゴールと169のターゲットから構成されています。SDGsの地球上の「誰一人取り残さない」という理念は、本計画における目指すべき方向性と同様であることから、計画の推進をととしてSDGsの達成へ貢献します。

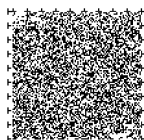
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4. 計画の期間

第5期狭山市地域福祉計画は、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間を計画期間とします。

	令和 3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)	12年度 (2030)
総合計画	第4次基本構想 H28～R7					第5次基本構想 R8～R17				
	第4次後期基本計画 R3～R7					第5次前期基本計画 R8～R12				
地域福祉計画	第4期地域福祉計画 R3～R7					第5期地域福祉計画 R8～R12 (以下の計画を地域福祉計画と一体的に策定) 重層的支援体制整備事業実施計画 生活困窮者自立支援方策 成年後見制度利用促進基本計画 再犯防止推進計画				
重層的支援体制 整備事業実施計画										
成年後見制度 利用促進基本計画										
生活困窮者自立支援方策										
再犯防止推進計画										
地域福祉活動計画 (狭山市社会福祉協議会)	第4期 R3～R7					第5期 R8～R12				
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期 R3～R5			第9期 R6～R8						
障害者福祉プラン	第5次 R3～R5			第6次 R6～R8						
こども計画						こども計画 R7～R11				
子ども・子育て 支援事業計画	第2期 R2～R6									
健康日本21狭山市計画・ 食育推進計画	第3次健康日本21計画 H29～R5 第2次食育推進計画 H29～R5					第4次健康日本21狭山市計画 第3次狭山市食育推進計画 狭山市歯科口腔保健推進計画 第2次狭山市自殺対策計画 R6年～R17年 (計画を一体的に策定)				
歯科口腔保健推進計画										
自殺対策計画	第1次 R元～R5									
男女共同参画プラン	第4次 H29～R3	第5次 R4～R8								
データヘルス計画	第2期 H30～R5			第3期狭山市国民健康保険保健事業実施計画 第4期狭山市国民健康特定健康診査等実施計画 R6～R11 (計画を一体的に策定)						
国民健康保険 特定健康診査等実施計画	第3期 H30～R5									
地域防災計画	地域防災計画									
県	第6期 R3～R5			第7期 R6～R8						
国	●一部改正 (R2年6月12日公布)									
	●最終とりまとめ (R元年12月)									



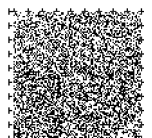
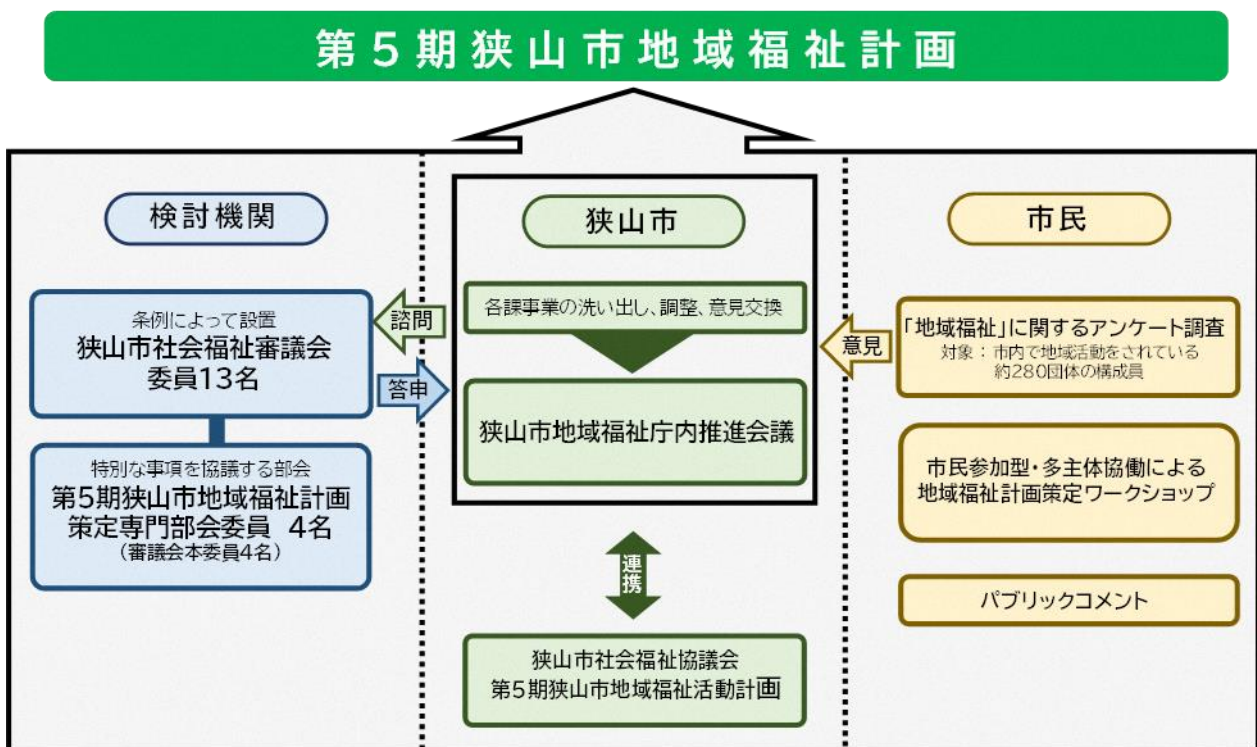
5. 計画の策定体制

(1) 策定体制と取り組み

本計画の策定にあたっては、地域福祉に関する学識経験者、社会福祉協議会、医療・保健・福祉関係者、民生委員・児童委員、自治会等の代表者で構成される社会福祉審議会において、計画の在り方や方向性、内容について意見を伺いました。また、審議会の前段として、審議会委員のうち、狭山市地域福祉活動計画の策定委員や地域福祉に関する知識経験を有する者を中心とした委員で構成される第5期地域福祉計画策定専門部会を設置し、策定作業を進めました。

併せて、庁内関係所管で構成する地域福祉庁内推進会議において協議・検討を行うとともに、関係各課との調整、地域福祉活動計画を策定する社会福祉協議会と連携し計画策定に取り組みました。また、市民の意見を把握し、本計画に反映させるため、アンケートによる意識調査やワークショップ、パブリックコメントを実施しました。

【計画の策定体制】



(2)意識調査の内容

本計画の策定にあたっては、令和7年度に市内で地域活動をされている各団体の構成員の方々を対象とした地域福祉に関するアンケート調査を実施しました。

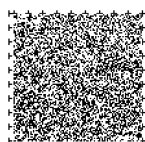
また、それぞれの計画策定時に実施したアンケート調査結果を利用し、計画案をとりまとめ、その後、パブリックコメントを実施しました。

いただきましたご意見は、各施策の【寄せられた意見】に記載しています。

① 狭山市の「地域福祉」に関するアンケート調査	
調査目的	地域福祉活動団体の視点から地域の実態と課題を把握し、今後の地域福祉施策の検討に資する基礎資料を得るため
調査対象	市内で地域福祉活動をしている約280団体の構成員 2,237人
調査期間	令和7年5月1日から令和7年6月9日まで
調査方法	郵送による配布・回収とWebアンケート
回収件数	834件

② 狭山市の「地域福祉」に関する団体アンケート調査	
調査目的	地域福祉活動団体の視点から地域の実態と課題を把握し、今後の地域福祉施策の検討に資する基礎資料を得るため
調査対象	市内で地域福祉活動をしている団体 272団体
調査期間	令和7年5月1日から令和7年6月9日まで
調査方法	郵送による配布・回収とWebアンケート
回収件数	143件

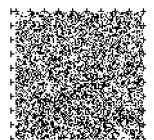
③ 狭山市民意識調査	
調査目的	第5次狭山市総合計画の策定にあたり、市政に関する市民の意向等を把握し、計画づくりに反映させるため
調査対象	令和5年10月1日現在の住民基本台帳から18歳以上の市民3,000人を無作為に抽出
調査期間	令和5年10月30日から令和5年11月30日まで
調査方法	郵送による配布・回収とWebアンケート
回収件数	1,304件



④ 第9期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定にかかるアンケート調査		
調査目的	高齢者の日常生活の状況、心身の状態、介護予防に対する意識、在宅介護の状況、福祉・介護保険事業に関する意見などを聞き、計画策定の基礎資料として活用するため	
調査内容	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象	要支援認定者及び一般高齢者 3,000件	在宅で要介護認定を受けている高齢者とその介護者
調査期間	令和4年12月23日から 令和5年2月2日まで	令和4年11月21日から 令和5年2月28日まで
調査方法	郵送による配布・回収	認定調査員による訪問調査
回収件数	2,290件	315件

⑤ 第6次狭山市障害者福祉プラン策定のためのアンケート調査	
調査目的	市内に住む障害者手帳などを所持する方に対する意識などの実態把握と計画策定の基礎資料として活用するため
調査対象	市内にお住いの障害者手帳などを所持する方1,500人を無作為で抽出
調査期間	令和5年1月19日から令和5年2月3日まで
調査方法	郵送による配布・回収とWebアンケート
回収件数	723件

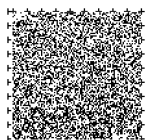
⑥ こども計画策定のためのアンケート調査			
調査目的	狭山市こども計画の策定にあたり、教育・保育・子育て支援に関する家庭の実情やニーズ、意見などを把握するため		
調査内容	子育てニーズ調査	生活状況調査	
調査対象	狭山市内に在住で、就学前及び小学生の子どもがいる方、各1,000人を無作為に抽出	狭山市内に在住で、中学2年生の生徒及びその保護者、各500人を無作為に抽出	
調査期間	令和6年2月9日から令和6年2月29日まで		
調査方法	郵送による配布・回収とWebアンケート		
回収件数	未就学児 586件	小学生 639件	中学生 273件 保護者 325件



⑦ ヤングケアラー実態調査			
調査目的	ヤングケアラーに対する認知度を高め、潜在化しているヤングケアラーの実態を把握し、今後必要な支援施策の検討を行う基礎資料とするため		
調査対象	市内公立小学校4年生～6年生の児童 3,301人 市内公立中学校の生徒 3,270人 市内の県立高校に在籍する市内在住の生徒 614人		
調査期間	令和4年7月から令和4年9月まで		
調査方法	記名式による調査 書面で協力依頼をし、回答はタブレット端末を利用 一部の調査項目については、回答内容に応じ聞き取り調査(小学生のみ)		
回収件数	小学生 2,648件	中学生 2,580件	高校生 77件

⑧ ワークショップ	
目的	第5期狭山市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたり、テーマ別討議を行い意見を収集・整理するため
参加者	地域福祉活動計画策定委員、第1層協議体委員、テーマに沿った関係者、一般参加者(公式ホームページで募集)
参加人数	36名
実施方法	グループディスカッション方式(参加者を複数グループに分け、各グループでテーマを選定し意見交換)
実施日	令和7年9月12日
実施会場	狭山市市民交流センター コミュニティホール

⑨ パブリックコメント	
目的	素案を市民に公表し、広く意見を募り、寄せられた意見などを計画策定に活用するため
実施期間	令和8年1月13日から令和8年2月12日まで
閲覧場所	市役所(1階福祉政策課、1階情報公開コーナー)、各地区センター(地域交流センター)、各公民館、各図書館、公式ホームページ
意見数	3件(1名)



6. 地域の重層的な捉え方

地域福祉の推進に際しては、市域全体における取り組み、市内における地域ごとの取り組み、さらに住民が生活する身近な小地域における取り組みなど、それぞれの範囲の特性を踏まえた活動の展開と連携が重要です。本計画においては、本市が定める三層構造の圏域に基づき、各層ごとに活動の推進を図り、それぞれの圏域が連携する重層的な地域づくりを行っていきます。

【第1層：市全域】

第2層及び第3層において実施が難しい事業や、市域全体で進めることにより効果がより期待できる事業などについては、市全体の規模で実施します。

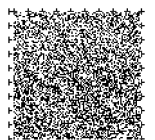
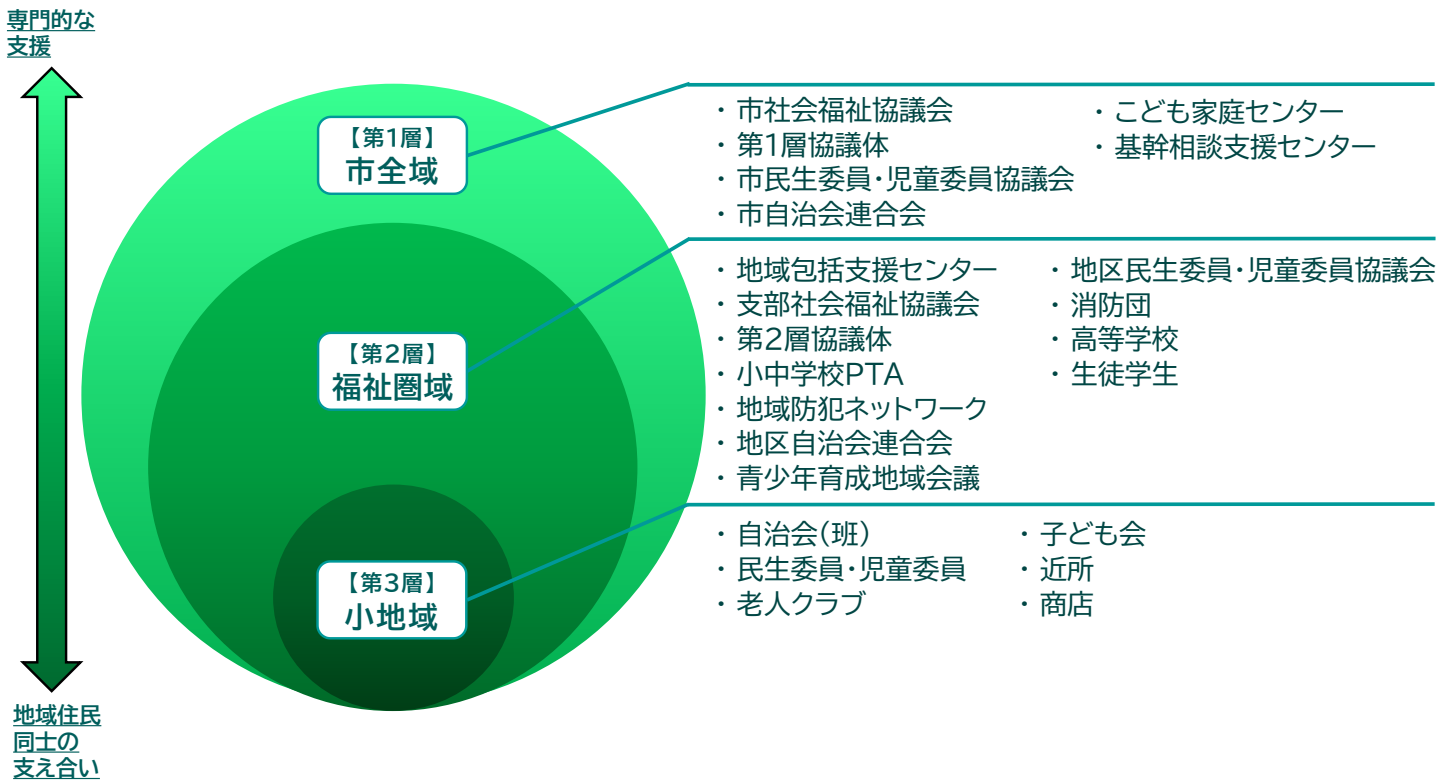
【第2層：福祉圏域】

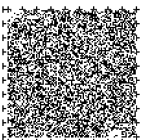
各種団体及び関係機関との連携を強化し、地域における課題の把握・抽出を進めるとともに、これらの課題解決に資する事業の企画・実施等に努めます。

【第3層：小地域】

自治会や近隣住民等による見守り及び交流の促進など、住民の身近な福祉活動に取り組みます。

◆圏域のイメージ図





第2章 狭山市の地域福祉の現状と課題

1. 地域福祉に関する狭山市の現状と課題
2. 感染症が地域活動に与えた影響と課題
3. 第4期狭山市地域福祉計画関連施策の取り組みの状況
4. 課題の解決に向けて

第2章では、統計情報や各種のアンケート結果などから浮かび上がる課題を地域福祉の視点で以下の4通りに振り分け、それぞれにピクトグラムと呼ばれる視覚記号(絵文字)を割り当て、わかりやすく表現しています。

地域力と多様性に関すること



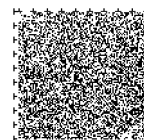
人と人とのつながりに関すること



地域や暮らしに関すること



持続可能な地域福祉



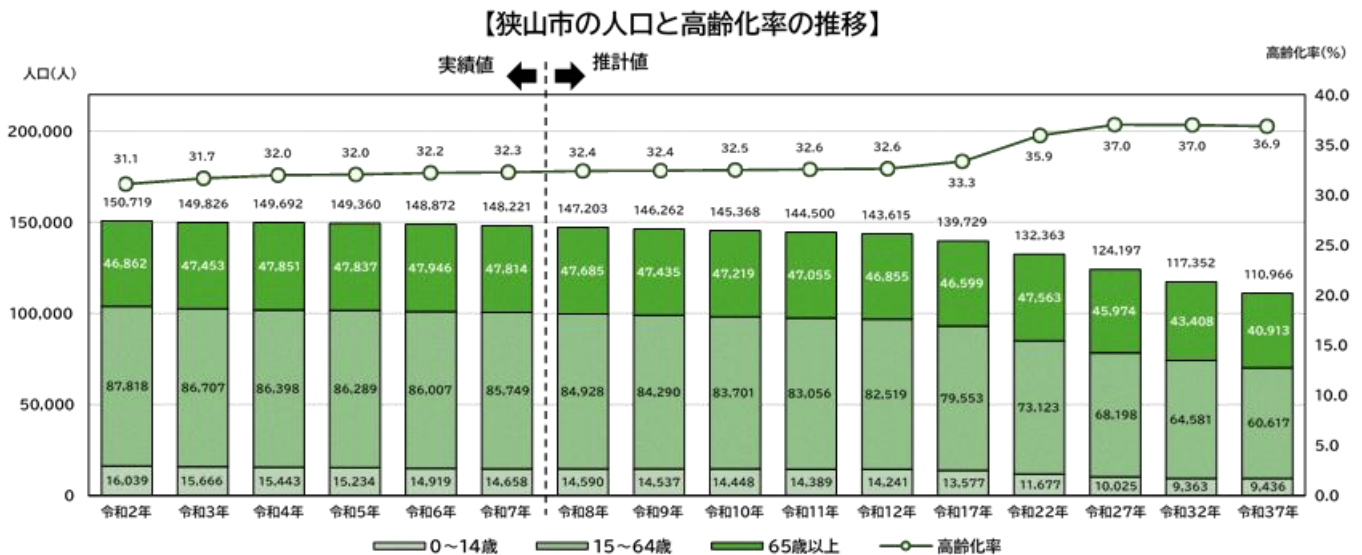
1. 地域福祉に関する狭山市の現状と課題

(1) 市民全体

■統計データから読み取れる狭山市の現状■

人口

本市の人口は、近年社会増は見られているものの緩やかに減少傾向にあり、令和2年の150,719人から令和37年には110,966人に減少すると推計されています。0～64歳人口は減少し続け、65歳以上の高齢者は令和6年ごろまで増加後、緩やかに減少していく見込みです。高齢化率は令和2年の31.1%から令和22年には35.9%と大きく増加し、令和27年から令和32年に37.0%でピークを迎え、その後令和37年には36.9%になると見込まれています。今後は人口減少と高齢化率がさらに進むことが予想されます。

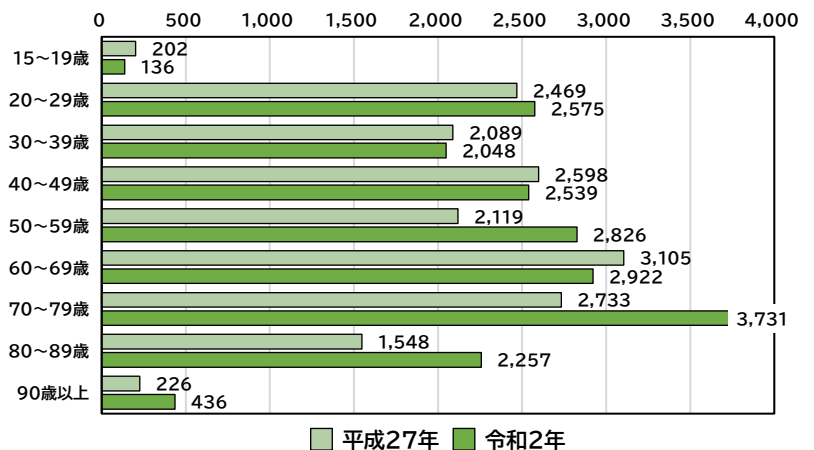


資料：令和2年～令和7年(住民基本台帳、各年1月1日時点)、狭山市人口ビジョン(令和8年度改定)によるトレンド推計

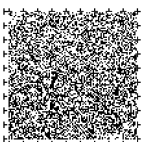
ひとり暮らし世帯数

ひとり暮らし世帯数は、平成27年と令和2年を比較すると、15～19歳や60～69歳などではひとり暮らし世帯数が減少していますが、20～29歳や70歳以上などでは増加が見られ、特に70～79歳と80～89歳の高齢層の増加が目立ち、高齢者のひとり暮らし世帯数が顕著に増えています。

【年齢別ひとり暮らし世帯数】



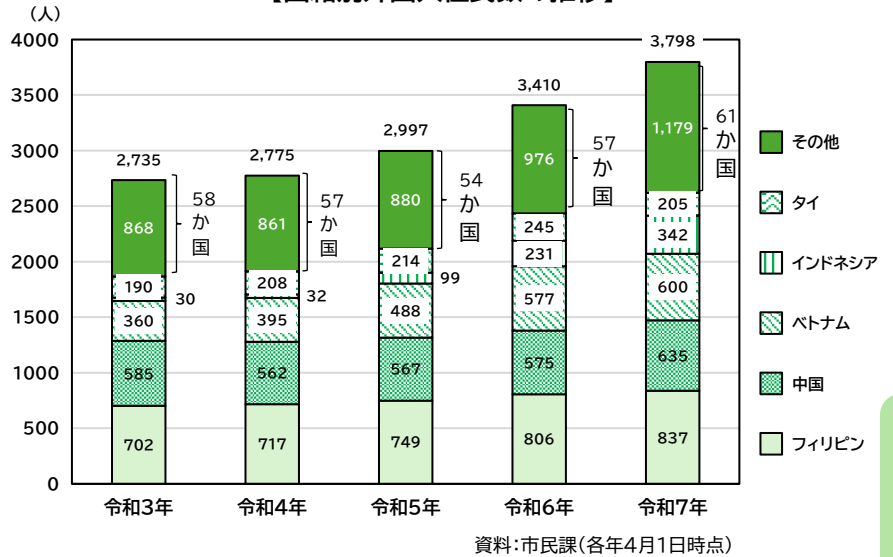
資料：国勢調査(各年10月1日時点)



在住外国人

外国人住民数は令和3年の2,735人から令和7年には、3,798人へと年々増加しており、国籍別ではフィリピン、中国、ベトナムが多く、特にベトナム人やフィリピン人、インドネシア人の増加が目立ちます。外国人住民数の増加とともに様々な国籍の方が居住していることがわかります。

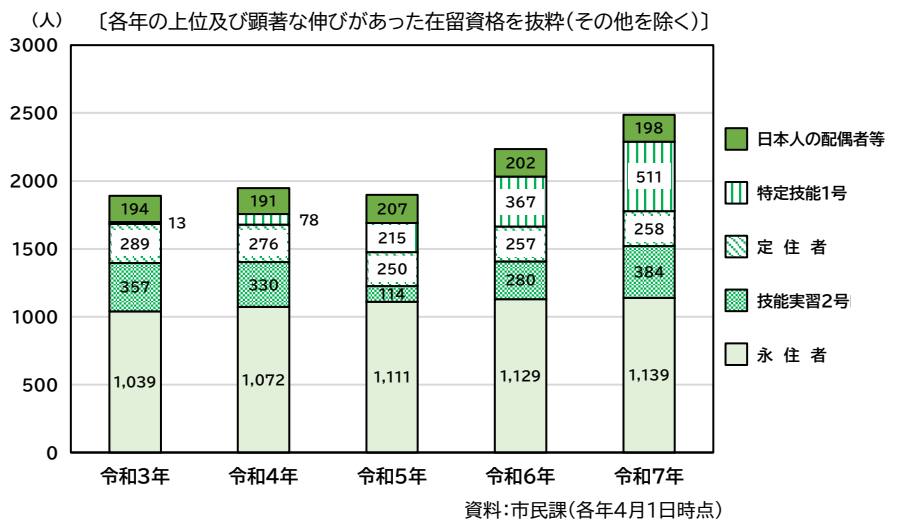
【国籍別外国人住民数の推移】



在住の目的

在留資格別では永住者が毎年最多となっている中、令和6年以降、技能実習2号と特定技能1号※が大きく伸び、また、日本人の配偶者等と定住者は、横ばいから緩やかな増加にとどまっています。

【在留資格の推移】



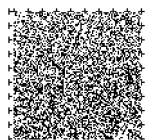
統計から読み取れるキーワード

	人口全体が緩やかな減少傾向を継続し、高齢化率が年々上昇し続けている
	高齢者のひとり暮らし世帯が増加している
	外国人住民の数が増加し、多国籍化している

※ 技能実習2号と特定技能1号

技能実習2号は、技能実習1号(1年目)修了後、2年目・3年目に技能習熟を目指すための在留資格。

特定技能1号は、労働力不足対策の在留資格。

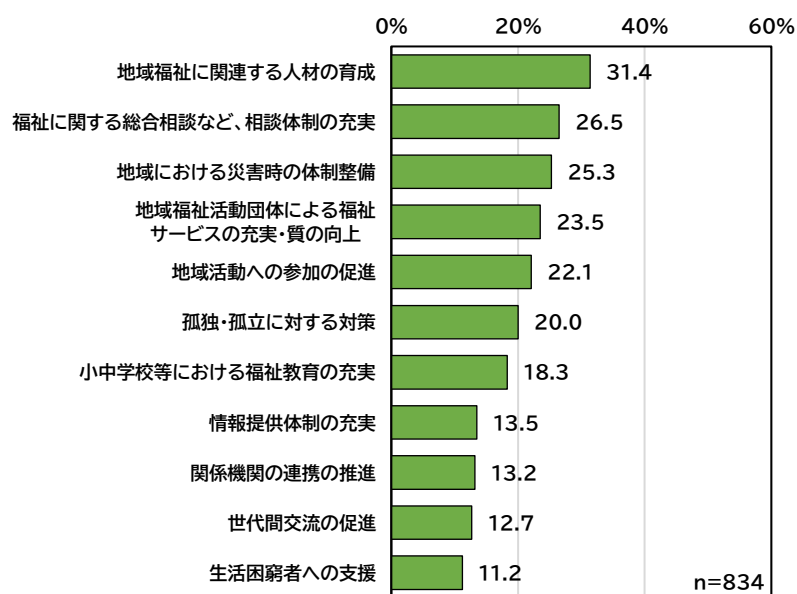


◆アンケートから読み取れる狭山市の現状◆

市や社会福祉協議会が取り組むこと

地域福祉を充実させるために市や社会福祉協議会が優先的に取り組むべきこととしては、「地域福祉に関連する人材の育成」が31.4%と最も多く、次いで「福祉に関する総合相談など、相談体制の充実」が26.5%と続いています。「地域における災害時の体制整備」は25.3%で、前回調査の40.9%から15.6ポイント減少しております。人材育成や相談体制への関心の変化がうかがえます。

【市や社会福祉協議会が優先的に取り組むべきもの】 〔10%を超える回答を抜粋〕

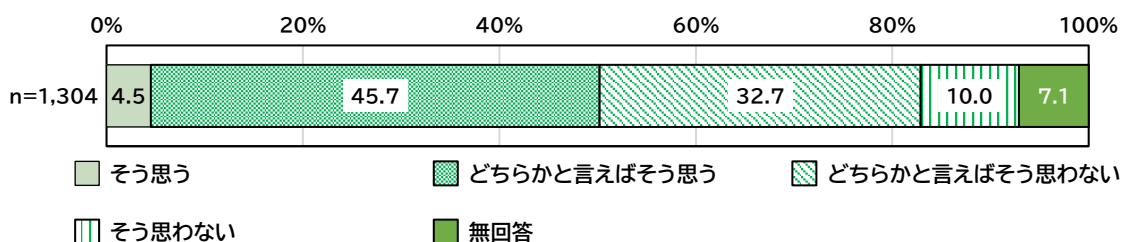


資料：地域福祉に関するアンケート(令和7年度)

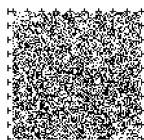
協働によるまちづくり

狭山市が積極的に協働によるまちづくりを進めていると思うかについては、「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」をあわせた肯定的な回答が50.2%、一方で「どちらかと言えばそう思わない」と「そう思わない」とする回答をあわせて42.7%にのぼることから、市の協働によるまちづくりに一定の評価がされているものの、そうは思わないとの意見もそれに近い割合で存在しています。

【市が協働によるまちづくりを進めているかについて】



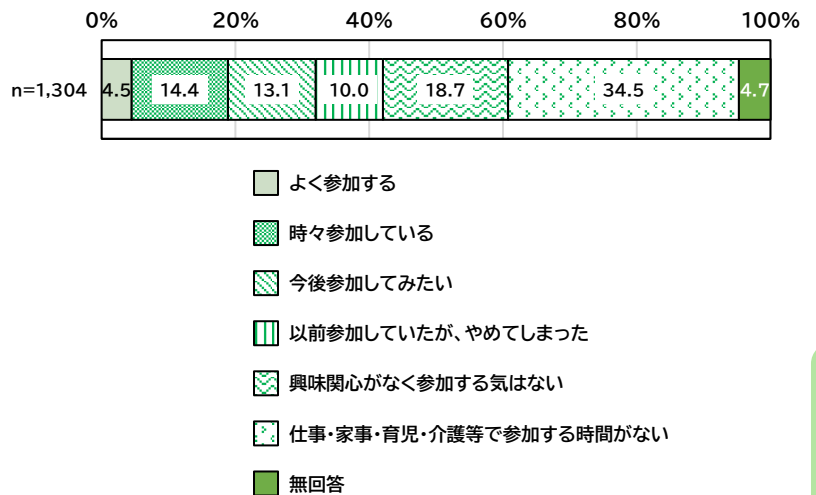
資料：狭山市民意識調査(令和5年度)



地域活動

この1年間の地域活動への参加について「よく参加する」「時々参加している」と回答した人はそれぞれ4.5%、14.4%にとどまっており、「今後参加してみたい」という前向きな回答が13.1%あります。一方で、「仕事・家事・育児・介護等で参加する時間がない」が34.5%と最も多く、全体として地域活動の参加率は低く、多くの人に参加に至らない何らかの理由を抱えています。

【この1年間の地域活動の参加について】

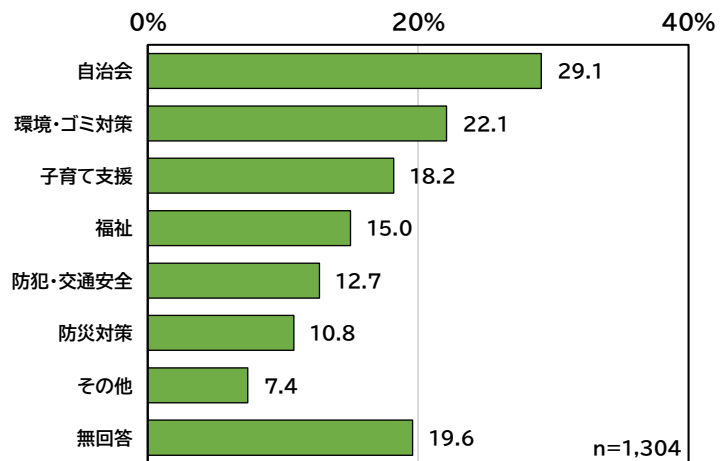


資料:狭山市民意識調査(令和5年度)

地域活動への参加

ボランティア・地域活動への参加意向では「自治会」への参加意向が29.1%と最も高く、次いで「環境・ゴミ対策」が22.1%、「子育て支援」が18.2%と続いており、福祉や防犯・交通安全、防災対策への意欲も一定程度見られますが、全体としては自治会や身近な地域環境に関する活動への関心が高いことを示しています。

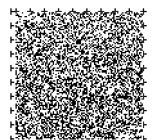
【ボランティア・地域活動への参加意向】



資料:狭山市民意識調査(令和5年度)

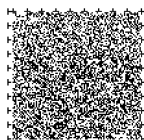
◆アンケートから読み取れるキーワード◆

	暮らしやすい地域にするために、地域住民の支え合いや助け合い・ご近所づきあいが重視されている
	地域福祉に関連する人材の育成や相談体制の充実が求められている
	地域活動の参加率は低く、参加したいが参加できない理由を抱えている
	ボランティア・地域活動では「自治会」への関心が高い



● 統計データやアンケートから見えてくる課題(市民全体)

本市では、人口減少と高齢化が進む一方で、特に70歳以上の高齢者のひとり暮らし世帯が増加し、また、在住外国人も年々増加しているとともに多国籍化しています。アンケートの結果からは、住民同士の支え合いや交流、自治会活動への関心が高い一方で、地域活動への実際の参加率は低く、多くの人に参加に至らない何らかの理由を抱えています。そのため、今後は高齢者や多様な住民への支援体制を強化するとともに、地域福祉の担い手育成や相談体制の充実、関心のある人々を地域やまちづくり活動へとつなげる仕組みづくりが急務となっています。



(2)高齢者

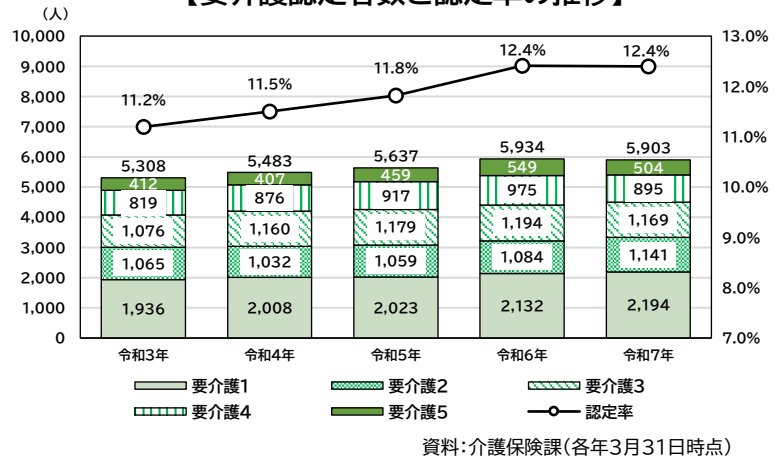
■統計データから読み取れる狭山市の現状■

要介護・要支援認定者数※

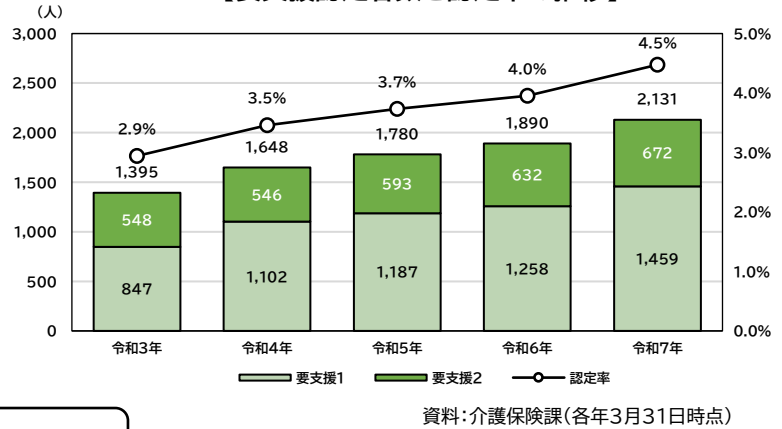
要介護認定者数(要介護1～5)は、令和7年には5,903人となり、認定率も令和3年の11.2%から12.4%へ上昇しています。また、要支援認定者も、令和7年は2,131人、認定率は過去5年間で2.9%から4.5%に上昇しました。高齢者人口増加を背景に、要介護・要支援ともに認定者数・認定率が増加しています。

※要介護・要支援認定者数には、第2号被保険者を含みます。

【要介護認定者数と認定率の推移】



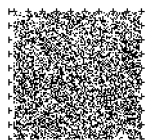
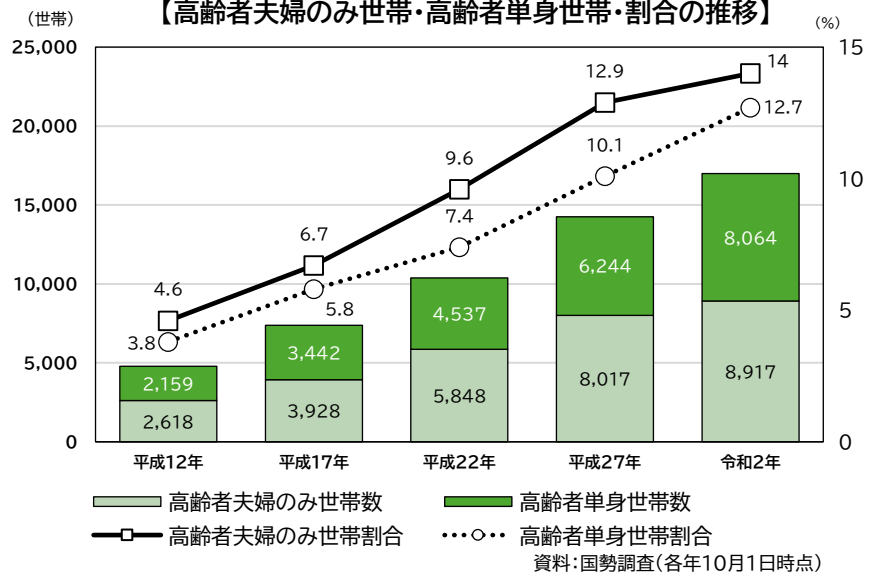
【要支援認定者数と認定率の推移】



高齢者夫婦のみ世帯数・高齢者単身世帯数

高齢者単身世帯は平成12年に2,159世帯でしたが、令和2年には8,064世帯まで増加しています。また、高齢者夫婦のみ世帯は平成12年に2,618世帯でしたが、令和2年には8,917世帯となっております。いずれの世帯も年々増加しており、今後も引き続き高齢者のみ世帯の増加が予想されています。

【高齢者夫婦のみ世帯・高齢者単身世帯・割合の推移】

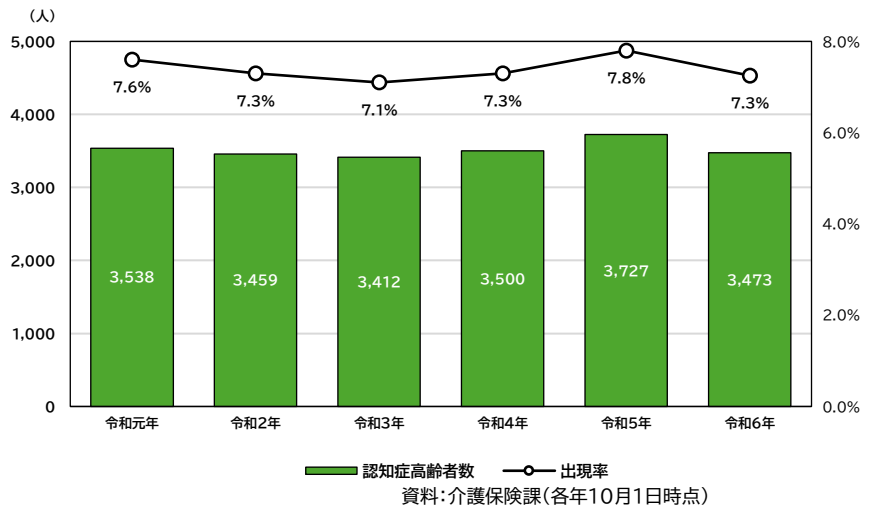


認知症高齢者数・出現率




認知症高齢者数は、平成30年以降は3,500人前後で推移しています。令和5年には3,727人と微増しましたが、令和6年には3,473人となっています。

出現率は7.5%前後で推移しており、今後も高齢化の進展に伴い認知症高齢者数は増加が予想されるものの、過去の出現率の横ばい傾向から、出現率自体は大きく変動せず、緩やかに推移すると考えられます。

【認知症高齢者数・出現率の推移】



統計から読み取れるキーワード

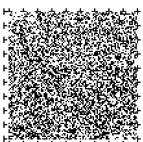
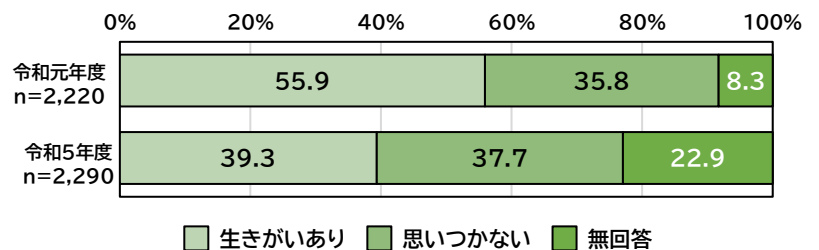
	要介護・要支援認定者数は増加し、認定率も上昇している
 	高齢者夫婦のみ世帯・高齢者単身世帯は増加している

アンケートから読み取れる狭山市の現状

高齢者の生きがい

高齢者の生きがいについて、65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者及び要支援認定者を対象とした調査では、「生きがいがある」と回答した人が39.3%で、前回の55.9%から16.6ポイント減少し、「思いつかない」とした人が37.7%を占め、高齢者の生きがい感の低下が課題となっています。

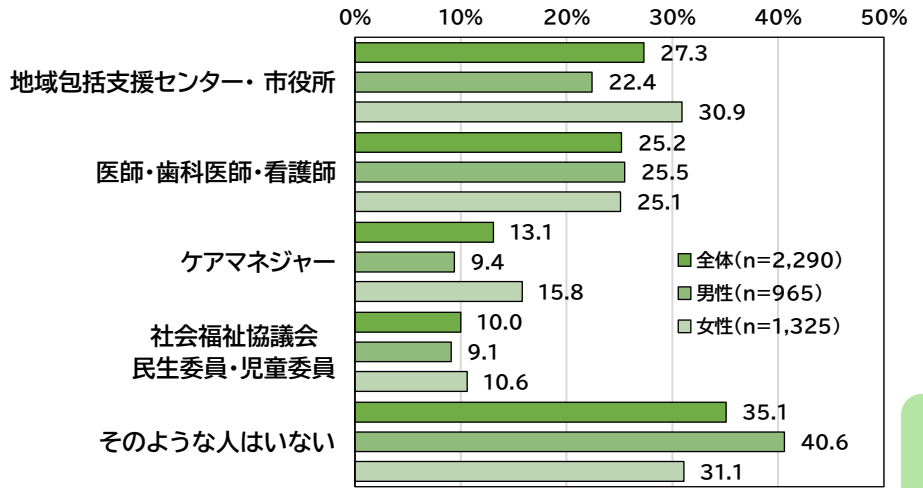
【生きがいの有無】



家族・友人以外の相談先

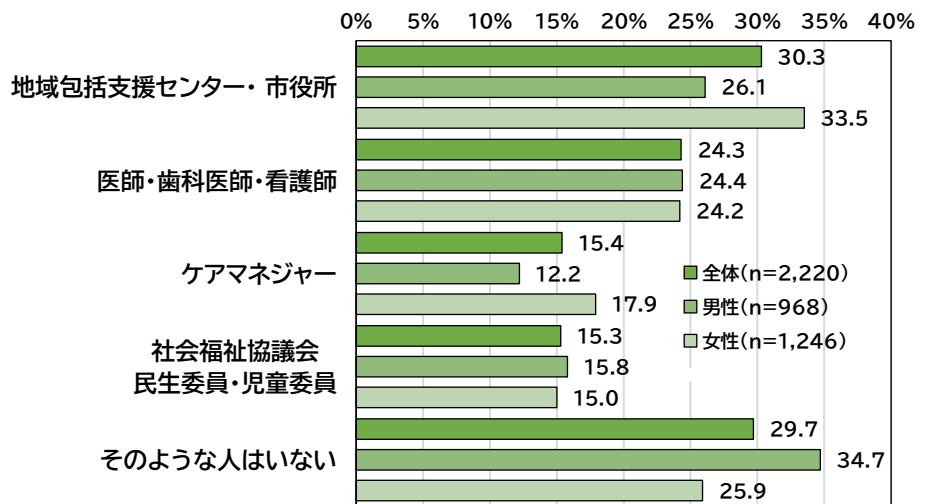
何かあったときの家族や友人・知人以外の相談先について聞いたところ、「そのような人はいない」は男性40.6%、女性31.1%で最も多く、次いで男性は医師・歯科医師・看護師が25.5%、女性は地域包括支援センター・市役所が30.9%でした。

【家族や友人・知人以外の相談相手(令和5年度)】



資料：第9期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
策定にかかるアンケート調査(令和4年度)

【家族や友人・知人以外の相談相手(令和元年度)】

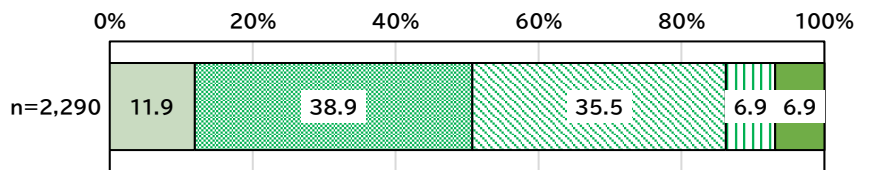


資料：第8期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
策定にかかるアンケート調査(令和元年度)

地域についての考え

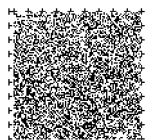
地域との関係についての考えを聞いたところ、「お互いに支えあえる関係」や「いざというときだけ助けあえる関係」を望む人が合わせて50.8%を占める一方で、「必要最小限のつきあい」や「かかわりあいをもたない」とする人は、42.4%となっており、回答には二極化の傾向が見られます。

【地域との関係に対する考え方】










- お互いに緊密なかかわりをもち、支えあえる関係をもちたい
- いざというときだけ助けあえるよう、ある程度のかかわりをもっておきたい
- お互いに干渉しないで、必要最小限のつきあいとしたい
- かかわりあいをもたないで、自分なりに生活していきたい
- 無回答

資料：第9期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
策定にかかるアンケート調査(令和4年度)



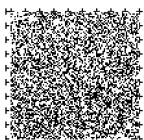
◆アンケートから読み取れるキーワード◆

 	生きがいについて、高齢者の約4割が「ある」と回答する一方、「思いつかない」もほぼ同数である
 	家族・友人以外の相談先がない高齢者は男性が4割、女性が3割 高齢者夫婦のみ世帯と高齢者単身世帯が増えている
  	地域との関係性について「助けあえる関係を望む」層と「最小限のつきあいを望む」層が二極化している

● 統計データやアンケートから見えてくる課題(高齢者)

高齢者人口増加を背景に、要介護・要支援ともに認定者数・認定率が増加しています。生きがいが「ある」と感じる人が最も多い一方で、「思いつかない」や無回答が全体の6割近くを占めており、高齢期における充実感や生きがいの創出が大きな課題となっています。また、困った時の相談先について「家族や友人・知人以外にはいない」と答えた人も多く、特に男性ではその割合が高くなっており、社会から孤立しやすい高齢者層の存在が明らかとなっています。地域との関係性に関する考え方では、お互いに支えあいたい・いざという時には助けあいたいと望む人が半数を超える一方、「必要最小限のつきあい」や「かかわりあいをもちたくない」とする人も4割以上存在し、住民の意識が二極化していることが読み取れます。

これらのデータから、高齢者の孤立防止や生きがい支援、また、多様な関わり方を尊重しながらも安心して相談や助け合いができる地域づくりが、今後の重要な課題と考えられます。



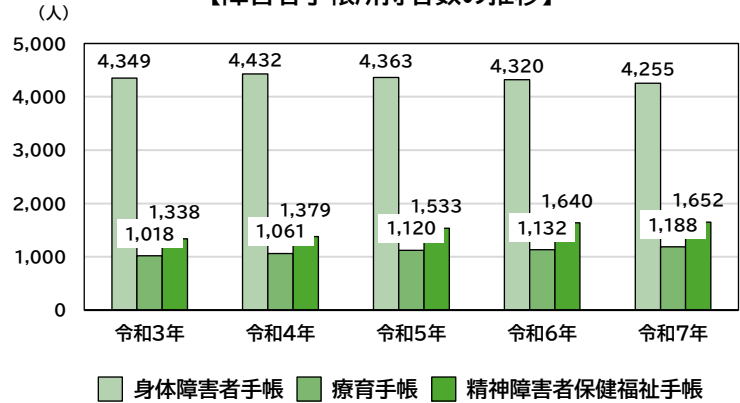
(3) 障害者

■統計データから読み取れる狭山市の現状■

障害者手帳所持者

令和3年から令和7年にかけて、身体障害者手帳所持者数は減少していますが、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加しています。この5年間で療育手帳所持者は約1.17倍、精神障害者保健福祉手帳所持者は約1.23倍に増えています。

【障害者手帳所持者数の推移】

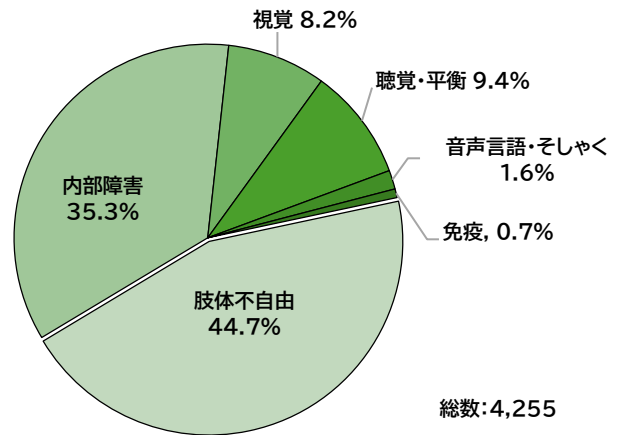


資料：障がい者福祉課(各年3月31日時点)

障害の内訳

身体障害者手帳所持者の障害の内訳を見ると、「肢体不自由」が44.7%と最も多く、次いで「内部障害」が35.3%、聴覚・平衡が9.4%、視覚が8.2%と続きます。

【身体障害者手帳所持者の障害の内訳】

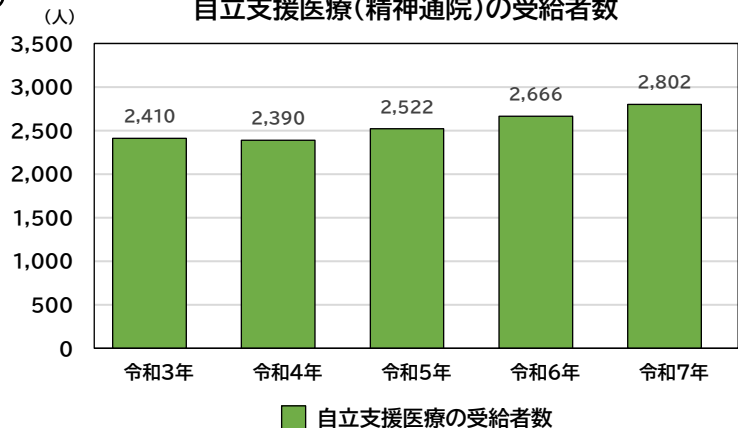


資料：障がい者福祉課(令和7年3月31日時点)

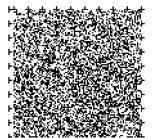
自立支援医療(精神通院)の受給者

自立支援医療の受給者数は令和4年以降増加し続けており、令和4年の2,390人から令和7年時点で2,802人となっています。






自立支援医療(精神通院)の受給者数



資料：障がい者福祉課(各年4月1日時点)



■統計から読み取れるキーワード■

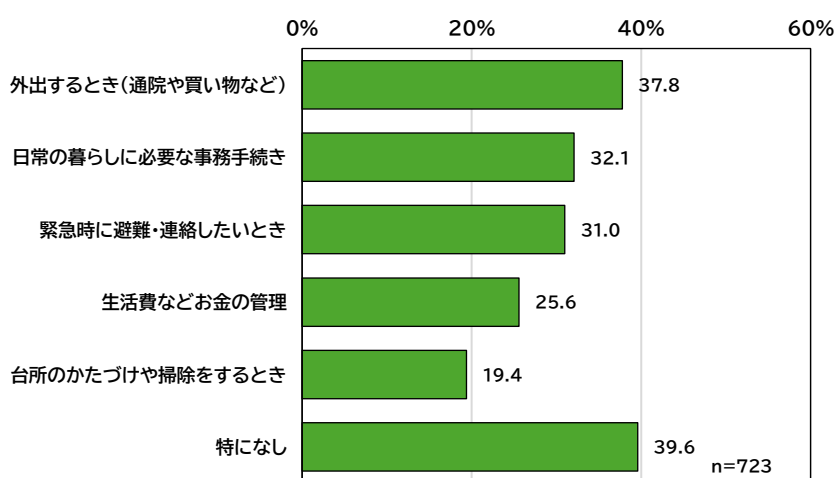
		療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者が年々増加している
		身体障害者手帳所持者数はわずかに減少している
		「肢体不自由」が半数近くを占めている一方、「内部障害」や「聴覚障害」など他者からわかりにくい障害の方も多い

◆アンケートから読み取れる狭山市の現状◆

手助けが必要なとき

手助けが必要なときとしては「特になし」が39.6%と最も多く、「外出するとき(通院や買い物など)」が37.8%、次いで「日常の暮らしに必要な事務手続き」が32.1%、「緊急時に避難・連絡したいとき」が31.0%となっています。

【手助けが必要なとき】〔複数回答上位6位までの抜粋〕

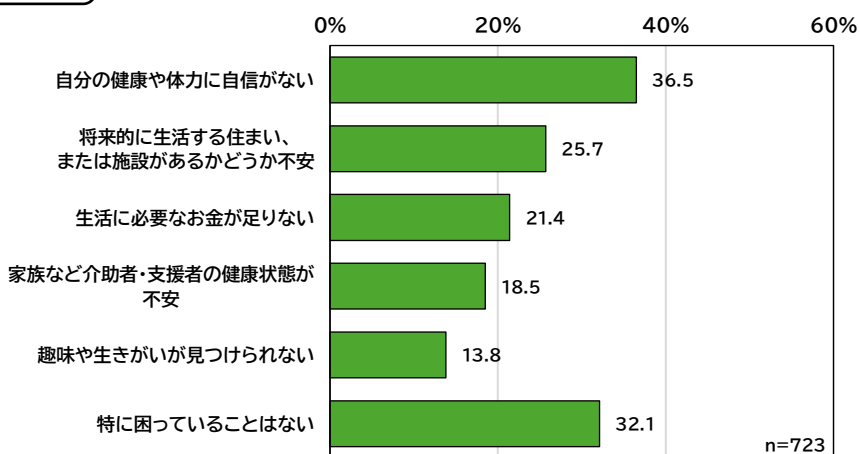


資料：第6次障害者福祉プラン策定のためのアンケート調査(令和4年度)

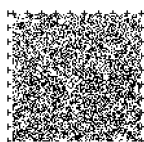
生活で困っていることや不安なこと

生活で困っていることや不安なことでは、「自分の健康や体力に自信がない」が36.5%で最も多く、次いで「特に困っていることはない」が32.1%、「将来の住まいや施設への不安」が25.7%となっており、健康や住環境への不安が多く挙げられています。

【生活で困っていることや不安なこと】



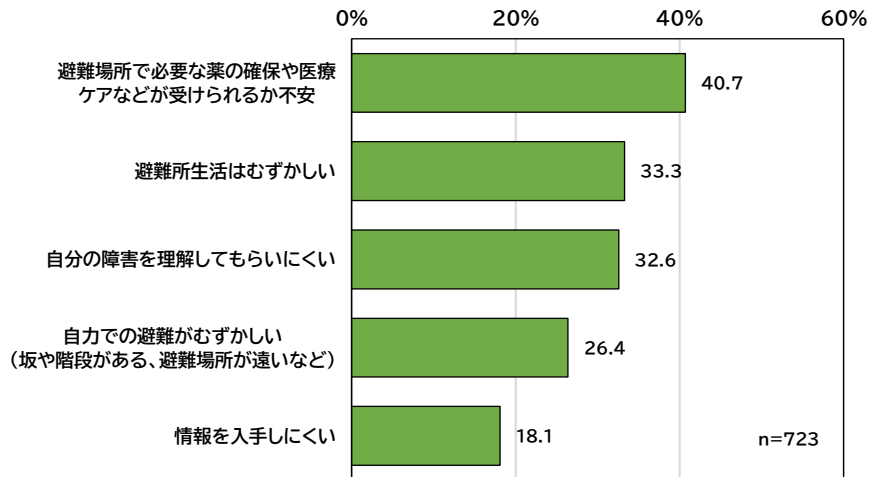
資料：第6次障害者福祉プラン策定のためのアンケート調査(令和4年度)



災害時のことについて

災害時に困ることについては、「避難場所に必要な薬の確保や医療ケアなどが受けられるか不安」が40.7%と最も多く、「避難所生活はむずかしい」が33.3%、「自分の障害を理解してもらいにくい」32.6%など、医療面や避難時の生活、障害に対する理解への不安が多く挙げられています。

【災害時に困ることについて】〔複数回答上位5位までを抜粋〕

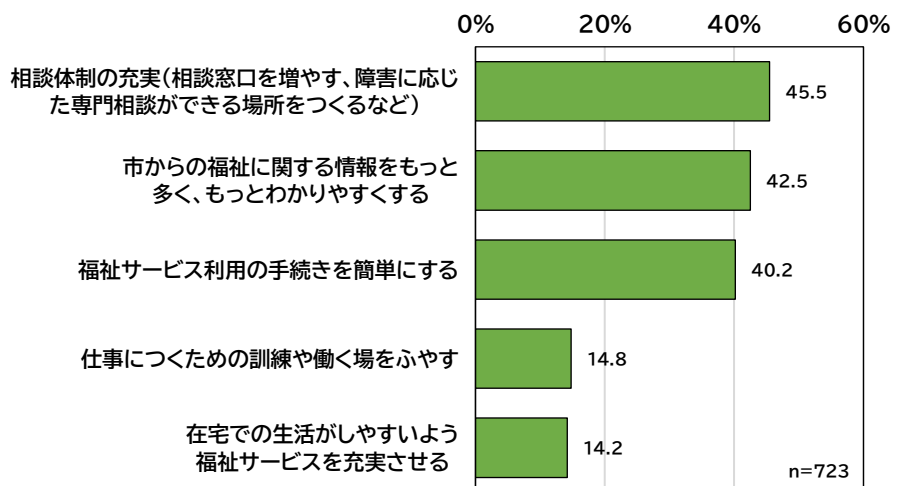


資料:第6次障害者福祉プラン策定のためのアンケート調査(令和4年度)

よりよい生活について







よりよく生活していくために必要なこととしては、「相談体制の充実」が45.5%と最も多く、「市からの福祉に関する情報をもっと多く、もっとわかりやすくする」42.5%、「福祉サービス利用の手続きを簡単にする」40.2%など、相談体制や情報提供、手続きの簡素化に対するニーズが高いことが分かります。

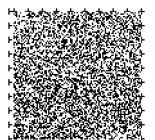
【よりよく生活していくために必要なこと】



資料:第6次障害者福祉プラン策定のためのアンケート調査(令和4年度)

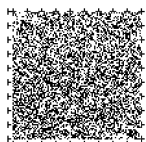
■アンケートから読み取れるキーワード■

 	外出時や事務手続き、緊急時の避難などで手助けを必要とする人が多い
	健康への不安や将来の住まい、施設に対する不安が多い
 	災害時における薬や医療ケアの確保、避難所生活、障害への理解に不安を感じている
	相談体制や情報提供の充実、サービス利用手続きの簡素化が求められている



● 統計データやアンケートから見えてくる課題(障害者)

療育手帳や精神障害者保健福祉手帳所持者が増加しています。身体障害者手帳所持者は減少傾向ながら「肢体不自由」に次いで「内部障害」や「聴覚障害」など、他者からわかりにくい障害の方が多いです。アンケートでは外出や事務手続き、緊急時の避難などで手助けが必要な人が多く、また、健康や将来の住まい、災害時の医療確保や障害に対する理解に不安を感じていることが明らかです。これらの結果から、(身体、療育、精神など様々な)障害者がより安心して暮らすためには相談体制や情報提供の充実、サービス手続きの簡素化など、日常・災害時両面での支援強化や障害に対しての知識や障害のある人への理解が進んだ地域づくり、幅広い支援強化が重要な課題となっています。

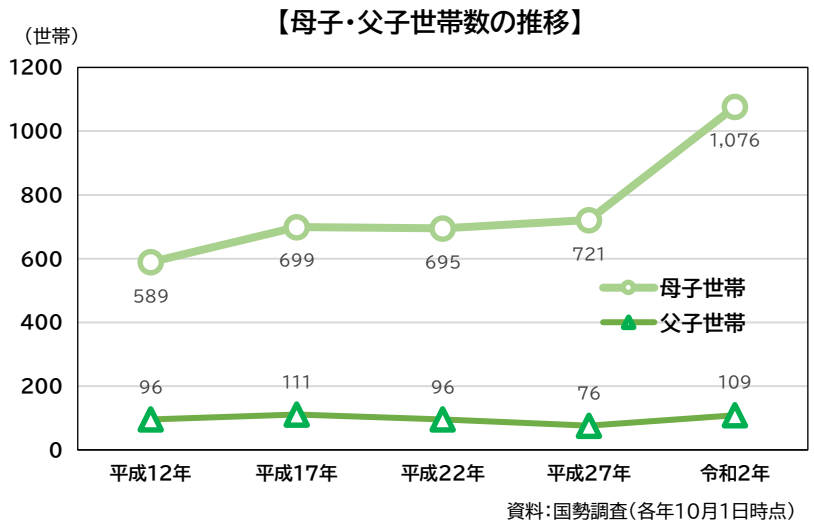


(4)こども・子育て世帯

■統計データから読み取れる狭山市の現状■

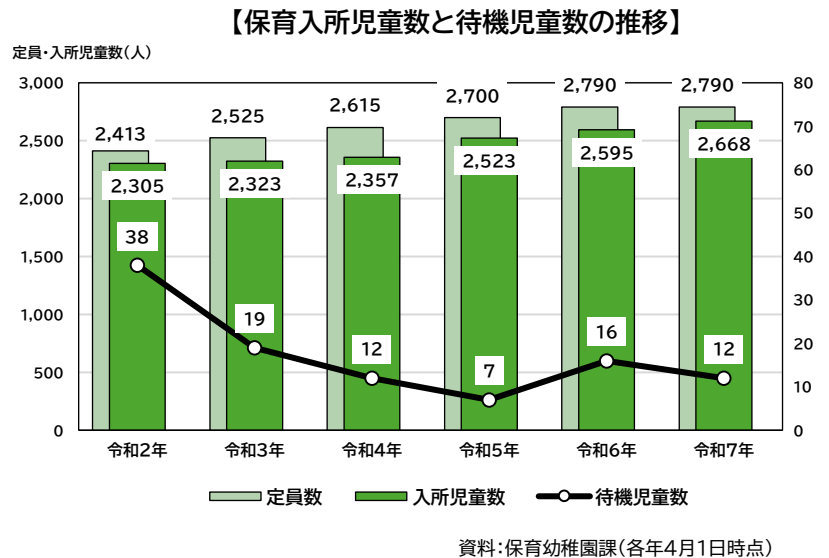
ひとり親家族

母子・父子世帯数の推移を見ると、母子世帯は平成12年から平成27年にかけては、ほぼ横ばいでしたが、令和2年に大きく増加しています。一方、父子世帯は平成17年をピークに減少が続いていたものの、令和2年に再び増加していることがわかります。



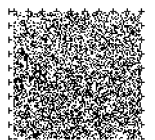
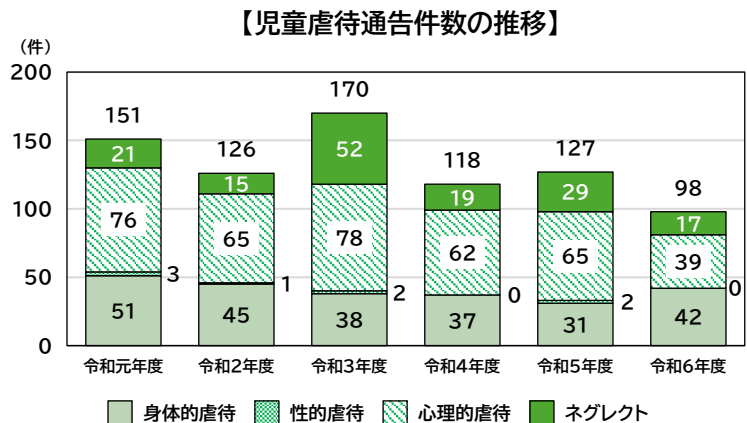
保育所の待機児童数

保育所の待機児童数は令和2年の38人から減少傾向にあり、令和7年には12人となりました。定員数は令和2年に比べ15.6%増の2,790人となり、入所児童数も15.7%増の2,668人となっています。この間に保育所の整備が推進されました。



虐待通告件数

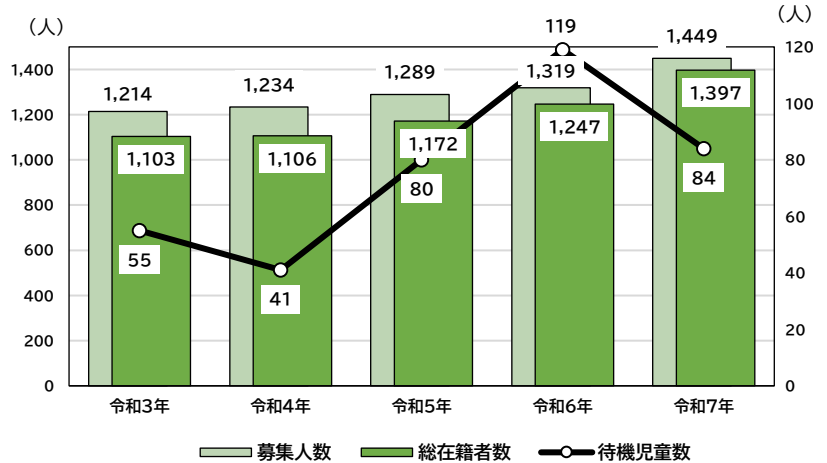
市に寄せられた児童虐待通告件数は年によって増減があり、令和3年度に170件と大きく増加した後、令和6年度には98件まで減少しています。虐待の種類では「心理的虐待」が最も多い傾向にあります。



学童保育室の待機児童数

学童保育室の待機児童数は、令和3年の55人から令和4年は41人と減少したものの、令和5年から増加に転じ、令和6年には119人まで増加しましたが、令和7年は84人へと減少しています。この間に施設の増築や定員の見直しのほか、民間学童保育室が開設されました。

【学童入室児童数と待機児童数の推移】



資料：青少年課(各年4月1日時点)

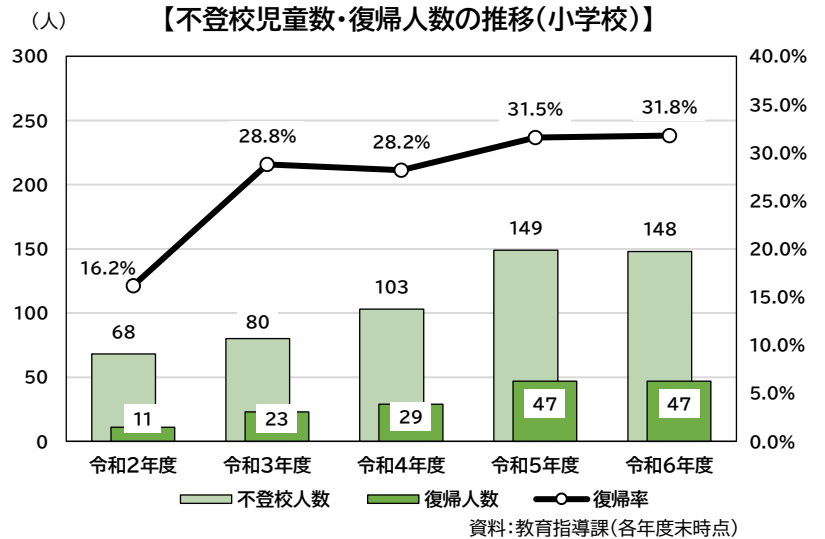
不登校児童生徒数・復帰人数

小学校における不登校児童数の推移をみると、令和2年度は68人でしたが、令和6年度には148人まで増加しています。一方で、復帰人数も増加しており、復帰率で見ると令和2年度は16.2%でしたが、令和6年度には31.8%まで増加しています。

中学校における不登校生徒数の推移をみると、令和5年まで増加していましたが、令和6年度に減少に転じています。復帰人数も、不登校生徒数に連動して推移しています。

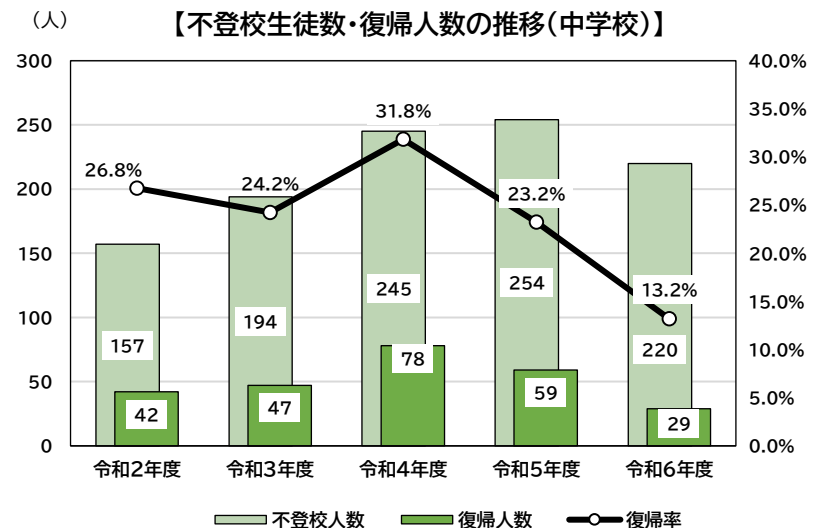
思春期を迎える中学生時期から不登校の増加・長期化が起きやすいことを示していると考えられます。

【不登校児童数・復帰人数の推移(小学校)】

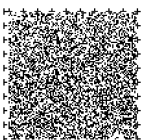


資料：教育指導課(各年度末時点)

【不登校生徒数・復帰人数の推移(中学校)】

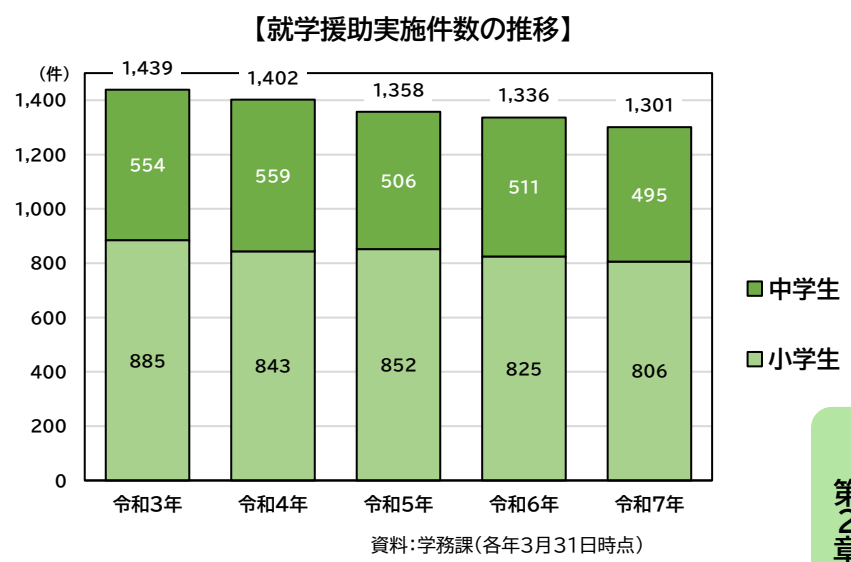


資料：教育指導課(各年度末時点)



就学援助実施件数

就学援助実施件数は少子化の影響により年々減少しており、令和3年は1,439件でしたが令和7年には1,301件まで減少しています。



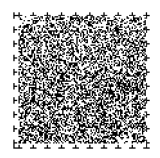
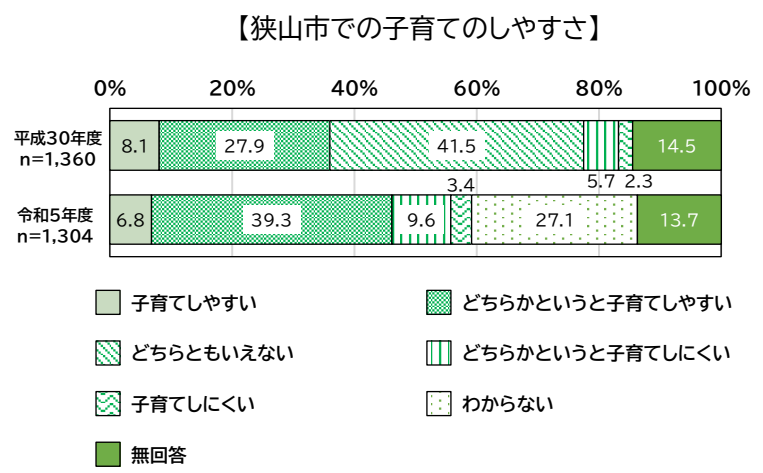
統計から読み取れるキーワード

	保育所入所児童数は増加、待機児童数は大幅に減少しているが、学童保育室の待機児童数がまだ多い状況である
	児童虐待通告件数は年による変動が大きい。一番多い通告は「心理的虐待」に関することである
	不登校については、小学生は復帰率が高いが、思春期を迎える中学生時期から不登校の増加・長期化が起きやすい

アンケートから読み取れる狭山市の現状

子育てのしやすさ

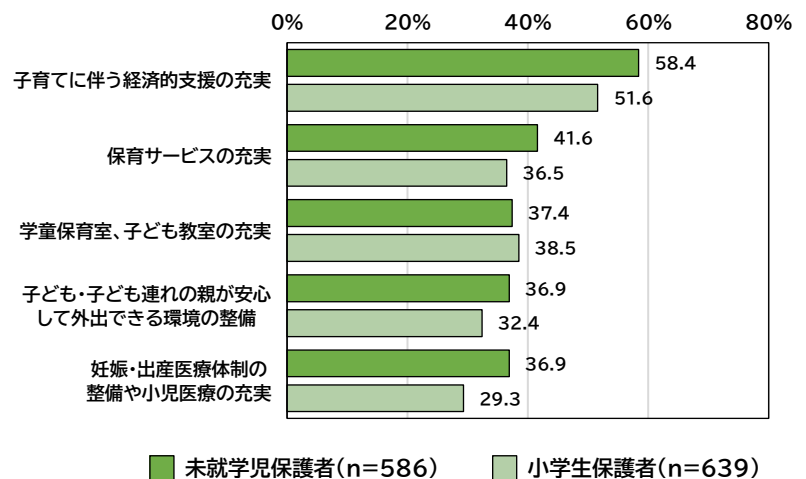
本市での子育てのしやすさについて、市民意識調査では「どちらかという子育てしやすい」が39.3%と最も多く、「子育てしやすい」と合わせると46.1%が肯定的に評価しており、平成30年度より多くなっています。一方、「わからない」は27.1%となっています。



市に望むこと

未就学児・小学生の保護者が市に求める子育て支援は「経済的支援の充実」(未就学児58.4%、小学生51.6%)が最も多く、次いで「保育サービスの充実」や「学童保育室・子ども教室の充実」が挙げられ、経済的支援や保育・教育の充実を求める声が多いことがわかります。

【市に求める子育て支援】
〔複数回答上位5位までを抜粋〕

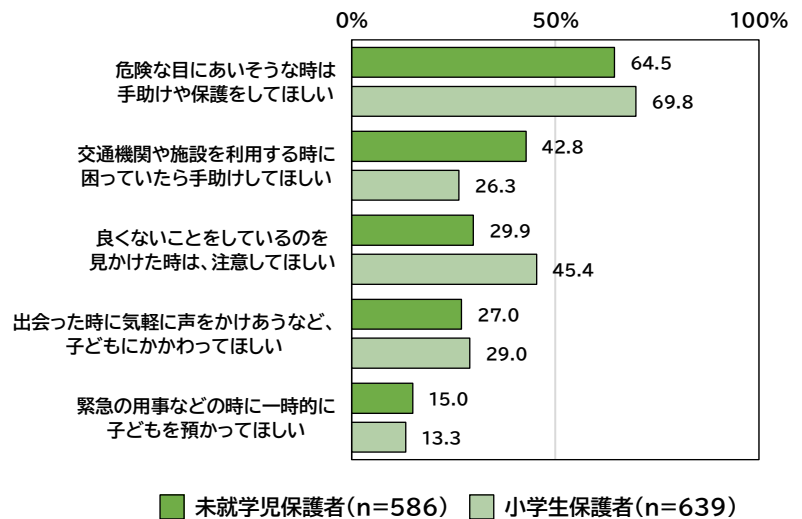


資料:こども計画策定のためのアンケート調査(令和6年度)

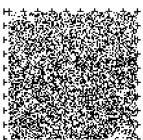
地域に望むこと

未就学児保護者の64.5%、小学生保護者の69.8%が「危険な目にあいそうな時は手助けや保護をしてほしい」と最も強く望んでおり、次いで「良くないことしているのを見かけた時は注意してほしい」は未就学児保護者29.9%、小学生保護者45.4%、「交通機関や施設利用時に手助けしてほしい」は未就学児保護者42.8%、小学生保護者26.3%でした。地域の見守りや助け合いへの意識が高いことがわかります。

【地域に望むこと】〔複数回答上位5位までを抜粋〕



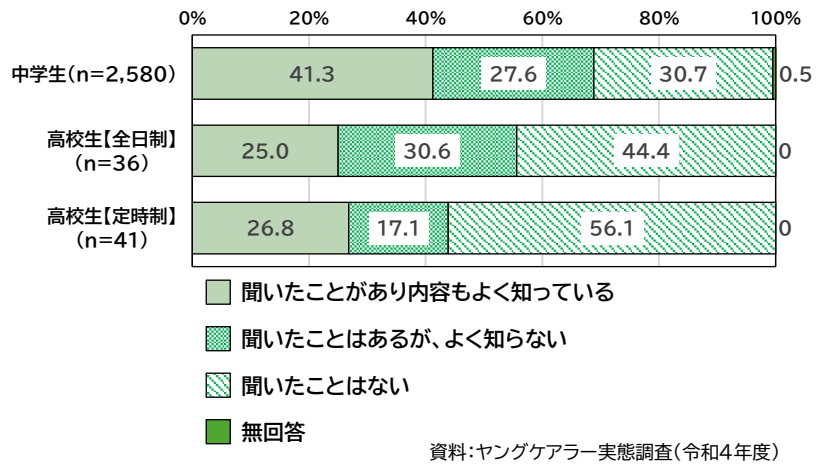
資料:こども計画策定のためのアンケート調査(令和6年度)



ヤングケアラーの認知度

ヤングケアラーの認知度について、「聞いたことがあり内容もよく知っている」と回答した割合は、中学生41.3%、高校生(全日制)25.0%、高校生(定時制)は26.8%となっており、高校生では「聞いたことはない」とする割合が、全日制44.4%、定時制56.1%と中学生より高い結果となっています。

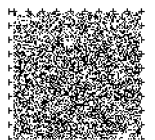
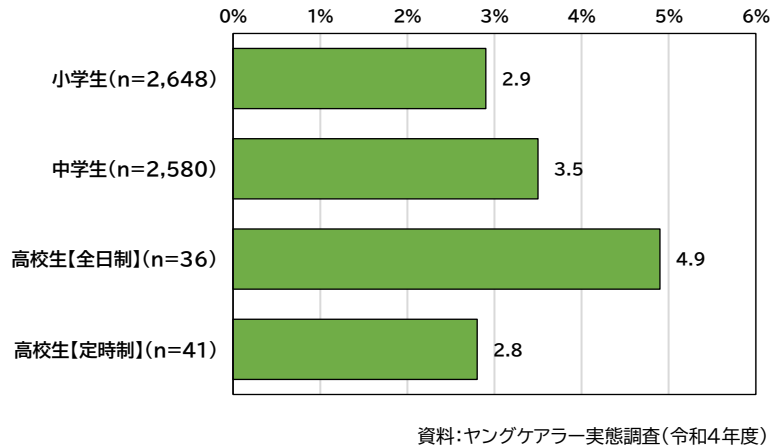
【ヤングケアラーの認知度】 ※中学生・高校生



世話をしている家族の有無

世話をしている家族がいると回答した割合は、小学生で2.9%、中学生で3.5%、高校生(全日制)で4.9%、高校生(定時制)で2.8%となっており、全日制高校生が最も高い結果となっています。

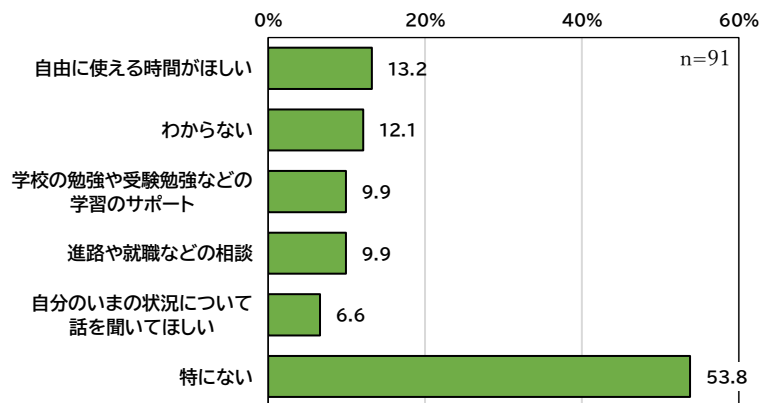
【世話をしている家族がいる】



学校や大人に求める必要な支援








世話をしている家族がいる中学生が、学校や大人に求める必要な支援については、「自由に使える時間がほしい」が13.2%と最も多く、次いで「わからない」が12.1%、「学校の勉強や受験勉強などの学習のサポート」と「進路や就職などの相談」がともに9.9%、「自分のいまの状況について話を聞いてほしい」が6.6%となっている一方で「特になし」と回答した割合が53.8%と過半数を占めています。

【学校や大人に求める必要な支援】
〔上位6位までを抜粋〕



資料: ヤングケアラー実態調査(令和4年度)

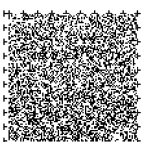
◆アンケートから読み取れるキーワード◆

 	子育てのしやすさは肯定的評価が多いが、課題も残る
 	地域に対して子どもへの見守りや手助けを望む子育て世帯が多い
 	ヤングケアラーの認知度は中学生が4割、高校生は2.5割である
	世話をしている家族がいる子どもは全体の3~5%で、大人に求める支援については、「特になし」と答えた子どもは5割を超えている

● 統計データやアンケートから見えてくる課題(子ども・子育て世帯)

保育所の待機児童数は減少していますが、学童保育室の待機児童数は多い状況です。

虐待通告件数は高い水準にあり、引き続き十分な相談体制を維持する必要があります。市民は子育てのしやすさを肯定的に評価する一方で、経済的支援や保育サービスの充実などへの要望が強く、地域には子どもの見守りや助け合いへの期待が大きいことが分かります。ヤングケアラーの認知度は中学生で4割あるものの高校生全体では低く、また、大人に求める支援について「特になし」と回答している子どもが多いことから、自分がヤングケアラーだという認識が低いと考えられます。今後も多様な支援や情報提供の充実が重要な課題です。



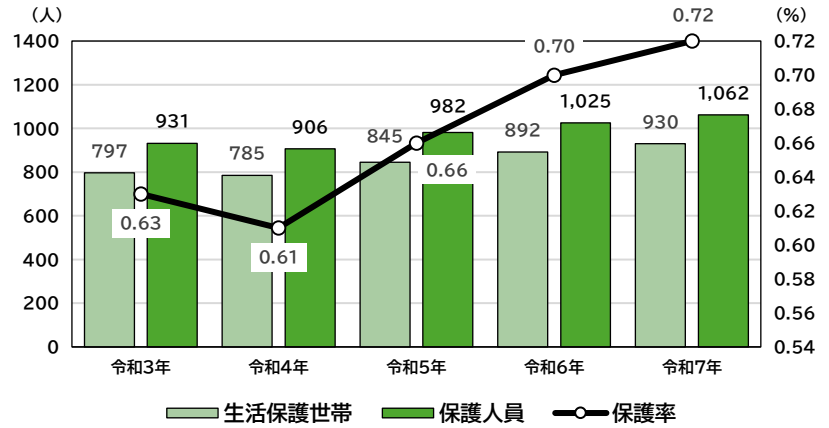
(5) 困難を抱えた人・世帯

■統計データから読み取れる狭山市の現状■

生活保護世帯

生活保護世帯数は、令和3年が797世帯、令和4年が785世帯と一時減少したが、令和7年が930世帯、保護人員も令和3年931人から令和7年1,062人へと増加傾向にあります。保護率も令和3年の0.63%から一時0.61%と微減したものの、その後は上昇が続き、令和7年3月31日現在は0.72%となっています。

【生活保護世帯・保護人員・保護率の推移】

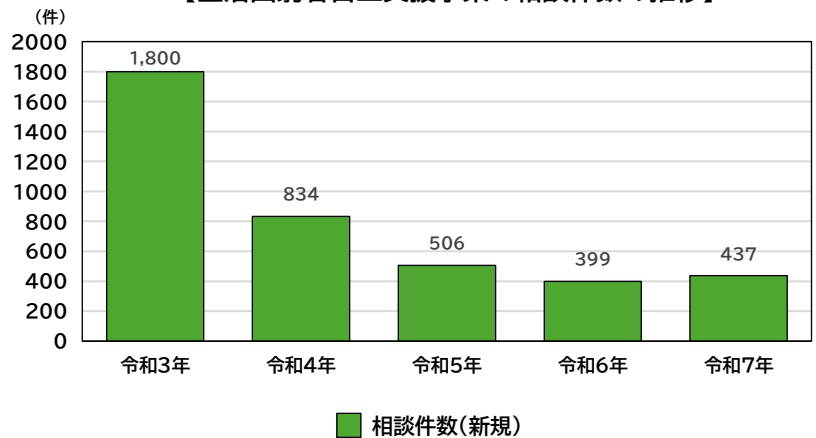


資料:生活福祉課(各年3月31日時点)

生活困窮者相談件数

生活困窮者自立支援事業の相談件数は、令和3年には1,800件と非常に多かったものの、令和4年以降は減少傾向となり、令和7年3月31日現在、やや増加して437件となっています。

【生活困窮者自立支援事業の相談件数の推移】

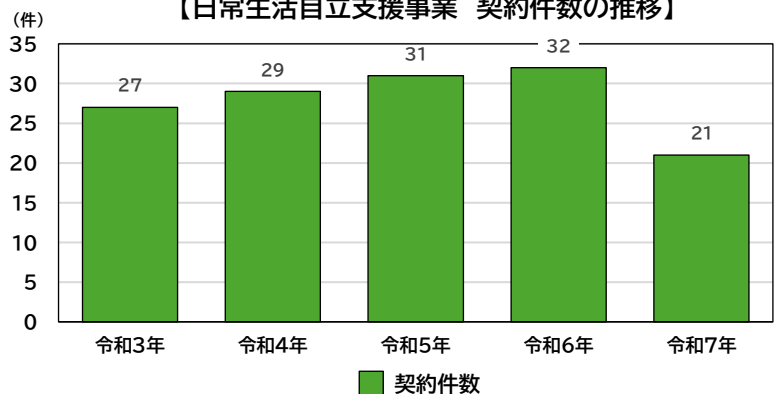


資料:狭山市社会福祉協議会(各年3月31日時点)

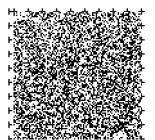
日常生活自立支援事業 契約件数

日常生活自立支援事業の契約件数は、令和3年から令和6年まで増加していましたが、令和7年3月31日現在、大きく減少しました。

【日常生活自立支援事業 契約件数の推移】



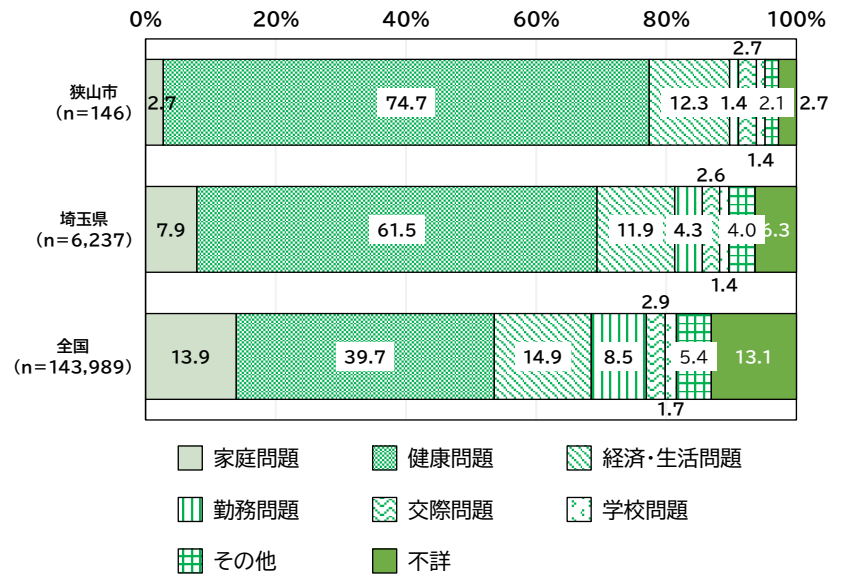
資料:狭山市社会福祉協議会(各年3月31日時点)



自殺者の原因・動機

令和2年から令和6年の自殺の原因・動機の割合を見ると、本市では「健康問題」が74.7%と最も多く、埼玉県(61.5%)、全国(39.7%)に比べて高い割合となっています。次いで「経済・生活問題」が12.3%、「家庭問題」が2.7%となっており、経済・生活問題や家庭問題の割合は県全体や全国より低く、本市では健康問題が他地域と比較して突出して高いことがわかります。

【自殺の原因・動機の割合】



資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(令和2年～令和6年)

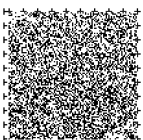
統計から読み取れるキーワード

	生活保護世帯数と保護率が増加傾向にある
	生活困窮者自立支援事業の相談件数は全体として減少傾向
	本市での自殺原因は「健康問題」の割合が非常に高い

● 統計データやアンケートから見えてくる課題(困難を抱えた人・世帯)

生活保護世帯数と保護率が増加傾向にあり、保護人員も増えています。一方で、生活困窮者自立支援事業の相談件数は、新型コロナウイルス感染症の流行時の令和2年は非常に多く、その後、減少傾向でしたが、令和6年にはやや増加しています。生活保護世帯・生活困窮者への支援強化が課題と考えられます。

自殺の原因・動機としては「健康問題」が市内では突出して高く、経済・生活や家庭の問題よりも大きな割合を占めていることが特徴です。今後は、日頃からの心身の健康づくりが必要と考えられます。



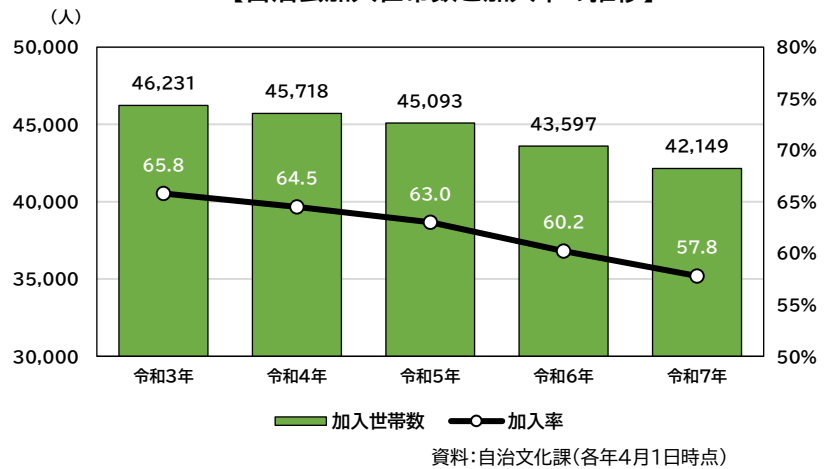
(6) 地域福祉活動団体等

■統計データから読み取れる狭山市の現状■

自治会

自治会加入世帯数は令和3年の46,231世帯から令和7年の42,149世帯へと年々減少が続いています。それに伴い加入率も65.8%から57.8%へと低下しています。

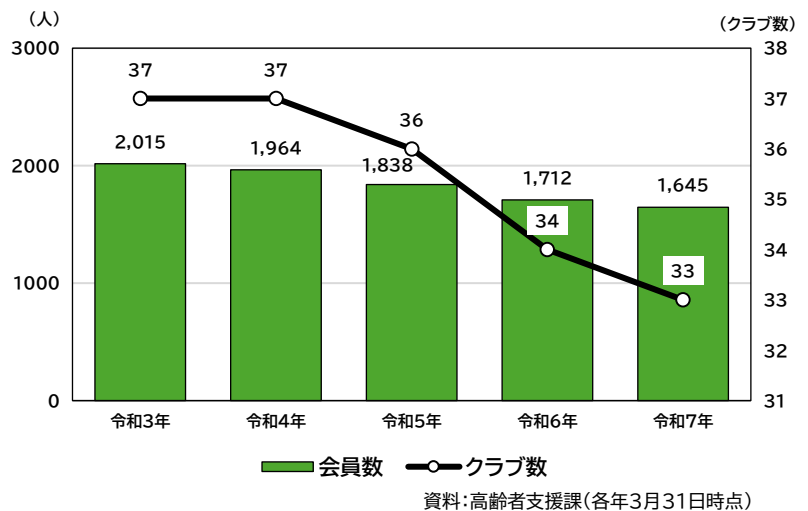
【自治会加入世帯数と加入率の推移】



老人クラブ

令和3年から令和7年にかけて老人クラブ数は37クラブから33クラブへと減少しており、会員数も2,015人から1,645人へと緩やかな減少が続いています。

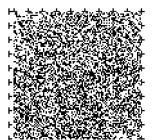
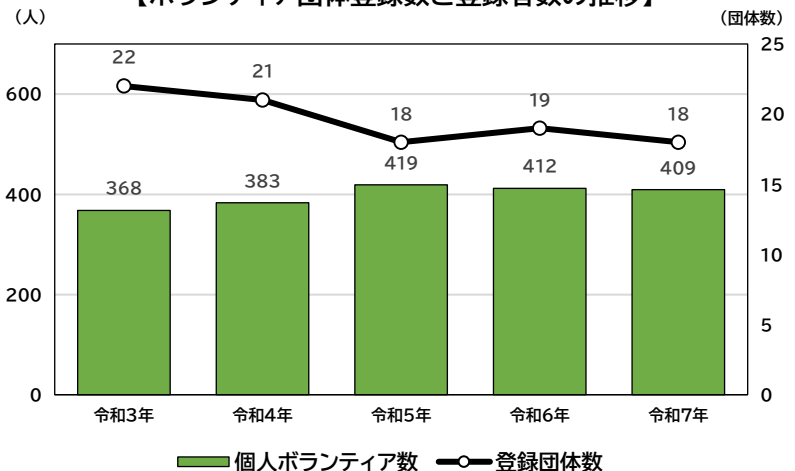
【老人クラブ数と会員数の推移】



ボランティア

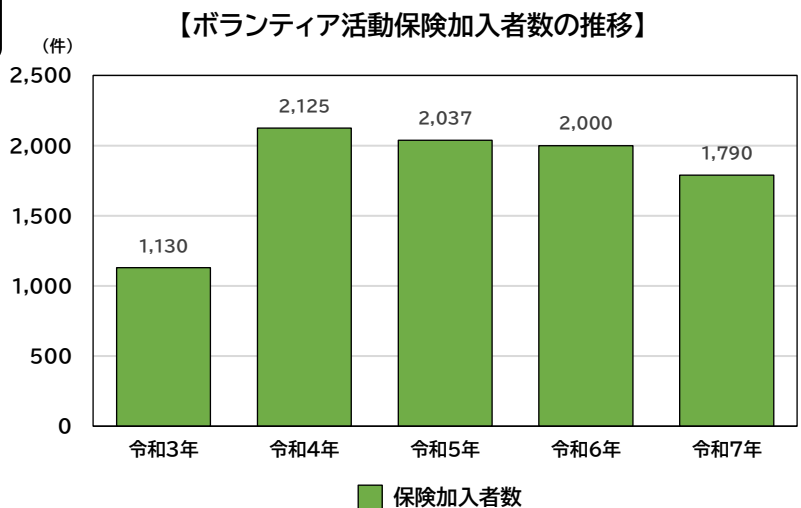
ボランティア団体登録数は令和3年の22団体から令和7年は18団体へとやや減少傾向にあり、一方で個人ボランティア登録者数は令和3年の368人から令和5年の419人へ増加した後、令和7年には409人と概ね400人台で推移しています。

【ボランティア団体登録数と登録者数の推移】



ボランティア活動保険加入者数

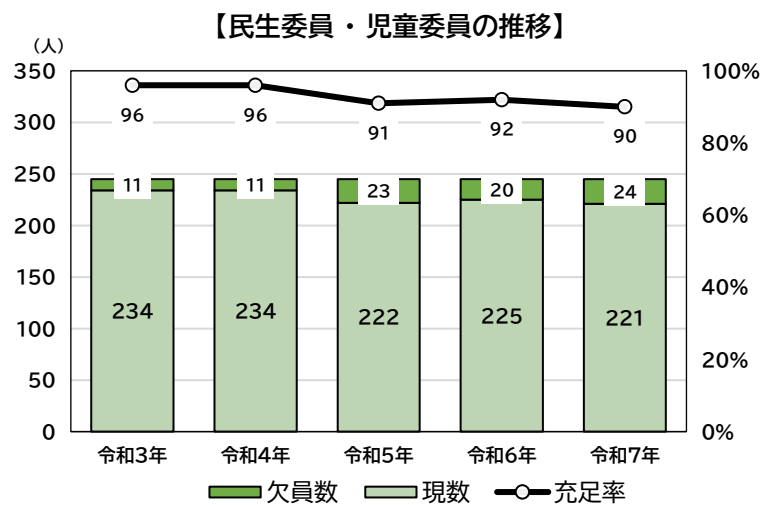
ボランティア活動保険加入者数は令和3年から令和4年にかけて大きく増加しました。しかし、その後は減少傾向が続いており、令和7年には1,790件となっています。



資料: 狭山市社会福祉協議会(各年3月31日時点)

民生委員・児童委員数

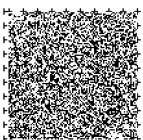
令和3年から令和7年の民生委員・児童委員の欠員数は11人から24人へと増加し、充足率は96%から90%となっています。



資料: 福祉政策課(各年4月1日時点)

統計から読み取れるキーワード

	自治会や老人クラブの登録数・構成員数は緩やかに減少傾向にある
	ボランティア団体は減少、個人ボランティア登録者は増加傾向である
	民生委員・児童委員の欠員数が増加傾向にある

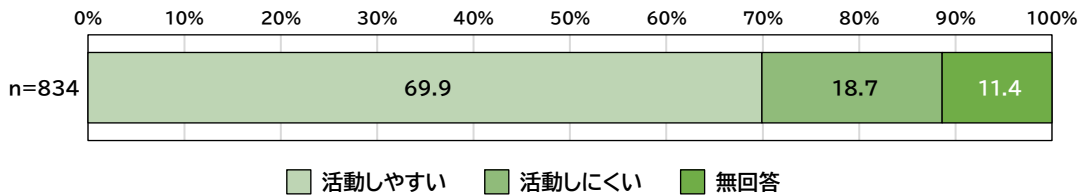


◆アンケートから読み取れる狭山市の現状◆

地域活動のしやすさ

地域福祉活動を実践されている方に地域での福祉活動のしやすさについて尋ねたところ、「活動しやすい」と回答した人が69.9%と最も多く、「活動しにくい」は18.7%となっており、全体の約7割が地域での福祉活動を肯定的に捉えていることがわかります。

【地域での福祉活動のしやすさについて】

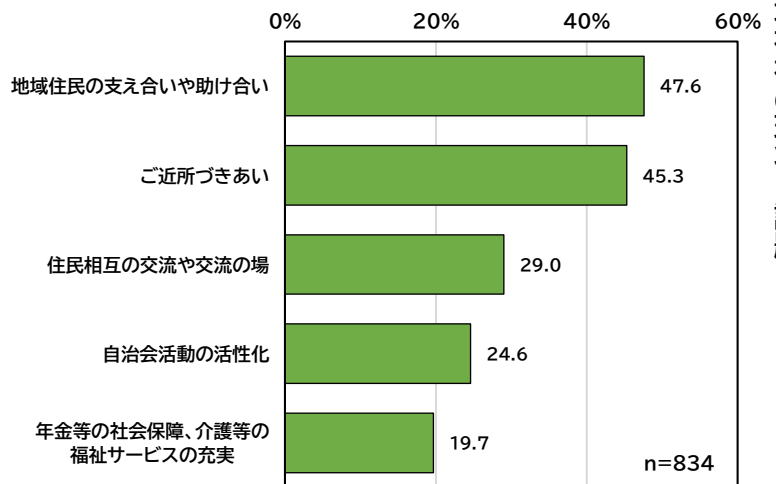


資料：地域福祉に関するアンケート(令和7年度)

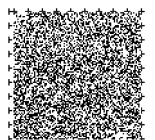
暮らしやすい地域にするために必要なこと

暮らしやすい地域にするために必要なこととしては、「地域住民の支え合いや助け合い」が47.6%、「ご近所づきあい」が45.3%と高い割合を占めています。住民同士のつながりや助け合いが重要視されています。

【暮らしやすい地域にするために必要なこと】
〔上位5位までを抜粋〕



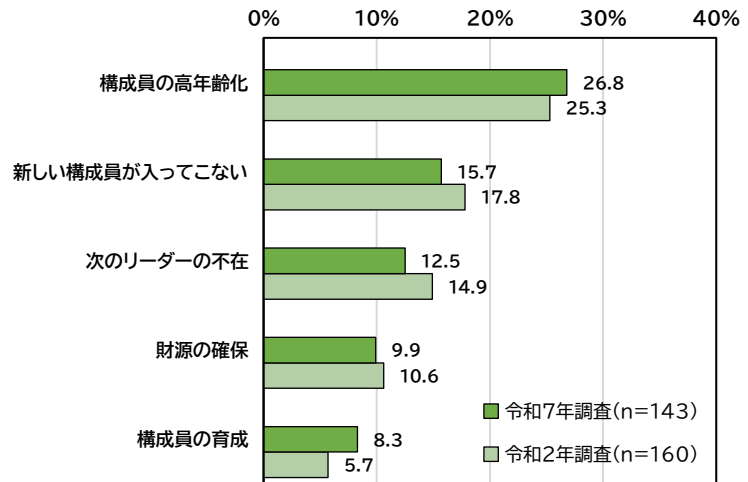
資料：地域福祉に関するアンケート(令和7年度)



活動上の問題

地域福祉活動を実践されている方に地域での福祉活動上の課題について尋ねたところ、「構成員の高年齢化」と回答した人が26.8%と最も多く、「新しい構成員が入ってこない」は15.7%、「次のリーダーの不在」は12.5%となっており、構成員に関することが高い割合を占めています。

【活動上での課題、困っていることなど】
〔上位5位までを抜粋〕

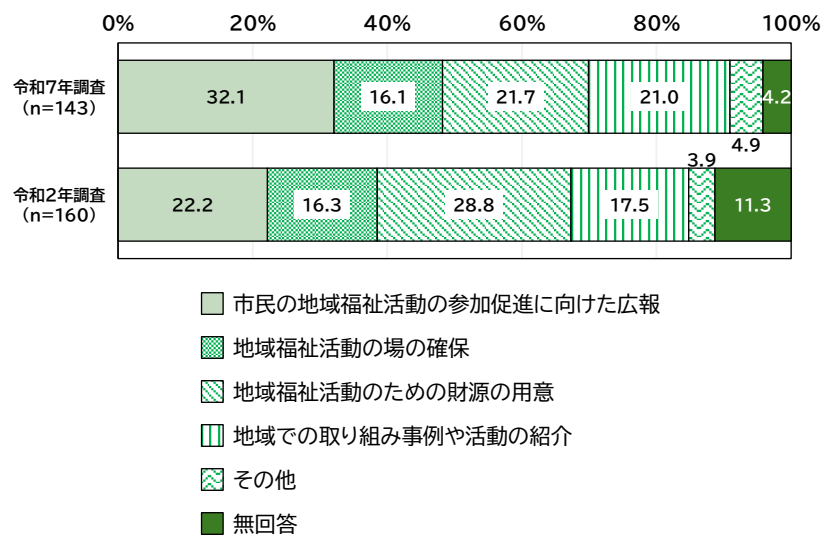


資料：地域福祉に関するアンケート(令和7年度)

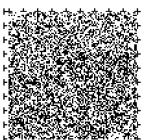
地域福祉活動推進のための環境整備

地域福祉活動を実践されている方に活動を推進するための環境を整備するには、どのようなことが必要か尋ねたところ、「市民の地域福祉活動の参加促進に向けた広報」と回答した人が32.1%と最も多く、「地域福祉活動のための財源の用意」が21.7%、「地域での取り組み事例や活動の紹介」は21.0%となっており、地域福祉活動の推進には広報強化及び財源確保が求められています。

【活動を推進するための環境整備】



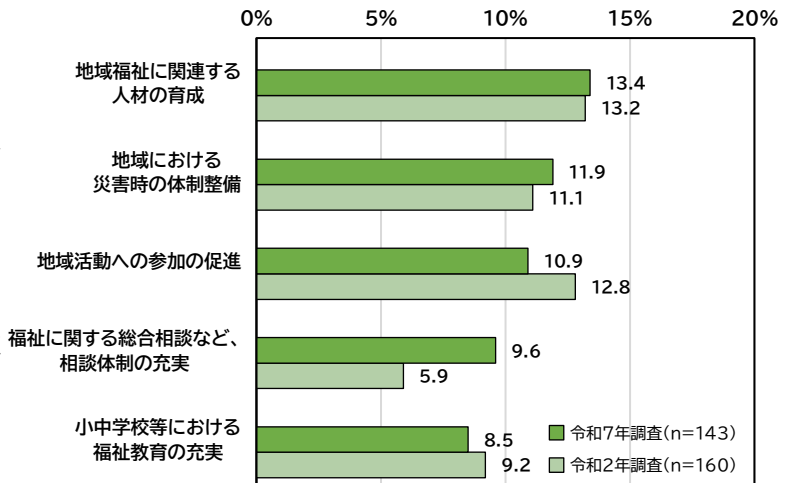
資料：地域福祉に関するアンケート(令和7年度)



市や社会福祉協議会の取り組み

地域福祉活動を実践されている方に市や社会福祉協議会が優先的に取り組むべきと思うものについて尋ねたところ、「地域福祉に関連する人材の育成」と回答した人が13.4%と最も多く、「地域における災害時の体制整備」は11.9%、「地域活動への参加の促進」は10.9%、「地域福祉の優先課題は人材育成や災害対策、地域参加促進であることがうかがえます。

【市や社会福祉協議会の取り組み】
〔上位5位までを抜粋〕



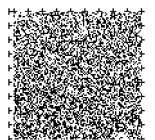
資料：地域福祉に関するアンケート(令和7年度)

◆アンケートから読み取れるキーワード◆

	地域福祉活動を実践されている方の約7割が地域での福祉活動を「活動しやすい」と肯定的に評価している
	地域住民の支え合いや助け合い、ご近所づきあいが重要視されている
	地域福祉活動推進のためには、参加促進に向けた広報や財源確保のほか、地域福祉に関連する人材の育成が求められている

● 統計データやアンケートから見えてくる課題(地域福祉活動団体等)

自治会加入世帯数・加入率、老人クラブ数・会員数、ボランティア団体数、民生委員・児童委員の充足率がいずれも減少傾向にあり、地域福祉活動の基盤が弱まりつつありますが、個人ボランティア登録者数は増加しています。アンケートでは地域福祉活動を実践されている方の約7割が地域福祉活動を「活動しやすい」と感じており、暮らしやすい地域にするためには、住民同士の支え合いや助け合い、ご近所づきあいなど、つながりや交流の重視が求められていることがわかります。今後は、多様な参加の形を活かしつつ、地域のつながりや支え合いを維持・強化する取り組みが必要となっていると思われます。



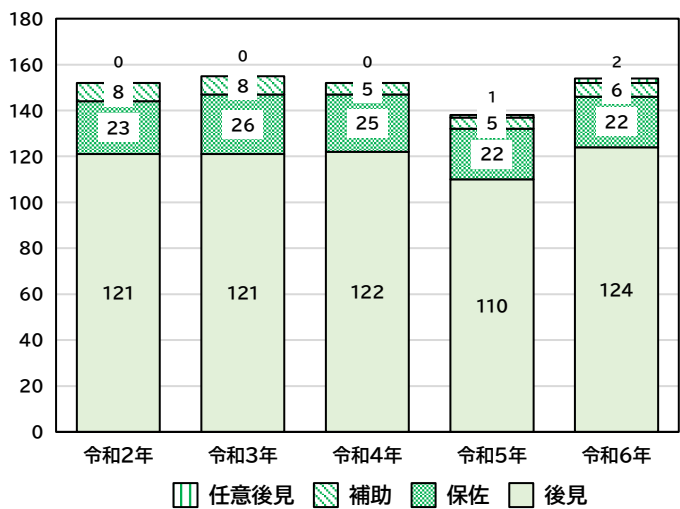
(7)成年後見制度の利用状況

■統計データから読み取れる狭山市の現状■

成年後見制度※1の利用者数

成年後見制度の利用者は全期間を通じて「後見」が中心で令和2年121人から令和6年124人へ概ね横ばいで推移する一方、「保佐」や「補助」は微減、「任意後見」※2は0～2人とどまるなど、法定後見が多く、任意後見は極めて限定的であることがわかります。

(人) 【成年後見制度の利用者数：類型別の推移】

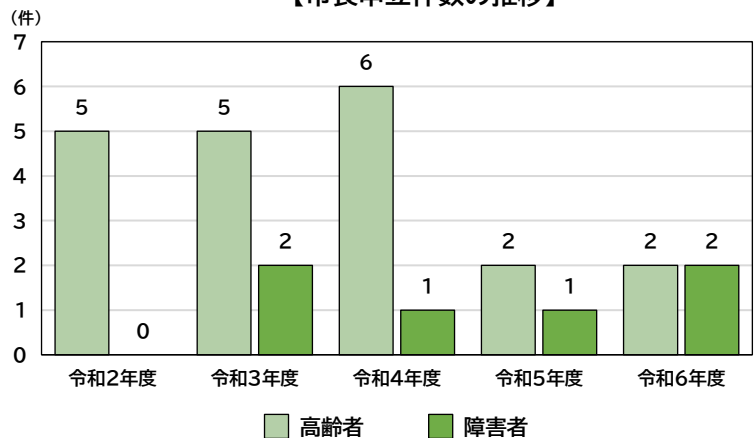


資料：さいたま家庭裁判所川越支部(各年12月31日時点)

成年後見市長申し立て※3件数

市長申立件数の推移を見ると、高齢者に関する申立件数は令和2年度から令和4年度は5～6件、令和5年度と令和6年度が2件と推移しており、障害者に関する申立件数は令和2年度は0件、令和3年度～令和6年度は1～2件と推移しており、高齢者が多い状況です。

(件) 【市長申立件数の推移】



資料：高齢者：高齢者支援課(各年度末時点)

障害者：障がい者福祉課(各年度末時点)

※1 成年後見制度

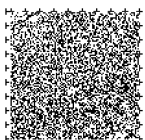
認知症、知的障害、精神障害などの理由で意思決定が困難で、介護・福祉サービスや医療機関の利用、財産の管理などを一人で行うことが難しい方を、法律で守り支える制度。

※2 任意後見

本人が十分な判断能力を持っているうちに、将来認知症等になった場合に備え、あらかじめ本人が選んだ任意後見人にサポートしてもらいたいことを決めておく制度。

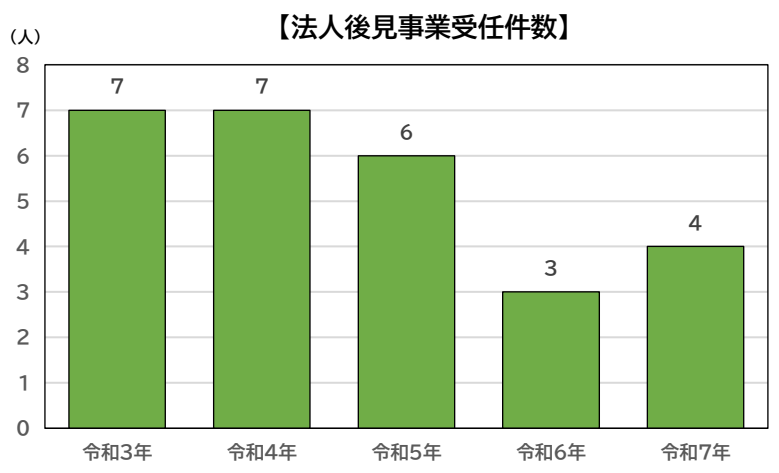
※3 成年後見市長申し立て

成年後見制度の利用が必要にも関わらず、申し立てをする親族がなく経済的な理由で制度の利用が困難な場合、市長による後見等開始の審判申し立てを行うもの。



法人後見事業受任件数

社会福祉協議会が実施している法人後見事業受任件数の推移を見ると、令和3年と令和4年はともに7件、令和6年が3件、令和7年が4件となっており、近年は年間3～4件で推移しています。



資料：狭山市社会福祉協議会(各年3月31日時点)

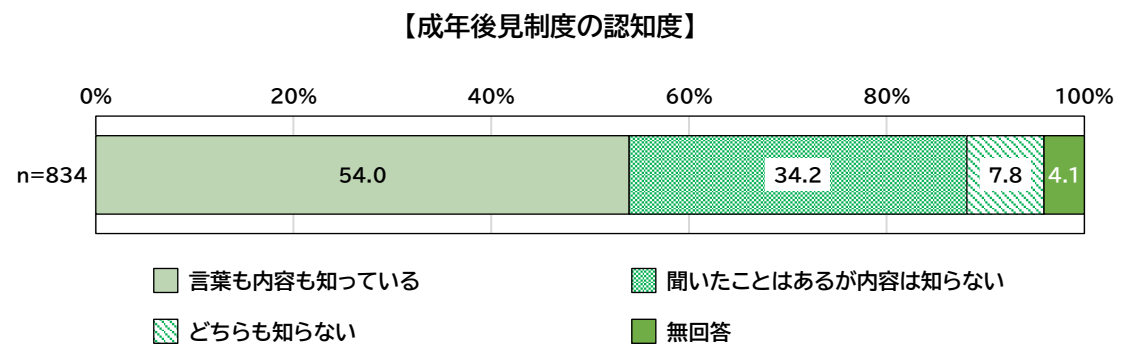
統計から読み取れるキーワード

	成年後見制度の利用者は「後見」類型が圧倒的に多い
	市長申立件数は高齢者が中心で推移し、障害者も少数存在している
	法人後見事業受任件数は年間3～7件で安定推移している

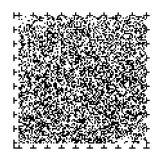
アンケートから読み取れる狭山市の現状

成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度についての調査では、「言葉も内容も知っている」と答えた人が54.0%と過半数を占め、制度の認知度自体は比較的高いことがわかります。



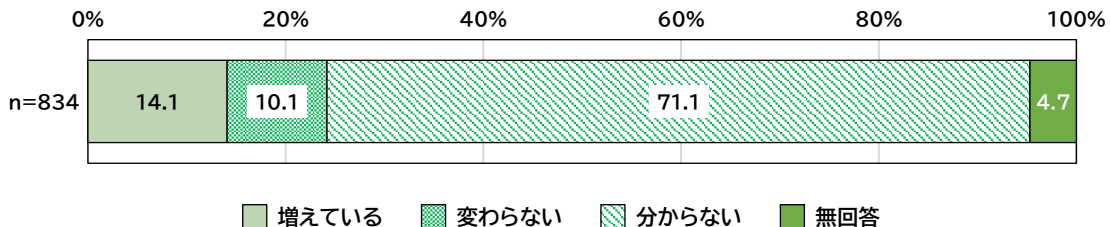
資料：地域福祉に関するアンケート(令和7年度)



成年後見制度を利用すべきと考える人は増えているか



成年後見制度を利用すべきと考える人は増えているかについての調査では、「増えている」と回答した人が14.1%、「変わらない」が10.1%、「分からない」が71.1%と最も多くなっており、制度の認知度自体は比較的高いものの、多くの人が制度を利用するか否か判断できない状況がうかがえます。

【成年後見制度を利用すべきと考える人は増えているか】



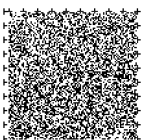
資料：地域福祉に関するアンケート(令和7年度)

◆アンケートから読み取れるキーワード◆

	成年後見制度は「言葉も内容も知っている」人が過半数である
	制度の利用後の成果や効果がわからない人が多い

● 統計データやアンケートから見えてくる課題(成年後見制度)

成年後見制度は「後見」類型の利用者が圧倒的に多く、市長申立件数も高齢者が中心で推移しています。法人後見事業受任件数は、ここ数年3～7件で推移しています。成年後見制度について「言葉も内容も知っている」人が過半数を占めるなど認知度は比較的高い一方で、実際に制度の利用を必要とするか否か判断できない人が多い現状です。そのため、今後は制度についての周知や利用方法などの情報提供を充実し、必要な人が適切に利用できる環境の整備が課題と考えられます。



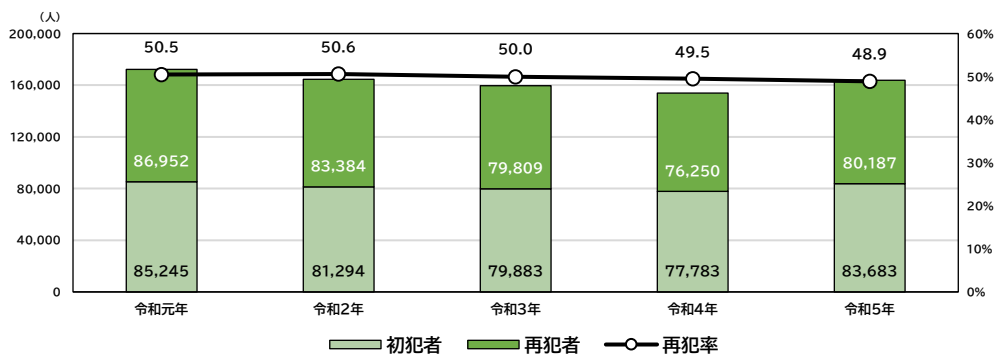
(8)再犯防止

■統計データから読み取れる狭山市の現状■

全国では令和元年から令和5年にかけて初犯者数が85,245人から83,683人へ減少し再犯者率も50.5%から48.9%へ低下しているが、埼玉県では初犯者数が4,879人から4,375人へ減少しているものの、再犯者率は51.7%から50.8%で横ばいです。狭山警察署管内では初犯者数が224人から193人へ減少する中で再犯者率が47.3%から52.0%へ上昇しています。

全国の再犯者率

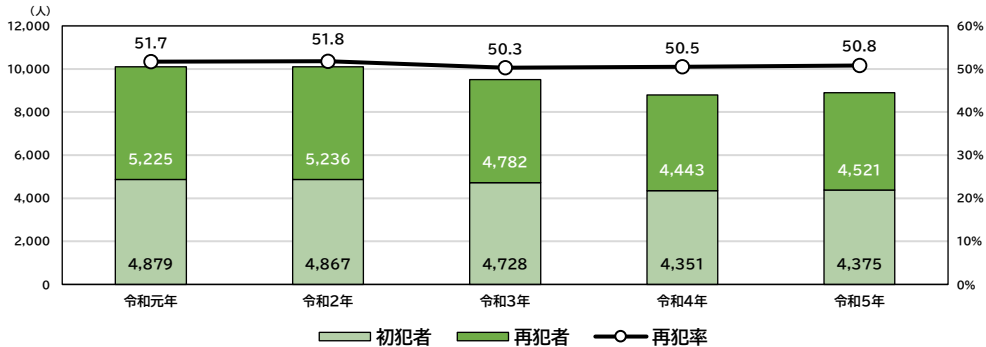
【全国の刑法犯検挙人員中の初犯者・再犯者・再犯者率(少年データ含まず)】



資料:法務省矯正局提供データを基に狭山市作成(各年1月~12月確定値)

埼玉県の再犯者率

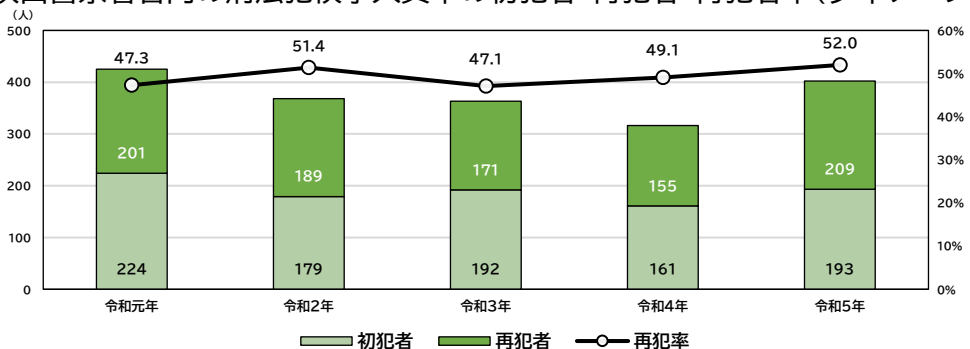
【埼玉県の刑法犯検挙人員中の初犯者・再犯者・再犯者率(少年データ含まず)】



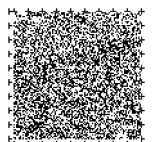
資料:法務省矯正局提供データを基に狭山市作成(各年1月~12月確定値)

狭山警察署管内の再犯者率



【狭山警察署管内の刑法犯検挙人員中の初犯者・再犯者・再犯者率(少年データ含まず)】



資料:法務省矯正局提供データを基に狭山市作成(各年1月~12月確定値)



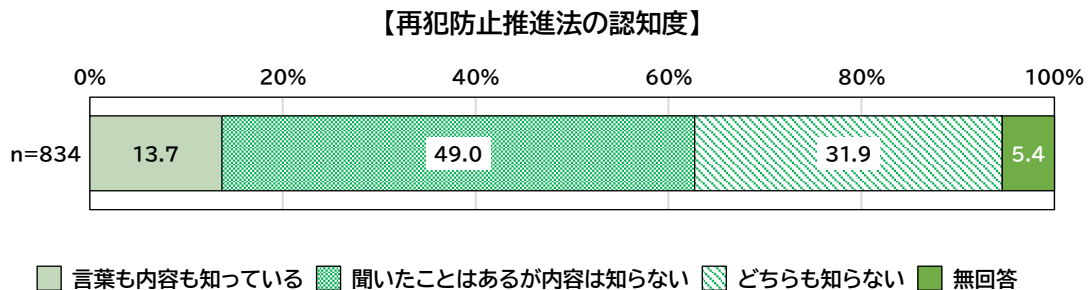
■統計から読み取れるキーワード■

		狭山警察署管内の初犯者数は減少傾向だが、再犯者率は上昇し県平均を上回っている
---	---	--

◆アンケートから読み取れる狭山市の現状◆

再犯防止推進法の認知度

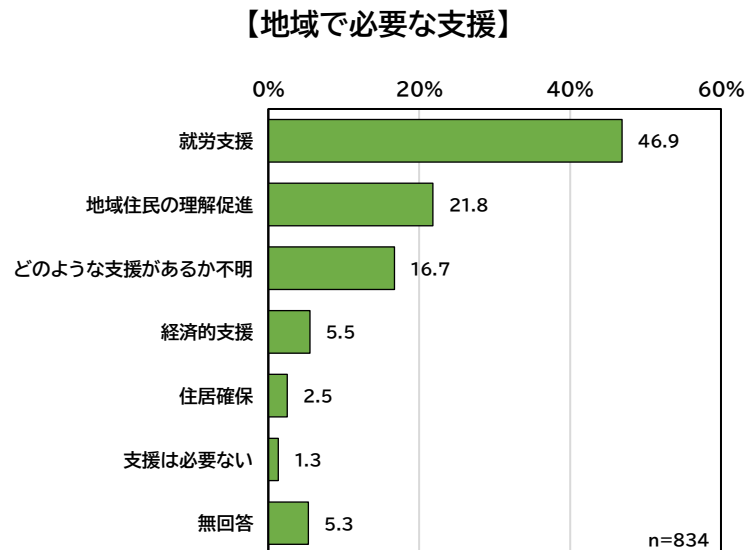
再犯の防止等の推進に関する法律(以降、再犯防止推進法)の認知度については、「言葉も内容も知っている」と回答した人が13.7%、「聞いたことはあるが内容は知らない」が49.0%と最も多く、「どちらも知らない」が31.9%となっており、名前だけは聞いたことがあるが、内容まで知っている人は少数にとどまる状況となっています。



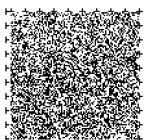
資料：地域福祉に関するアンケート(令和7年度)

地域で必要な支援




地域で必要な支援については、「就労支援」が46.9%と最も多く、「地域住民の理解促進」が21.8%であり、あわせて7割になります。



資料：地域福祉に関するアンケート(令和7年度)

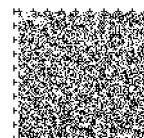


◆アンケートから読み取れるキーワード◆

	再犯防止推進法の名前を知る人は半数いるが、内容まで知っている人は少数である
 	地域で必要な支援は「就労支援」が最多で、次いで「地域住民の理解促進」となっている

● 統計データやアンケートから見えてくる課題(再犯防止)

初犯者数が減少する一方、再犯者率は上昇しています。直近で県平均を上回っており、就労・住居・見守りなど地域連携型の再犯防止支援の強化が必要です。制度面では再犯防止推進法の内容理解は限定的で、名前だけの認知が多数派であるため、具体的支援策の周知・活用促進が求められています。アンケートからは必要な支援として就労支援が最多で、次いで地域住民の理解促進が高い状況です。



2. 感染症が地域活動に与えた影響と課題

(1) 地域活動の停滞

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は様々な場面で現れ、離職や休業により収入が減少し生活に困窮する人への支援や、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別や偏見の防止等への対応が求められました。

本市においても、感染者数の増加、学校の臨時休業、公共施設の休館、様々な経済活動の制限等、これまでに経験したことのない事態に陥りました。これにより、市民の交流や見守り、ボランティア活動の休止も余儀なくされる等、地域福祉の推進にも大きく影響を及ぼしたところです。

地域福祉活動に支えられてきた人たち、また活動を支えてきた人たちは、社会参加の機会が減り、閉じこもりがちになる生活になってしまう等の課題が生じ、地域からも「友人と会えなくてさびしい」「外出が少なくなり、運動量が減った」等の声が挙がりました。さらに、地域でのボランティア活動も自粛が長引くことにより、担い手が活動から遠のいてしまう事態となりました。コロナ禍で失われた「つながり」をいかに再構築し、アプローチしていくかが求められています。

(2) デジタル技術の活用とデジタルデバイドの是正

新型コロナウイルス感染症の流行により、オンラインによる授業や会議、テレワークの普及など、急速に社会全体のデジタル化が進展しました。本市でも、サービス等の手続きの申請をオンラインで行えるようになり、また、ICT(情報通信技術)を活用した見守りや交流などを実施しました。

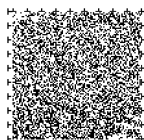
しかし、その一方でデジタルの活用が難しい人たちがおり、その人たちへの配慮や活用できるように支援する取り組みが必要です。また、デジタルデバイド※の是正が求められています。

【感染症の流行前後の福祉サービス変化比較】

項目	流行前	流行後・現在	主なメリット
申請手続き	窓口訪問必須	オンライン申請可能	時間・移動負担軽減
情報共有	紙・電話中心	SNS など	情報伝達の迅速化
研修・講座	集合形式	オンライン併用	参加機会拡大

※ デジタルデバイド

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。

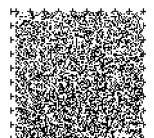


3. 第4期狭山市地域福祉計画関連施策の取り組み状況

各施策における進行管理は、所管課が行った自己評価に基づき、取り組み状況を5段階で評価しました。「5」は目標達成(実施済)、「4」は概ね実施(70%以上)、「3」は一部実施(70%未満)、「2」は検討・調整中、「1」は未実施と定義し、各取り組みに反映しています。施策ごとの評価は、取り組みごとの評価結果を点数化したうえで平均する方法により算出し、全体の進捗を整理しています。

基本目標 1 人と人のつながりづくりを進めます

施策名 (担当課)	地域福祉に関わる人を増やし、育てます (自治文化課、福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、こども支援課、保育幼稚園課、介護保険課、社会教育課、社会福祉協議会)	
取り組み概要	地域福祉への理解を広げるための学びの機会を提供するとともに、福祉に関する講座を開催し、福祉分野で活躍する人材の育成と確保を進めます。	
評価 (5~1) 成果と課題	<h1>4.5</h1>	成果: 講演会や講座などを開催し、公式ホームページやSNSで活動を周知する仕組みを整えたこと。 課題: 講座後のフォロー体制が不十分で担い手不足解消に直結せず、発信方法改善が必要である。
施策名 (担当課)	地域住民同士や地域のつながりを深めます (職員課、福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、こども支援課、青少年課、介護保険課、社会福祉協議会)	
取り組み概要	地域での交流を通じて、生きがいづくりの機会や場を設けるとともに、地域住民同士のつながりを深め、支え合える関係づくり、ICTを活用した集いの場づくりを進めます。	
評価 (5~1) 成果と課題	<h1>4.8</h1>	成果: 地域活動を通じた生きがいづくりの機会や場を整備し、仲間づくりの場も提供ができた。 課題: 継続参加へつなぐ仕組みが弱く、担い手育成とICT活用の集いの場づくりが未実施で、体制の整備が求められる。
施策名 (担当課)	相談ごとなどをまるごと受け止める、包括的な支援体制の整備を進めます (福祉政策課、生活福祉課、障がい者福祉課、高齢者支援課、こども支援課、青い実学園、介護保険課、市街地整備課、社会福祉協議会)	
取り組み概要	健康福祉部門において包括的な支援体制を整備するとともに、地域での様々な困りごとや相談を幅広く受け止められる体制づくりを進めます。	
評価 (5~1) 成果と課題	<h1>4.5</h1>	成果: 相談支援機関とトータルサポート室が連携し、役割分担を明確化し、包括的支援を継続する体制の方向性を示した。 課題: 相談支援員の継続的なスキル向上体制と、CSW(コミュニティソーシャルワーカー)の取り組みの見える化・理解促進の仕組みづくりが必要である。 包括的支援体制の拡充が求められる。



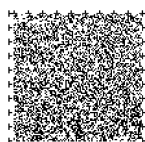
基本目標 2 健康で安心して暮らせる地域づくりを進めます

施策名 (担当課)	全ての人が安心して暮らせるまちづくりを進めます (広報課、職員課、福祉政策課、障がい者福祉課、こども支援課、保育幼稚園課、青少年課、市街地整備課、社会福祉協議会)	
取り組み概要	生活に困難を抱える人や世帯への支援を行うとともに、利用者にわかりやすい情報発信を行い、各分野の福祉サービスの質の向上と適正な運営を図ります。再犯防止や社会復帰に向けた取り組みを推進します。	
評価 (5~1) 成果と課題	4.7	<p>成果：子ども食堂やフードバンクへの支援を行った。広報紙やホームページにも工夫を凝らした情報発信ができた。</p> <p>再犯防止に対する市民への周知を行った。</p> <p>課題：再犯防止に向けた包括的な支援体制や、関係機関との連携などさらなる取り組みの充実が必要である。</p>

施策名 (担当課)	心身ともに健康でいつまでも住み続けられるまちを目指します (こども支援課、介護保険課、健康づくり支援課、保健センター、教育指導課)	
取り組み概要	健康づくりと心の健康の推進を図り、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現とともに、孤立や悩みを抱えこむ人のいない地域づくりを目指します。	
評価 (5~1) 成果と課題	4.9	<p>成果：各地域において講座や研修を開催し「健康」についての理解を深めることができた。</p> <p>課題：地域で心身ともに健康に暮らす大切さについて、より多くの方が意識できるよう取り組む。</p> <p>関連機関と連携した不登校、ひきこもり対策が必要である。</p>

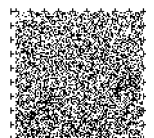
施策名 (担当課)	防災・防犯の意識を高め、安全・安心な地域づくりを進めます (危機管理課、広報課、交通防犯課、社会福祉協議会)	
取り組み概要	地域の防災力の向上と防犯体制の強化を進め、安心して暮らせる地域づくりを推進します。	
評価 (5~1) 成果と課題	4.3	<p>成果：各取り組みにより地域の防災・防犯意識が向上し、基礎的な意識啓発の成果が得られた。</p> <p>課題：非常時に機能する地域とのつながりが弱く、連絡体制や共助訓練の仕組み化が不十分。さらなる避難行動要支援者名簿の周知及び地域の支援者との情報共有が必要である。</p>

施策名 (担当課)	権利が守られ、お互いを尊重し合える地域を育みます (企画課、市民相談課、福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、こども支援課、保健センター、教育指導課、社会福祉協議会)	
取り組み概要	多様性への理解促進や人権擁護など福祉に関する意識啓発を進めます。虐待の早期発見・対応体制を整備するとともに、成年後見制度の充実を図ります。	
評価 (5~1) 成果と課題	4.7	<p>成果：施策の目指す姿に沿って取り組みを進め、制度の理解と方向性の共有が進展している。</p> <p>課題：成年後見制度の理解促進と周知の改善、市民後見人の育成や選任の環境整備など体制強化が必要である。</p>



基本目標 3 地域福祉を推進する仕組みづくりを進めます

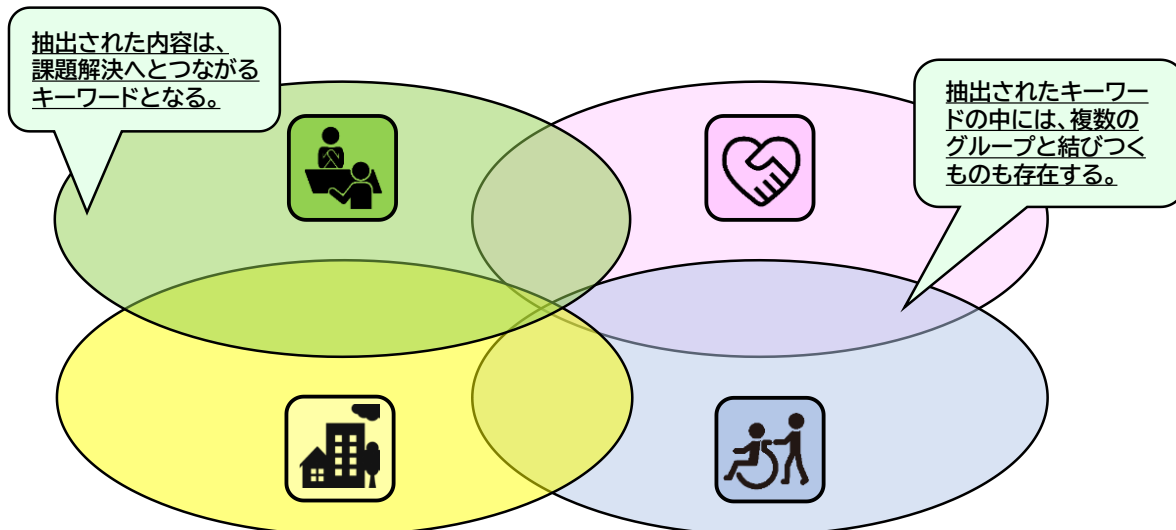
施策名 (担当課)	団体や事業者の地域福祉活動を支援します (広報課、職員課、自治文化課、福祉政策課、障がい者福祉課、社会福祉協議会)	
取り組み概要	地域福祉活動団体の設立や拠点運営を支援するとともに、企業・大学・社会福祉法人などによる地域福祉活動を推進します。	
評価 (5～1) 成果と課題	4.5	<p>成果：地域福祉活動団体の設立・活動を補助金等で支援し、地域福祉の基盤的支援体制を整えた。</p> <p>課題：社会福祉法人の公益的取り組みを結ぶ市域ネットワークと、拠点確保の仕組みづくりが求められる。</p>
施策名 (担当課)	団体や事業者同士が互いに協力し合える体制づくりを進めます (福祉政策課、こども支援課、社会福祉協議会)	
取り組み概要	地域福祉活動団体等のネットワークを構築し、相互に協力できる体制づくりを進めます。	
評価 (5～1) 成果と課題	4.8	<p>成果：イベントを通して団体同士の結束力の強化や相互の更なる理解を深めることができた。</p> <p>課題：団体間の横の連携を生む地域プラットフォームやネットワークの設計・運営が必要である。</p>
施策名 (担当課)	地域福祉活動への地域住民の参加を促進します (自治文化課、福祉政策課、社会教育課)	
取り組み概要	地域福祉事業の事例紹介や情報発信を通じて団体加入を促進します。民生委員・児童委員の認知度向上と活動支援を行うとともに、自治会を支援して住民自治の意識を高めます。	
評価 (5～1) 成果と課題	4.8	<p>成果：地域福祉活動への参加を呼び掛けるとともに、活動団体への支援を行った。</p> <p>課題：若年層等へ広く事業の周知を図るとともに、すべての世代が参加しやすくなるような取り組みを増やしていく必要がある。</p>



4. 課題の解決に向けて

～ 課題解決の指針となるキーワード ～

統計データ、各種アンケート、会議での意見、第4期計画の評価など、多様な視点から抽出された課題は、個別分野ごとにとどまらず、本市の健康福祉分野全体において今後一体的に取り組むべきものであると考えられます。また、統計やアンケート結果から抽出される個々のキーワードは、いずれも課題解決に向けた重要な着眼点であると考えられます。

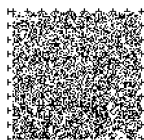


～ 計画推進の理念と具体的な目標の設定～

計画策定にあたり、理念を明確にし具体的な目標を設定することは、各取り組みに対する推進の原動力となります。本計画では、全体の指針として基本理念を掲げたうえで、抽出されたキーワードや把握された課題の解決に向けて4つの基本目標を定め、『地域共生社会』の実現に向けた施策を推進していくものとししました。

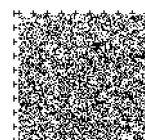
【基本理念】

【基本理念】



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本目標
3. 施策の体系図



1. 基本理念

計画の理念を提示することで、本市における地域福祉のあるべき姿を描き、各分野の取り組みに共通の方向性を与え、地域福祉施策を効果的に推進します。

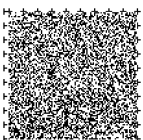
人が人を **さ**さえ、みんなに **やさ**しい、元**気**な **ま**ち

本市では、第4期計画において基本理念を「人が人をささえ、みんなにやさしい、元気なまち」と掲げ、自助・共助・公助の役割を示すとともに、それらの連携を重視しながら地域福祉の推進に取り組んできました。

この理念を本計画においても継承し、さらなる地域福祉の発展に向けて取り組みを進めてまいります。

地域には多様な人々が暮らし、地域やまちへの思いも人それぞれです。その多様性は個人に限らず、地域全体や団体、さらには行政にも見られます。こうした中で地域をより豊かにしていくためには、「支える側」と「支えられる側」といった一方向の関係ではなく、誰もが支える立場にも、支えられる立場にもなる可能性があるという認識を共有し、相互に尊重し合いながら支え合う関係を築くことが重要です。

本計画は、こうした基本理念を踏まえて本市が推進する地域福祉施策を体系化した行政計画であり、地域における包括的な支援体制の整備、福祉・保健をはじめとする関連分野との連携強化、福祉サービスの充実を図るものです。加えて、市民・団体・事業者・行政がそれぞれの特性や強みを発揮しながら協働し、地域課題の解決に取り組むことにより、市民一人ひとりが地域とのつながりを持ち、住み慣れた地域で安心して自分らしく生き生きと暮らせる「地域共生社会」の実現を目指します。



2. 基本目標

地域福祉の基本理念で示された将来像を形にするために、基本的な目標を設定します。これらの目標に基づき施策を進めることで、計画の推進を確かなものとしします。

本計画では、第2章で明らかになった課題に対応するため、4つの基本目標を掲げます。

1



暮らしを支え合うネットワークづくりの推進

地域福祉の推進のため地域住民や支援関係機関による相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に向けた支援が包括的に提供される体制を整備し、発展させていきます。それにより、高齢者、障害者、こども、生活困窮者など、誰もが自立と生きがいを持ち、支え合いながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指します。

【関連する SDGsの目標】



2

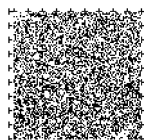


つながりを育む地域社会の実現

自治会加入率の低下や地域福祉の担い手不足が進む中で、地域福祉への関心の有無を問わず、誰もが学び・参加できる機会を広げ、地域福祉を支える人材を継続的に育成します。

講座やパネル展、ボランティア養成などを通じ、市民・団体・事業者・行政が連携して地域活動や交流の場を充実させ、つながりと生きがいを育む地域社会の実現を目指します。

【関連する SDGsの目標】



3



安全・安心な地域づくりの推進

高齢化の進展やひとり暮らし高齢者の増加、災害リスクや防犯環境の変化などを踏まえ、誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられる環境づくりを進めます。

心とからだの健康づくりや見守り、移動・買物支援、住宅セーフティネット、防災・防犯体制の強化、再犯防止や社会復帰支援などを総合的に推進し、孤立や不安を抱えず将来に希望を持てる地域を目指します。

【関連する SDGs の目標】



4

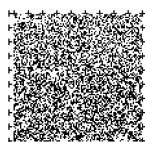


地域福祉活動の推進に向けた環境づくり

地域福祉活動を持続的に展開するため、地域福祉活動団体やボランティア、企業・大学・社会福祉法人など多様な主体が参画しやすい環境づくりを進めます。

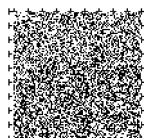
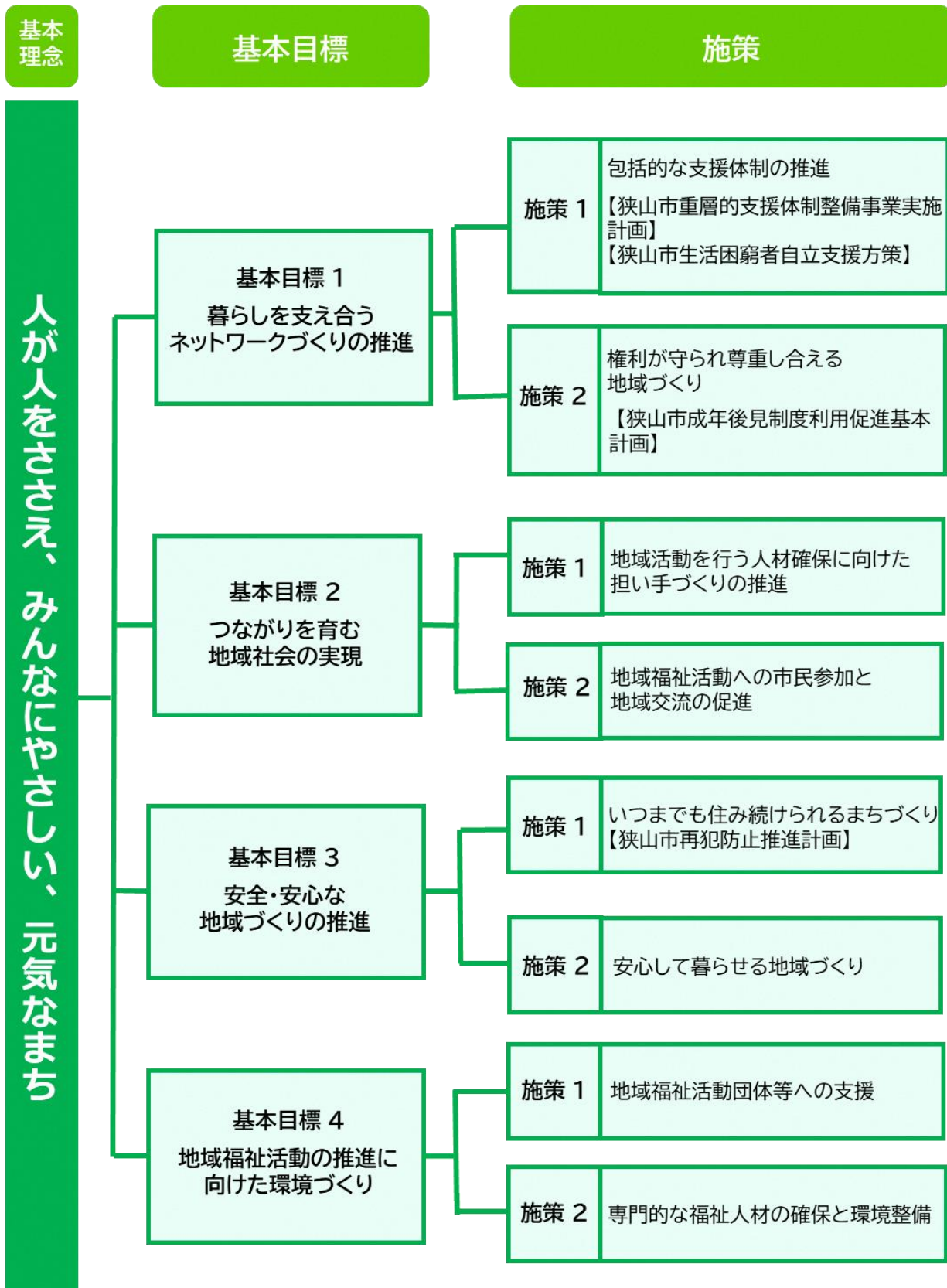
活動拠点の整備や補助制度、人材育成の機会を充実させるとともに、保育・介護など専門的な福祉人材の処遇改善や育成・確保を図り、地域全体で福祉を支える基盤を強化します。

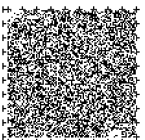
【関連する SDGs の目標】



3. 施策の体系図

4つの基本目標をもとにそれぞれの施策を展開します。内容は次のとおりです。





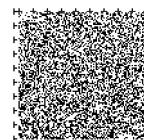
第4章 施策の展開

基本目標1 暮らしを支え合うネットワークづくりの推進

基本目標2 つながりを育む地域社会の実現

基本目標3 安全・安心な地域づくりの推進

基本目標4 地域福祉活動の推進に向けた環境づくり



基本目標1 暮らしを支え合うネットワークづくりの推進

施策1 包括的な支援体制の推進

現状と課題

【データから見る現状】

- ・ 高齢化率が32.3%に達し、またひとり暮らしの高齢者や生活保護世帯数が増加していることからニーズの多様化が進行しています。
- ・ 要介護認定率は10.5%から12.1%に上昇し、相談支援体制の充実や地域福祉人材の育成が急務となっています。
- ・ 高齢者に「家族や友人・知人以外」の相談先を聞いたところ、「そのような人はいない」が男性40.6%、女性31.1%と多くなっている状況です。

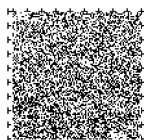
【関連施策等の実施状況と課題】

市内各圏域に設置した地域包括支援センターは、高齢者本人及びその家族の各種相談を幅広く受け付け、制度の横断的な支援体制を構築しており、近年は総合相談支援事業の実施回数が増加しています。今後も相談回数の増加が見込まれることから、ニーズに対応した支援体制の整備を図る必要があります。

取り組み実績	実績値	
	令和5年度	令和6年度
地域包括支援センターの総合相談支援事業の実施	延べ38,396回	延べ42,037回

【寄せられた意見】

- ・ 発達障害がある方への理解や支援が足りない。
- ・ 不登校やひきこもりの解消に向けた居場所づくりが重要である。
- ・ 相談窓口では、家庭の困りごとをまとめて聞き、わかりやすい言葉で説明してほしい。
- ・ 認知症と思われる高齢者が増えている。
- ・ 生活困窮者の相談や支援が増えている。



【今後の課題】

高齢化の進展と地域住民が抱える生活課題の複雑化・複合化を受け、相談から支援までを属性や世代、相談内容に関わらず横断的で一体的に担う包括的な相談支援体制の構築と、関係機関と連携して解決する体制を強化していくことが重要となっています。



施策の目指す姿

- 市民の方が自分や家族が抱える様々な困りごとを相談することができます。
- 生活に困っている人が相談や支援により自らの力で生活を立て直すことができる体制が整っています。
- 複雑化するニーズに対応する包括的な支援体制を強化・拡充し、誰もが住み慣れた地域で自立と生きがいを得られる地域共生社会が実現しています。

主な取り組み

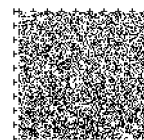
取り組み	重層的支援体制整備事業を推進します
内容	・ トータルサポート室が中心となり、重層的支援会議や支援会議などを活用し複雑化・複合化した問題の支援・調整を行い、多機関で連携する支援体制をつくります。 ・ 地域住民等が主体的に課題解決できるよう、支援の仕組みを整えます。
担当課	福祉政策課、生活福祉課、障がい者福祉課、高齢者支援課、こども支援課、介護保険課、保健センター

取り組み	相談者の困りごとを受け止める体制を整備します
内容	・ 支援を必要としている人の早期発見・早期対応ができるよう、地区センターとのオンライン相談など相談支援体制の充実を図るとともに、地域での相談支援体制を検討します。 ・ 様々な状況の人が福祉情報を必要としているため、福祉情報が手元に届きやすくわかりやすいものとして提供できるよう努めます。
担当課	福祉政策課、生活福祉課、障がい者福祉課、高齢者支援課、こども支援課、介護保険課、保健センター、市街地整備課

◎包括的な支援体制を推進するため、『狭山市重層的支援体制整備事業実施計画』、『狭山市生活困窮者自立支援方策』を策定します。

関連する主な計画

- 障害者福祉プラン
- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- こども計画



【狭山市重層的支援体制整備事業実施計画】

計画の趣旨

本市では、人口減少と高齢化の進展、単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、市民を取り巻く環境が大きく変化する中で、市民や世帯が抱える生活課題が従来の枠組みを超えて複雑に絡み合い課題が複合化している状況が生じています。社会的孤立や8050問題※1、ヤングケアラーの存在など、これまでの高齢者、障害者、こども、生活困窮者といった対象者別の支援制度だけでは十分に対応しきれず、制度の狭間で支援を受けられない市民への対応が急務となっています。

このような状況を受け、本市ではこれまで築いてきた相談支援体制やCSW(コミュニティソーシャルワーカー)※2による地域支援の実績を基盤として、複雑化・複合化した課題を抱える市民を適切な支援につなぐ新たな取り組みを始めました。具体的には、包括的な相談受付体制の構築、早期発見・継続支援のためのアウトリーチ活動の充実、関係機関の連携強化、市民一人ひとりのニーズに応じた居場所づくりと参加支援を一体的に推進する、社会福祉法第106条の4に基づく重層的支援体制整備事業に取り組んでいます。

社会福祉法第106条の5では、重層的支援体制整備事業を実施する市町村に対して、事業の効果的な推進を図るため、事業の実施体制や推進方策等を定めた計画の策定に努めることを規定しています。

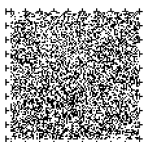
重層的支援体制整備事業を本市の地域特性に応じて効果的に実施し、これまでのトータルサポート室を中心とした包括的な支援の取り組みをさらに発展させるため、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定します。

※1 8050問題

80代の親が50代のこどもの生活を経済的・精神的に支え続けることで、将来的に親子ともに共倒れのリスクを抱える問題。

※2 CSW(コミュニティソーシャルワーカー)

社会福祉協議会が支部社協単位で設置し、個別支援や地域支援にあたる職員。地域と連携して問題の解決を図ることを役割とし、伴走型支援を行います。



現状と課題

8050問題やヤングケアラー、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者といった一つの世帯に複数の課題を抱え、分野別の支援では対応が難しいケースが増えています。

複雑化・複合化した課題を解決する一つの方策として、令和4年度から本市では重層的支援体制整備事業を実施しています。今後は、地域づくり事業や多機関協働事業などをより充実させていく必要があります。

施策の方向性

本市では、複数の生活課題を抱える世帯に対し、属性・世代・相談内容を問わず世帯全体の課題を包括的に受け止め、適切な支援につなぐことができるよう、既に設置しているトータルサポート室を中心とした関係機関連携による相談支援体制の充実を図ります。

また、地域住民等の主体的な課題解決のため、支援をする仕組みを整えます。

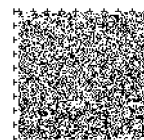
実施事業

重層的支援体制整備事業では、以下の5つの事業を一体的に実施し、本市における包括的な支援体制の整備を発展・拡充していきます。

事業名	事業内容
包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第1号)	<ul style="list-style-type: none">・ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、課題を解きほぐす・ 支援関係機関へつなぐ・ 複雑化・複合化した課題については、適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第2号)	<ul style="list-style-type: none">・ 本人と社会とのつながりをつくり定着支援を行う・ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる
地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)	<ul style="list-style-type: none">・ 世代や属性を越えて交流できる場や居場所を整備する・ 交流・参加・学びを生み出すために人と人、人と場所をコーディネートする・ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)	<ul style="list-style-type: none">・ 支援が届いていない人に支援を届ける・ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける・ 本人との信頼関係の構築を重視し、本人とのつながりづくりに向けた支援を行う
多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項第5号及び第6号)	<ul style="list-style-type: none">・ 支援機関の役割分担、支援の方向性の整理などを行う・ 支援者を支援する役割を担う・ 重層的支援会議や支援会議を活用し、チームによる支援を行う

※プラットフォーム

地域住民や関係機関が集まり、地域の様々な困りごとを解決・支援するために作られる「つながりの場」



各実施事業の概要と提供体制

1. 包括的相談支援事業

健康福祉部門の各相談支援機関において、相談者の属性・世代・内容に関わらず、一旦すべての内容を包括的に受け止め、本人の抱える課題の解きほぐしや整理を行い、必要に応じて適切な相談支援機関につなぎ、切れ目のない支援を行う体制整備を進めます。

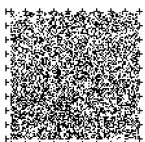
分野	事業名	設置数	運営形態	担当課
高齢・介護	地域包括支援センター運営事業	8	委託	介護保険課
障害	障害者相談支援事業	1	委託	障がい者福祉課
こども	利用者支援事業基本型	3	直営	こども支援課 保育幼稚園課
	利用者支援事業特定型	1	直営	保育幼稚園課
	利用者支援事業こども家庭センター型	1	直営	こども支援課 保健センター
	利用者支援事業妊婦等包括相談支援事業型	2	直営	保健センター
生活困窮	生活困窮者自立相談支援事業	1	委託	福祉政策課

2. 参加支援事業

課題を抱える個人のニーズや状態に応じ、社会とのつながりをつくる支援を行います。ひきこもり状態の人や孤立しがちな人などの状態やニーズなどに対して、ボランティア、職業体験などの就労支援、状態・状況に応じた学習支援など、社会とのつながりをつくるための支援を行います。

また、社会参加に向けた支援をするために、多様な地域活動団体や社会福祉法人との連携を進めます。

事業名	事業内容	運営形態	担当課
参加支援事業	社会とのつながりが希薄化している人に、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチング及び役割を創り出し、地域社会での居場所を確立するために支援メニューの開拓等を行う	委託	福祉政策課



3. 地域づくり事業

高齢者、障害者、こども、生活困窮者などの各分野において実施している既存の地域づくりに関する事業の取り組みを活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行います。地域における資源の開発やネットワークの構築、ニーズと取り組みのマッチングなどを通じ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

分野	事業名	事業内容	運営形態	担当課
高齢・介護	地域介護予防活動支援事業	年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、誰でも参加できる介護予防活動の地域展開を目指して住民主体の活動の場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する	直営 委託	介護保険課
	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置や協議体を設置し、多様な主体による多様な活動やサービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進する	委託	介護保険課
障害者	地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流促進のための通所支援を行う	委託	障がい者福祉課
こども	地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその親が気軽に集い、情報交換や相談、その他の援助を実施する事業	直営 委託 指定管理 民間	こども支援課
生活困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	誰もが気軽に立ち寄り交流を図ることができる場や住民と社会福祉分野等の専門職が話し合う場ともなる住民の自主活動等の拠点を整備する	委託	福祉政策課

4. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握し、その本人及び世帯に対し継続的な訪問により信頼関係をつくり、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言など、包括的かつ継続的な支援(伴走型支援)を推進します。

事業名	事業内容	運営形態	担当課
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	課題を抱えていながら支援が届いていない人を把握し、地域で支えられる仕組みを構築する	委託	福祉政策課



5. 多機関協働事業

これまでの高齢者、障害者、子ども、生活困窮者などの分野別の支援では対応が難しい複雑化・複合化したニーズに対して、制度や分野を超えて多機関が協働して支援ができるよう、庁内外を問わず、研修会や事例検討会などを通し、多機関協働の意識醸成を進めます。

また、複雑化・複合化したニーズに対し、「重層的支援会議」を開催し、情報の共有や支援の方向性の整理、支援プラン作成、支援関係機関の役割分担などを実施します。

事業名	事業内容	運営形態	担当課
多機関協働事業	情報共有や支援の方向性の整理、支援プラン作成、支援関係機関の役割分担などを実施する	直営	福祉政策課

6. 会議体の設置

(1) 重層的支援会議

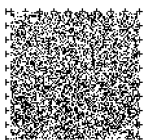
本人から同意を得られているケースについて、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等による継続的支援事業のプランの策定、支援の終結・中断等について協議・決定を行う会議です。この会議は、重層的支援体制整備事業による支援を適切かつ円滑に実施するために開催し、①プランの適切性の協議、②プラン終結時等の評価、③社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行います。

(2) 支援会議

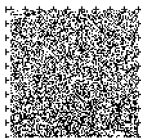
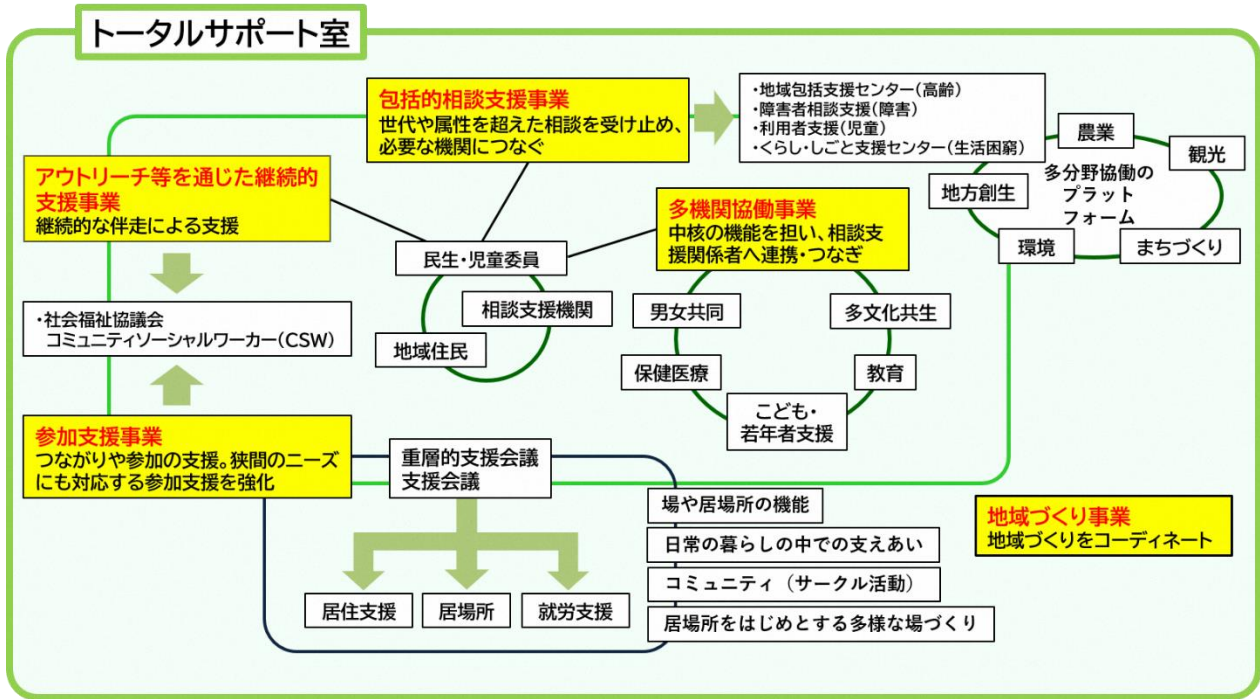
複雑化・複合化した課題等があり支援が必要であるにも関わらず、本人の同意が得られないために支援体制の整備が進まないケース等について、会議の構成員に守秘義務を設け、構成員同士が安心して情報の共有等を行うことを可能とすることにより必要な支援を検討します。

推進体制

本事業は、トータルサポート室を中心に、福祉、保健、医療、教育等の各分野の関係機関が連携し、市民一人ひとりの多様なニーズに応える包括的支援を提供します。既存の地域資源を最大限活用しながら、新たな社会課題にも対応できる柔軟で持続可能な支援体制の構築を目指します。



狭山市の重層的支援体制イメージ図



【狭山市生活困窮者自立支援方策】

方策の背景と趣旨

経済的困窮をはじめとする複雑で複合的な課題を抱える生活困窮者が増加する中、生活保護に至る前の段階での早期の自立支援が重要となっています。また、社会的孤立や就労、住まい、家計、心身の健康などの多分野にわたる課題を抱える方々に対し、包括的かつ継続的な支援を行うことが求められています。

生活困窮者自立支援法第4条の規定に基づき、本市では生活困窮者に対する自立の支援に関する措置に係る基本的な事項を定めることにより、生活困窮者の自立と尊厳の確保を図り、生活困窮者の支援を通じた地域づくりを推進するため、「生活困窮者自立支援方策」を策定します。

本方策は、生活困窮者個人の経済的・社会的自立を支援するとともに、地域における包括的な支援体制の構築を目指し、関係機関の連携強化と地域住民の理解促進を図るものです。

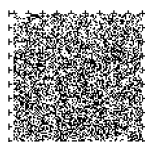
現状と課題

【データから見る現状】

市内では生活保護世帯が令和3年の797世帯から令和7年には930世帯へ、保護人員も931人から1,062人へ、保護率も0.63%から0.72%へ上昇するなど、経済的困窮者が徐々に増えています。生活困窮者自立支援事業の相談件数は令和3年に1,800件を記録した後、令和6年には399件まで減少しましたが、令和7年には437件と再び増加に転じています。さらに、自殺の原因・動機では「健康問題」が74.7%と、埼玉県(61.5%)や全国(39.7%)を大きく上回っており、生活困窮の背景には心身の健康課題が深く関わっていることから、経済面と健康面を踏まえた包括的な支援が求められています。

【関連施策等の実施状況と課題】

生活困窮者自立支援事業と貧困の連鎖を防止するための子どもの学習・生活支援事業を実施し、生活に困窮する人や世帯への支援を行っております。いずれも利用状況は緩やかに上昇しており、引き続き生活困窮世帯への支援の充実が求められます。また、生活困窮者の中には外国人の方もいることから、市の公式ホームページでは、自動翻訳機能の実装やアクセスビリティ(利用しやすさ)に配慮した情報発信に取り組んでおります。



取り組み実績	実績値	
	令和5年度	令和6年度
生活困窮者自立相談支援事業(新規相談件数)	399件	437件
生活困窮者家計改善支援事業(プラン作成件数)	70件	61件
生活困窮者就労準備支援事業(就労支援件数)	128件	128件
子どもの学習・生活支援事業(小学生登録者)	29人	31人
子どもの学習・生活支援事業(中学生登録者)	20人	21人
子どもの学習・生活支援事業(高校生登録者)	21人	20人
生活困窮者住居確保給付金(新規支給者数)	28人	33人

施策の方向性

生活困窮者が抱える複雑で複合的な課題に対応するため、経済的支援にとどまらず、就労支援、住居確保支援、家計改善支援、学習支援等を組み合わせた包括的な自立支援を推進します。

また、生活困窮状態に至る前の予防的支援の強化を図るとともに、地域における早期発見・早期支援の仕組みづくりを進め、関係機関や地域住民と連携した重層的な支援ネットワークを構築します。

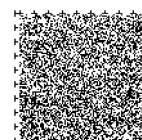
実施事業

① 生活困窮者への自立支援

【目的】

生活に困りごとを抱える生活困窮者に対し、相談支援や家計改善支援、就労準備支援等を通じて自立へとつなげることにより、安定した生活基盤の確立と社会的自立の促進を目指します。

事業名	事業内容
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者の相談・支援計画作成を通じて、自立を促進(家計改善・就労準備支援と連携)する
生活困窮者家計改善支援事業	家計相談や収支改善支援、必要に応じて貸付あっせんを実施する
生活困窮者就労準備支援事業	就労に不安のある人へ基礎力養成支援を実施する



② 子どもの学習・生活支援事業

【目的】

生活保護世帯及び生活困窮世帯又はひとり親世帯等の小学生、中学生及び高校生等に対して、地域団体等と連携しながら学習支援や生活支援等を行うことにより、貧困の連鎖の解消を目指します。

事業名	対象	事業内容
子どもの学習・生活支援事業	小学生	地域団体と連携し、学習支援・生活支援を実施する
	中学生	
	高校生	

③ 生活困窮者住居確保給付金

【目的】

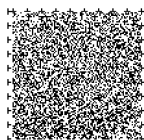
離職や減収等により住居を失った、又は失うおそれのある生活困窮者に対し、住宅費の支給と就労支援を一体的に実施することにより、安定した住居の確保と就労による自立の促進を目指します。

事業名	対象	事業内容
生活困窮者住居確保給付金	離職・廃業・減収により住居を失った／失うおそれのある生活困窮者	住宅費の支給と自立相談支援機関による就労支援又は家計改善の支援を実施する

推進体制

生活困窮者自立支援を効果的に推進するため、庁内関係部署との連携を強化するとともに、社会福祉協議会、ハローワーク、社会福祉法人、NPO 等の関係機関とのネットワークを構築し、重層的支援体制整備事業との一体的な運用を図ります。

また、支援調整会議やケース会議を開催し、個別ケースの支援方針の検討と関係機関の役割分担を明確化するとともに、地域における支援ネットワークの構築を図ります。



施策2 権利が守られ尊重し合える地域づくり

現状と課題

【データから見る現状】

- ・ 児童虐待通告件数は年により増減はあるものの、虐待種別では各年とも心理的虐待の割合が最も多くなっています。
- ・ 女性生活相談における DV 関連相談や、高齢者の虐待等の相談・通報件数は、増加傾向にあります。
- ・ 令和2年以降、身体障害者手帳所持者数はわずかに減少しているものの、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しています。
- ・ 外国籍住民は令和3年2,735人から令和7年3,798人へ増加しており、在住資格は各年とも永住者の割合が最も高くなっています。

【関連施策等の実施状況と課題】

多様性への理解や人権擁護に関する意識の啓発、児童や障害者、高齢者への虐待防止やDV防止に対する理解を深める研修や講演会を実施し、実施回数及び参加者数は安定して推移していることから、着実に成果を積み上げています。今後は在住外国人の増加が見込まれることもあり、多様な背景を持つ市民一人ひとりが安心して暮らせる基盤づくりが求められます。

取り組み実績	実績値	
	令和5年度	令和6年度
差別的取り扱いの禁止と暴力や虐待防止に向けた研修会や講座の実施	49回	42回

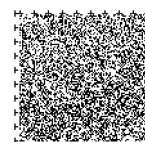
【寄せられた意見】

- ・ 市内でも多くの外国人が働いている姿を見かけるようになった。
- ・ こどもに対する虐待のニュースが後を絶たない。
- ・ 差別のない社会になってほしい。

【今後の課題】

○弱者への虐待防止やDV防止に対する理解を深め、誰もがお互いを尊重し合える地域づくりが求められています。

○外国人住民の増加や性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をはじめとする多様な文化・価値観に関わる課題が進行している現状での、権利擁護のための支援体制強化と、多様性を尊重する地域づくりが求められています。





施策の目指す姿

- 行政による啓発活動や相談支援、関係機関との連携などにより、虐待を「しない、させない、みのがさない」取り組みが充実しています。
- 市民の人権擁護の意識が高まり、誰もが自分らしく生活できるようお互いを尊重し合える地域ができています。
- 地域や行政が一体となり「こどもまんなか社会」の実現に向け取り組み、こどもたちが幸せに暮らしています。
- 療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を所持している方に対する理解が進み、誰もが助け合いながら暮らしています。

主な取り組み

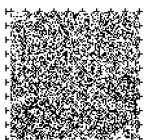
取り組み	権利が守られお互いを尊重し合える地域づくりを目指します
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の早期発見・早期対応の体制を整備し、地域社会全体でこどもを見守り、虐待防止に対する意識を高めます。 ・多様性への理解をすすめるため、人権擁護、福祉に関する意識啓発を行い、外国人を含む多様な住民が安心して暮らせる環境づくりを進めます。
担当課	市民相談課、障がい者福祉課、高齢者支援課、こども支援課、保健センター、社会教育課、教育指導課

取り組み	権利擁護支援が必要な方が安心して暮らすことができる基盤を整備します
内容	認知症、知的障害、精神障害などの理由で意思決定が困難な方の権利擁護に関する仕組みを整備します。
担当課	障がい者福祉課、高齢者支援課

◎認知症や知的障害など、意思決定が困難な方の権利擁護に関する仕組みを整備するために『狭山市成年後見制度利用促進基本計画』を策定します。

関連する主な計画

- 男女共同参画プラン
- 障害者福祉プラン
- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- こども計画



【狭山市成年後見制度利用促進基本計画】

計画の趣旨

平成28年4月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が成立し、国は第一期及び第二期成年後見制度利用促進基本計画を策定し、制度の周知や体制整備などの施策を進めてきました。本市においても、地域共生社会の実現を目指す取り組みの1つである成年後見制度の利用促進に向けた計画を策定し、高齢者や障害者など、判断能力が十分でない方の権利を守り、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指します。

現状と課題

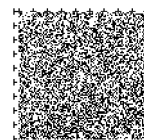
【データから見る現状】

- ・ 成年後見制度の利用者は「後見」類型が多く、令和5年が110人、令和6年が124人と推移し、市長申立は高齢者を中心に生じています。
- ・ 認知症の出現率は7.5%前後で推移していますが、今後の高齢化の進展に伴い利用者の増加が予想されます。
- ・ 令和3年から令和7年にかけて、療育手帳所持者数は約1.17倍、精神障害者保健福祉手帳所持者は1.23倍に増えています。
- ・ 制度の認知は「言葉も内容も知っている」が54.0%と比較的高い一方、利用すべきかどうかは「分からない」が71.1%と多数を占め、今後の利用について判断に至らない方が多い状況です。

【関連施策等の実施状況と課題】

- ・ 権利擁護支援のための専門的助言や地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関事業を社会福祉協議会内の「さやま成年後見センター」が担っています。
- ・ 司法、医療、福祉等の関係機関の連携強化のための地域連携ネットワーク協議会を設置しました。地域連携ネットワークづくりの推進が求められています。
- ・ 成年後見制度の利用促進のために、市民後見人育成のためのフォローアップ研修を開催しました。

取り組み実績	実績値	
	令和5年度	令和6年度
市民後見人フォローアップ研修	3回	2回



【寄せられた意見】

- ・ 自分が亡くなった後のことが不安。認知症の母と障害のある息子の生活や面倒を誰が見てくれるのか、とても心配。
- ・ 制度について詳しく知る機会がない。
- ・ 実際に経験している人の話を聞いてみたい。
- ・ 成年後見制度についての周知が足りていないのではないか。

【今後の課題】

- 認知症や知的障害などの判断能力が十分でない方が増える傾向であり、権利擁護支援が必要な方が安心して暮らすことができる基盤の整備が必要です。
- 成年後見制度を必要な方が利用できるよう周知すること、本人の意思が後見人の選任後も尊重されること、地域連携ネットワーク※1づくりを推進することが求められており、国では総合的な権利擁護支援策を充実させるため、日常生活自立支援事業の拡充・発展について検討しています。

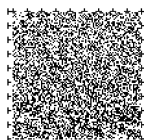


施策の目指す姿

- 本人や家族が認知症や障害があっても住み慣れた地域で自分らしい生活を送っています。
- 成年後見制度などの権利擁護に関する仕組みが、本人や家族・地域の関係者や福祉の関係者などに幅広く認知され、本人の権利や利益が十分に保護されています。
- 頼れる親族などがない高齢者が、最期まで地域で安心して生活しています。

主な取り組み

取り組み	中核機関※2事業を推進します
内容	<ul style="list-style-type: none">・ 成年後見制度についての広報・啓発を行います。・ 権利擁護に関する総合的な相談窓口として、市民や関係機関等からの相談に対して専門的な助言や適切な支援を行います。・ 成年後見制度が必要な方へ適切な後見人等候補者を推薦する受任調整を行います。・ 市民後見人のフォローアップを行います。・ 地域連携ネットワーク協議会の運営など、専門職団体や支援者等の関係機関や団体の連携を推進します。・ 市長申立てなど、必要に応じて適切に実施します。
担当課	障がい者福祉課、高齢者支援課



取り組み	地域連携ネットワークを推進します
内容	地域に暮らすすべての方が、尊厳のある本人らしい生活が継続できるように、司法、医療、福祉等の関係機関及び関係団体から構成される、地域連携ネットワーク協議会を開催し、適切な支援を受けられることを推進します。
担当課	障がい者福祉課、高齢者支援課

取り組み	意思決定支援を推進します
内容	認知症、知的障害、精神障害などの理由で意思決定が困難な方が、事前に将来自分が望む医療やケア等について身近な人と話し合い、意思表示することの重要性を普及啓発します。成年後見制度を利用するようになって、本人が事前に意思表示した内容を尊重した支援を受けることができるよう取り組みます。
担当課	障がい者福祉課、高齢者支援課

※1 地域連携ネットワーク

地域の社会資源をネットワーク化し、各地域において相談窓口を整備するとともに支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み。

※2 中核機関

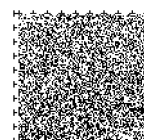
成年後見制度を必要とする方が安心して制度を利用できるよう、地域で支える体制を構築する「地域連携ネットワーク」の核となる機関。

関連する主な計画

- 障害者福祉プラン
- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

推進体制

中核機関である「さやま成年後見センター」において成年後見制度の普及・啓発、制度等に関する相談機能、後見人等の支援、成年後見制度の利用促進に関することについて取り組んでいきます。また、地域連携ネットワークについては、権利擁護支援チーム、中核機関、地域連携ネットワーク協議会の3つの仕組みを連携して進めていきます。今後の社会福祉法の改正内容を注視し、担い手の拡大や本人の意思決定を尊重した取り組みを推進していきます。



基本目標 2 つながりをもつ地域社会の実現

施策1 地域活動を行う人材確保に向けた担い手づくりの推進

現状と課題

【データから見る現状】

- ・自治会加入世帯は令和3年46,231世帯から令和7年42,149世帯へ減少し、加入率も65.8%から57.8%へ低下しています。
- ・地域の福祉活動は約7割が「活動しやすい」と評価し、充実に向け「地域福祉に関連する人材の育成」を求める声が31.4%で最多です。
- ・民生委員・児童委員の充足率は令和2年96%から令和6年90%と低くなっています。
- ・ボランティアセンターの登録団体は令和3年22団体から令和7年18団体へ減少しましたが、個人ボランティア数は368人から409人へ増加しています。

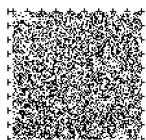
【関連施策等の実施状況と課題】

子育て中の方や子育て支援に興味がある方を対象に、地域で子育て家庭を支援する仕組みづくりの一環として、子育てボランティア等養成講座を実施しており、近年は受講者の実情に合わせた内容で実施しています。また、社会福祉協議会や市の関係機関において講演やパネル展を実施しましたが、今後はより多くの方に地域福祉活動に触れる機会を増やすことが重要となります。

取り組み実績	実績値	
	令和5年度	令和6年度
子育てに関するボランティア等養成講座	9回	7回
地域福祉にふれる機会の創出	パネル展やイベントを通して啓発活動に努めた。	

【寄せられた意見】

- ・自治会に加入しない人が増えている。
- ・市民大学の人材育成講座に期待したい。
- ・福祉について学びたいが、情報が少ない。
- ・地域福祉のことをもっと知りたい。



【今後の課題】

近年の少子高齢化や核家族化の進行により、地域福祉の担い手不足が進み地域福祉人材の確保のほか、多様な主体の参画を促す仕組みが求められています。



施策の目指す姿

- 多くの人が地域福祉に目を向けるきっかけとなるよう、行政機関から様々な情報発信が行われ、みんなで地域福祉を考えます。
- 学校や地域で福祉に関する学習の機会が増え、福祉分野における地域の担い手が、途切れることなく育っています。
- 地域の中で「支える側」「支えられる側」の関係を超えて自分でできる範囲の地域活動やボランティア活動に積極的に参加しています。

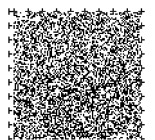
主な取り組み

取り組み	地域福祉に関する理解の機会を増やします
内容	・ 地域福祉活動への参加を促す講演会や講座やパネル展などを実施します。 ・ 広報紙や市の公式ホームページによる地域福祉への理解を深める啓発や、公民館で福祉に関連する講座等を開催します。
担当課	福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、介護保険課、社会教育課、各公民館

取り組み	地域や福祉分野で活躍する福祉人材を増やします
内容	・ ボランティアなどに向けた養成講座を開催し、地域福祉活動の担い手を育てるとともに福祉人材を獲得します。
担当課	自治文化課、福祉政策課、高齢者支援課、こども支援課、各公民館

関連する主な計画

- 障害者福祉プラン
- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- こども計画
- 教育振興基本計画



施策2 地域福祉活動への市民参加と地域交流の促進

現状と課題

【データから見る現状】

- ・ 暮らしやすい地域にするために必要と思うことは、地域住民の支え合いや助け合いと答えた方が47.6%、次いでご近所づきあいが45.3%となっています。
- ・ 地域活動の参加は「よく参加する」4.5%、「時々参加している」14.4%にとどまり、「興味関心がなく参加する気はない」18.7%が相対的に高い状況です。
- ・ 自治会加入率は令和2年67.2%から令和7年57.8%へと低下し、住民のつながりの基盤が縮小しています。
- ・ 地域との関係についての考え方は、支え合いや助け合いを望む人と、あまり望まない人で二極化している傾向がみられます。
- ・ ボランティアや地域活動への参加意向では「自治会」への参加意向が29.1%と最も高く、次いで「環境・ゴミ対策」が22.1%、「子育て支援」が18.2%と続いています。

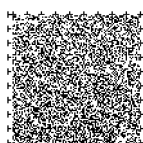
【関連施策等の実施状況と課題】

地域住民のつながりを深めることを後押しする「いきいき百歳体操」サポーター養成講座を開催し自主グループの立ち上げを促進しています。いつでも気軽に集える居場所づくりの支援が求められています。また、地域住民の参加を促進するため、民生委員・児童委員活動や自治会活動の周知や補助を行いました。

取り組み実績	実績値	
	令和5年度	令和6年度
「いきいき百歳体操」サポーター養成講座	2回	2回

【寄せられた意見】

- ・ 地域コミュニティも薄れている。
- ・ 自治会を辞めていくことで孤立につながってしまう。
- ・ 独居高齢者に対しての解決策が見いだせない。
- ・ 民生委員・児童委員への地域からの報告は増えている。
- ・ 地域活動に関心がある人にもない人にも届くPRが必要。



【今後の課題】

- 自治会加入率の低下や地域活動の参加減少が進む中、支え合い・交流を重視する意識と実際の参加行動に乖離があり、多様な参加形態の創出と魅力的な活動内容の開発が必要です。
- ボランティア参加率は全体的に低迷しており、特にボランティアに参加する時間や情報不足による若年層の低迷が顕著となっています。



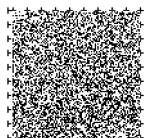
施策の目指す姿

- 地域の中で様々なふれあいや交流に参加する機会があり、地域活動へ積極的に参加することや、地域で自分の居場所だと思える場所が増えています。
- 高齢者がいつでも気軽に集える場所があり、地域で安心して暮らすことができます。
- 市民、団体、事業者、行政の連携が強化され、市民が積極的に地域福祉活動へ参加し、地域に根差した活動が持続可能になるとともに、参加する市民それぞれの生きがいや居場所となっています。

主な取り組み

取り組み	民生委員・児童委員協議会や自治会連合会への支援を行います
内容	市の広報紙への掲載や活動のPRを行うことにより、民生委員・児童委員活動や自治会活動への理解を深めます。また、活動費や運営費を補助し地域での円滑な活動を支援します。
担当課	自治文化課、福祉政策課

取り組み	地域福祉活動団体等への参加を促します
内容	地域福祉活動団体等の地域での理解促進や福祉人材の団体加入・立ち上げの支援、地域や地域福祉活動団体等との連携を支援します。
担当課	自治文化課、福祉政策課

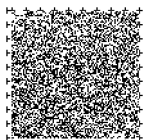


取り組み	地域での生きがいづくりを促進します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ いきいき百歳体操の実施や老人クラブなど、高齢者の仲間づくりやつながりの場を提供します。 ・ 地域住民同士や高齢者の仲間づくりの場を提供します。
担当課	高齢者支援課、介護保険課

取り組み	ICTを活用した集いの場づくりを進めます
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲間づくりができるようICTを活用した集いの場づくりを推進します。 ・ 情報格差(デジタルデバイド)に影響されない居場所づくりを推進します。
担当課	福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、こども政策課、こども支援課、青少年課

関連する主な計画

- 狭山市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 障害者福祉プラン
- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- こども計画



基本目標3 安全・安心な地域づくりの推進

施策1 いつまでも住み続けられるまちづくり

現状と課題

【データから見る現状】

- ・ 本市の高齢化率は、令和7年32.3%に達し、80歳以上のひとり暮らし世帯は平成27年から令和2年で大幅に増加しています。
- ・ ひとり暮らし世帯数は、特に70～79歳と80～89歳の高齢層での増加が目立ち、全体的に高齢者のひとり暮らし世帯が増えています。
- ・ 65歳以上の要介護認定者数(要介護1～5)は、令和7年には5,903人となり、認定率も11.2%から12.4%へ上昇しています。
- ・ 令和3年から令和7年の5年間で療育手帳所持者は約1.17倍、精神障害者保健福祉手帳所持者は約1.23倍に増えています。

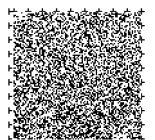
【関連施策等の実施状況と課題】

すこやかさやま連絡協議会や構成団体との協働により、地域での活動や新たな担い手の育成を推進しています。また、「いきいき百歳体操」サポーター養成講座を毎年開催し、高齢者の通いの場を作ることで健康寿命を延ばす取り組みを促進しています。自助を促す更なる施策が必要です。

取り組み実績	実績値	
	令和5年度	令和6年度
地域における健康づくり活動の企画	901回	679回
「いきいき百歳体操」サポーター養成講座	2回	2回

【寄せられた意見】

- ・ 様々な相談窓口があることを市民に知ってもらうことが大切。
- ・ 高齢者のひとり暮らしが増えている。見守りが必要。
- ・ いつまでも健康で暮らしたい。



【今後の課題】

団塊世代の高齢化に伴い地域包括ケアの構築が急務となる中、単身高齢者の急増や高齢化の進展に加え、認知症や身寄りのない高齢者、ひきこもりといった複合的課題に対応できる持続可能な仕組みが求められています。また、居住支援に関する情報共有や必要な支援策の検討・協議を行う居住支援協議会の必要性についての検討も求められています。



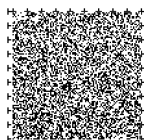
施策の目指す姿

- 性別、年齢、病気や障害、認知症の有無にとらわれることなく、市民一人ひとりが毎日いきいきと健やかに、住み慣れた地域で充実して過ごすことができます。
- 地域のつながりを生かした健康づくりの活動が、市民全体で様々な形で行われています。
- 社会的に孤立してしまいがちな方が、相談や移動支援、買物支援などのサポートを受け、誰もが将来に希望をもって生活しています。
- 住宅セーフティネット制度などを活用し、住まいに困らない安心して暮らせる社会が実現しています。

主な取り組み

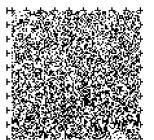
取り組み	安心して暮らすために心身の健康づくりを進めます
内容	<ul style="list-style-type: none">・ 地域のつながりを生かした健康づくりの活動を実施します。・ ころの健康に関する知識の普及・啓発を推進し、心の不調の早期発見・早期対応を強化するとともに、いのちを大切にする教育を実施します。・ 関係機関と連携した不登校・ひきこもり対策を推進し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。
担当課	福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、こども支援課、保健センター、教育指導課
取り組み	だれでも安心して暮らせるまちづくりを進めます
内容	<ul style="list-style-type: none">・ 認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する理解促進や地域での見守りや支援体制作りを進めます。・ 賃貸住宅等入居相談会を開催し、住宅ソーシャルワーカーが高齢や障害を理由に入居を断られているなどの困りごとの相談を受けます。
担当課	福祉政策課、介護保険課、市街地整備課

◎犯罪や非行をした人も地域の一員として安心して暮らしていけるよう、『狭山市再犯防止推進計画』を策定します。



関連する主な計画

- 障害者福祉プラン
- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- こども計画
- 健康日本21狭山市計画
- 自殺対策計画



【狭山市再犯防止推進計画】

計画の趣旨

犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰を促進し、再び罪を犯すことのない社会を実現するため、平成28年「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」という。)が制定されました。

犯罪をした人の中には高齢者、障害者などの福祉的な支援を要する人もいます。出所時など住居や就労先がなく生活が成り立たないことから再び犯罪をする人も多くいます。

再犯防止推進法第8条の規定に基づき、本市における再犯防止の取り組みを体系的に推進するため、「再犯防止推進計画」を策定し、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

現状と課題

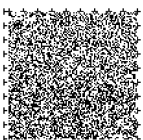
【データから見る現状】

- ・ 本市では初犯者数が224人から193人へ減少する中で再犯者率が47.3%から52.0%へ上昇しています。
- ・ 再犯防止推進法について「言葉も内容も知っている」と回答した人は13.7%にとどまり、「聞いたことはあるが内容は知らない」が49.0%、「どちらも知らない」が31.9%となっており、制度や取り組みに対する市民の理解が十分に浸透していません。
- ・ 地域で必要な支援として「就労支援」が46.9%と最も多く挙げられ、次いで「地域住民の理解促進」が21.8%、「どのような支援があるか不明」が16.7%となっており、就労支援の重要性が認識される一方で、具体的な支援内容も課題となっています。

【関連施策等の実施状況と課題】

地域住民に更生保護活動者や活動の内容を周知するとともに、保護司会、更生保護女性会の合同研修の開催を支援しました。制度や取り組みに対する市民の理解が十分に浸透していない状況であり、就労支援の重要性が認識される一方で、具体的な支援内容も課題となっています。

取り組み実績	実績値	
	令和5年度	令和6年度
更生保護の啓発活動や更生保護活動者への研修開催の支援	3回	3回



【寄せられた意見】

- ・ 市民にわかりやすい情報発信をしてほしい。
- ・ 更生保護活動の情報が少ない。
- ・ 地域でやるべきことの基本は予防なので何ができるか考えていくことが重要。

【今後の課題】

- 犯罪をした人等が、地域社会の一員として自立した生活を営むことができるよう、関係機関や団体、保護司との連携のもと、就労支援、居住支援、相談・指導の充実等を図ります。
- 市民の再犯防止に対する理解促進を図る必要があります。



施策の目指す姿

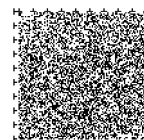
- 犯罪をした人等が、様々な生きづらさをもっていることを周囲の人が理解しています。
- 生活困窮者自立支援事業に基づく制度などを利用し、地域社会で孤立することなく生活しています。

主な取り組み

取り組み	再犯防止や社会復帰を推進します
内容	<ul style="list-style-type: none">・ 犯罪をした人や、非行のある少年を社会復帰へ導く保護司や、社会復帰への下支えをする更生保護女性会の活動を支援します。・ 自立する際の就労に向けた支援や、生活困窮者自立支援制度の利用につなげます。・ 「社会を明るくする運動強化月間」、「再犯防止啓発月間」への協力や、精神保健相談を実施します。
担当課	福祉政策課、青少年課、保健センター

関連する主な計画

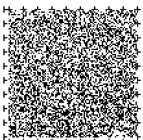
- 障害者福祉プラン
- こども計画
- 健康日本21狭山市計画
- 自殺対策計画



推進体制

再犯防止施策を効果的に推進するため、庁内関係部署との連携を図るとともに、保護司会、更生保護女性会、社会復帰支援団体、社会福祉協議会、ハローワーク等の関係機関・団体との情報共有を行います。

また、「社会を明るくする運動」等を通じた市民理解の促進と地域の協力体制づくりを推進します。



施策2 安心して暮らせる地域づくり

現状と課題

【データから見る現状】

- ・ ひとり暮らし世帯数は、70～79歳と80～89歳の高齢層の増加が目立ち、全体的に高齢者のひとり暮らし世帯数が顕著に増えています。
- ・ 障害のある人で災害時に困ることについては「避難場所に必要な薬の確保や医療ケアなどが受けられるか不安」が40.7%と最も多く、「避難所生活はむずかしい」33.3%、「自分の障害を理解してもらいにくい」32.6%となっています。
- ・ 地域に望むこととして、未就学児保護者の64.5%、小学生保護者の69.8%が「危険な目にあいそうな時は手助けや保護をしてほしい」と望んでおり、次いで「交通機関や施設利用時に手助けしてほしい」は未就学児保護者42.8%、小学生保護者26.3%となっています。

【関連施策等の実施状況と課題】

振り込め詐欺や消費者被害防止、不審者対応のための意識啓発として、地域に向けた研修会や情報提供、防災訓練や防災講座などの実施のほか、社会福祉協議会において災害ボランティアに関する講座や訓練を行いました。市民が安心して暮らせるよう地域と協力し防災体制の強化が求められます。

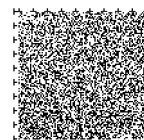
取り組み実績	実績値	
	令和5年度	令和6年度
狭山市生涯学習まちづくり出前講座 「防災のはなし」	1回	22回

【寄せられた意見】

- ・ いざというときのために、日ごろからの声掛けが大切。
- ・ 災害を意識したネットワークが求められている。
- ・ 災害時に福祉避難所が利用できるか不安。
- ・ こどもたちが巻き込まれる事故や事件が増えている。

【今後の課題】

自然災害の激甚化・頻発化や、振り込め詐欺や消費者被害の増加により安全・安心への関心が高まる中、住民と行政が一体となる防災・防犯対策を進めつつ、特に高齢者や障害者の安全確保に向けた地域の防災力・防犯体制の更なる充実が求められています。





施策の目指す姿

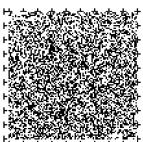
- 地域での見守りや周囲の声掛けなど、市と地域が連携し注意喚起を行うことにより、市民一人ひとりが防犯意識を持ち、消費者被害が未然に防止され、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりが実現しています。
- いざという時も地域の助け合いで安全に避難できる体制が整い、被害や不安を最小限にとどめることができます。
- 交通安全に対する関心と意識が高まるよう、広報や啓発活動が推進されています。

主な取り組み

取り組み	自助・共助による地域防災力を高め、いざというときに備えます
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な機会を通じて、防災・減災に資する情報を発信し、地域の防災意識を高めます。 ・ 避難行動要支援者名簿の周知と個別避難計画の作成を進め、地域の支援者と情報を共有することで、日頃の見守り活動や、災害時での助け合いや必要な支援を行います。 ・ 災害時には必要に応じて、高齢者や障害者が利用する福祉避難所を円滑に開設します。また、被災者一人ひとりの状況を丁寧に把握し、必要な支援を関係機関と連携して継続的に提供する「災害ケースマネジメント」の考え方を取り入れながら、被災者の生活復興支援に取り組みます。 (福祉避難所15か所、収容人数合計476人)
担当課	危機管理課、福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、介護保険課、保健センター、市街地整備課
取り組み	地域の防犯体制を強化します
内容	地域と連携した防犯活動や見守り活動への支援を行い防犯体制を強化するとともに、防犯に関する情報提供や啓発活動を推進し防犯意識を高めます。また、消費者被害防止のための意識啓発を進め、被害発生を未然に防ぎます。
担当課	広報課、市民相談課、交通防犯課

関連する主な計画

- 地域防災計画
- 交通安全計画
- 障害者福祉プラン
- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画



基本目標4 地域福祉活動の推進に向けた環境づくり

施策1 地域福祉活動団体等への支援

現状と課題

【データから見る現状】

- ・ 自治会への加入世帯(42, 149世帯)や老人クラブ数(33クラブ)は減少傾向です。
- ・ 個人ボランティア登録者は、令和7年は409人で数年400人台で安定しており、また、地域福祉活動団体の約7割が「活動しやすい」と評価しています。
- ・ 令和3年から令和7年にかけて民生委員・児童委員の欠員数は11人から24人へと増加し、充足率は96%から90%と減少しています。

【関連施策等の実施状況と課題】

地域福祉活動団体の設立や運営に対して補助金を交付するなどの支援を行いました。補助金の交付のみならず、団体への継続した支援が求められます。

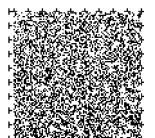
取り組み実績	実績値	
	令和5年度	令和6年度
地域福祉活動スタートアップ補助金	28団体	29団体
ふれあいサロン事業補助金	36団体	46団体
子ども食堂運営支援金	6団体	6団体

【寄せられた意見】

- ・ 団体への補助は継続して実施したほうが良い。
- ・ 団体自らが積極的に資金確保などを行う意識づくりが必要。
- ・ 補助金を必要としない自立した団体への支援がもっとあるべき。

【今後の課題】

NPO法人やボランティア団体が直面する「人材確保・教育」「収入源の多様化」「後継者不足」の課題が社会課題の複雑化とともに深刻化し、人材育成や活動基盤の脆弱化が顕著となっていることから、支援体制の強化が必要です。



施策の目指す姿

- 地域福祉活動団体や事業者に適切な協力と支援を行うことで、地域福祉活動団体や事業者の地域活動を活性化させ、積極的な取り組みが一層促進されています。
- 地域のボランティア団体や事業者の人材を育成する機会が増え、継続的な地域福祉活動が確保されています。

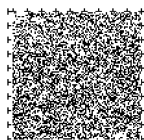
主な取り組み

取り組み	地域福祉活動団体を支援します
内容	地域福祉活動団体やリーダーの育成を通じた人材基盤の強化、地域福祉活動の活性化、子ども食堂運営支援、団体拠点づくり支援を一体で推進し、地域の持続可能な福祉基盤を築きます。
担当課	福祉政策課・障がい者福祉課、高齢者支援課、こども支援課

取り組み	企業や大学、社会福祉法人への支援を行います
内容	企業や大学、社会福祉法人への地域貢献活動について、情報発信や支援を行います。
担当課	広報課・自治文化課・福祉政策課

関連する主な計画

- 障害者福祉プラン
- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- こども計画



施策2 専門的な福祉人材の確保と環境整備

現状と課題

【データから見る現状】

- ・ 保育所待機児童数は令和2年の38人から減少傾向にあり、令和7年には12人となりました。定員数は令和2年に比べ15.6%増の2,790人となり、入所児童数も15.7%増の2,668人となっています。一方、学童保育室の待機児童数は令和5年、令和6年と増加しましたが、令和7年には84人に減少しています。この間に保育所も学童保育室も整備・拡充が推進されています。
- ・ 65歳以上の要介護認定者数(要介護1～5)は、令和7年には5,903人となり、認定率も11.2%から12.4%へ上昇しています。
- ・ 全国的に保育や介護分野の従事者の有効求人倍率は上昇傾向にあり、保育人材、介護人材、介護支援専門員などの倍率は全体の平均を上回っています。

【関連施策等の実施状況と課題】

民間保育所等で採用している正規職員の賃金改善のための補助を行っています。介護分野では県などが実施する研修会や講座を、対象となる関連事業者へ周知し職員の資格取得の支援を行っています。今後も専門的な福祉人材の処遇改善や育成に努めます。

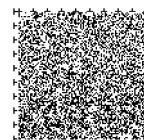
取り組み実績	実績値	
	令和5年度	令和6年度
民間保育所等の正規雇用職員の処遇改善	延べ4,487人	延べ4,707人
研修会や講座のメニューに応じた関連事業者への周知		

【寄せられた意見】

- ・ 福祉人材の育成をしても地域に還元できない。
- ・ 長時間の労働や不規則な勤務もあり、担い手が見つからない。
- ・ 研修体制が不足しているため成長の実感が薄い。

【今後の課題】

- 保育所や学童保育室の待機児童の解消に向けて、保育従事者を確保するためには、人材の流出を防ぐための処遇改善が求められる。
- 団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年に向け、現役世代人口が減少する一方、介護ニーズの高い85歳以上の高齢者人口の増加が見込まれることから、社会福祉連携推進法人制度※の活用とともに、教育機関と連携した専門的な福祉人材の確保にむけた取り組みが求められます。



施策の目指す姿

○福祉専門職への関心が高まり、保育所や介護現場などの人材が安定的に確保され、地域における福祉施設やサービスを利用し誰もが安心して生活しています。

主な取り組み

取り組み	福祉専門職を確保するための支援を行います
内容	<ul style="list-style-type: none">・ 民間保育所の正規雇用職員補助により職員の処遇改善を図るほか、奨学金を利用して保育士資格を取得し、市内の民間保育施設等に保育士として就職された方を対象に、奨学金の返済費用の一部を補助します。・ 県などが実施する介護資格等に関する研修や講座を、関連事業者へ周知します。
担当課	保育幼稚園課、介護保険課

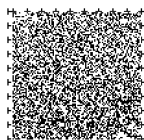
取り組み	社会福祉事業者へ必要な支援を行います
内容	<ul style="list-style-type: none">・ 大学からの福祉分野の実習生を受け入れるなど、専門的な福祉人材の育成・確保に取り組みます。・ 社会福祉連携推進法人制度を周知し、促進します。
担当課	福祉政策課

※社会福祉連携推進法人制度

社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取り組み等を行う新たな法人制度。

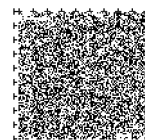
関連する主な計画

- 障害者福祉プラン
- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- こども計画



第5章 計画の推進と評価

1. 計画の進行管理
2. 計画の評価
3. 計画の推進体制



1. 計画の進行管理

本計画では、PDCA サイクルに基づき進行を管理します。PDCA サイクルとは、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Act)の流れを繰り返すことで、計画を効果的に推進する方法です。

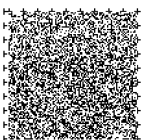
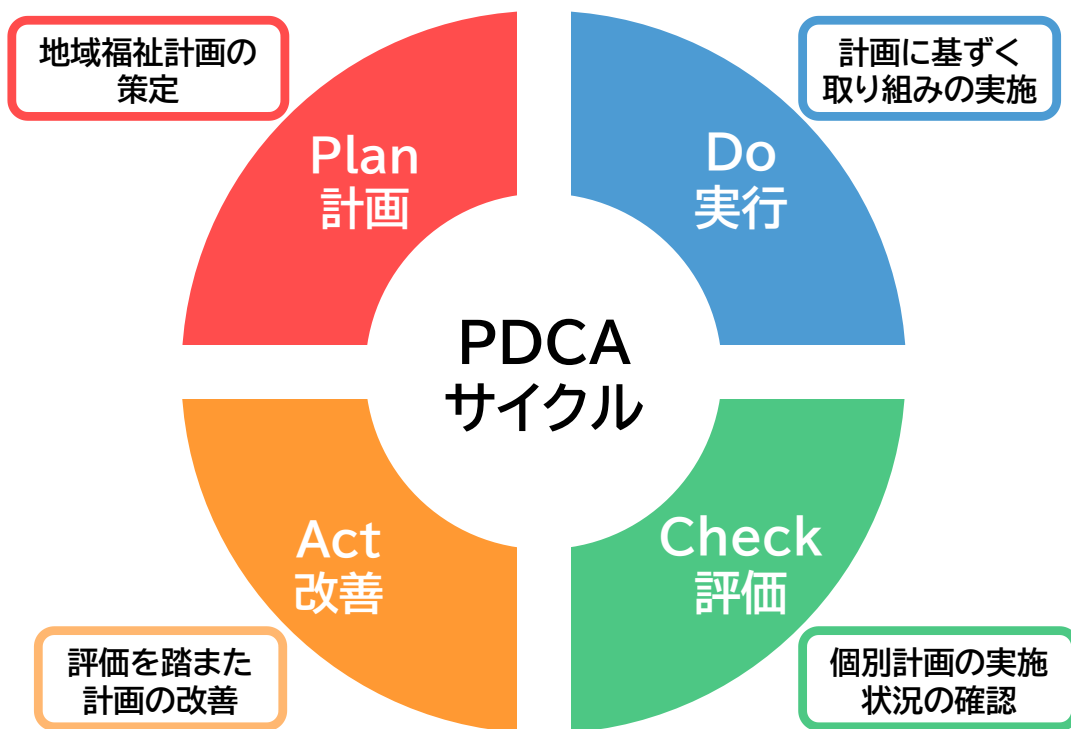
2. 計画の評価

本計画の評価は、社会福祉審議会(学識経験者や地域福祉活動団体の代表者などで構成)に専門部会を設置し、中間年度(令和10年度)を目途に実施し、必要に応じて見直しや改善を検討しながら、効果的な計画の進捗管理を行っていきます。

3. 計画の推進体制

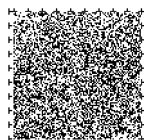
社会福祉審議会と、庁内の合議体である地域福祉庁内推進会議が、PDCA サイクルを活用して計画の進行管理を実施します。

◆PDCAサイクルのイメージ図



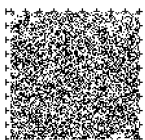
資料編

1. 計画策定の経過
2. 狭山市社会福祉審議会
3. 狭山市地域福祉庁内推進会議



1. 計画策定の経過

年月日	内容
令和7年	
5月1日(木) ～6月9日(月)	狭山市の「地域福祉」に関するアンケート 狭山市の「地域福祉」に関する団体アンケート
5月23日(金)	第1回狭山市社会福祉審議会(以下、社会福祉審議会) 議題・第5期狭山市地域福祉計画策定について ・令和6年度社会福祉審議会(勉強会等)の振り返り ・専門部会の委員について
6月27日(金)	第1回第5期狭山市地域福祉計画策定専門部会(以下、策定専門部会) 議題・骨子案について
7月4日(金)	第1回狭山市地域福祉庁内推進会議(以下、庁内推進会議) 議題・骨子案について
7月31日(木)	第2回社会福祉審議会 議題・アンケート調査結果について・骨子案について ・ワークショップについて
9月12日(金)	ワークショップ開催
9月16日(火)	第2回策定専門部会 議題・計画(素案)について
9月26日(金)	第2回庁内推進会議 議題・骨子案の変更と素案の中間報告について
10月9日(木)	第3回社会福祉審議会 議題・ワークショップの報告・専門部会からの報告 ・骨子案の変更について・計画(素案)の中間報告について
11月4日(火)	第3回策定専門部会(オンライン開催) 議題・計画(素案)について
11月14日(金)	第4回策定専門部会 議題・計画(素案)について
11月20日(木)	第3回庁内推進会議 議題・計画(素案)について
12月2日(火)	第5回策定専門部会(オンライン開催) 議題・計画(素案)について
12月8日(月)	第4回庁内推進会議(書面開催) 議題・計画(素案)について
12月9日(火)	第4回社会福祉審議会 議題・計画(素案)について
令和8年	
1月13日(火) ～2月12日(木)	パブリックコメントの実施
2月24日(火)	諮問
2月24日(火)	第5回社会福祉審議会 議題・計画(案)の答申(案)について
3月5日(木)	答申



2. 狭山市社会福祉審議会

(1) 狭山市社会福祉審議会条例

昭和61年 1月 6日条例第 1号

改正 昭和61年2月19日条例第 6号

平成11年3月19日条例第17号

(設置)

第1条 本市に、社会福祉行政の円滑な推進を図るため、狭山市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、社会福祉に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 社会福祉事業に従事する者

(2) 知識経験を有する者

(一部改正〔平成11年条例17号〕)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、特別の事項に関し知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

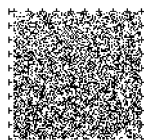
(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 臨時委員は、特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。



(専門部会)

第8条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選によってこれを定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市長が別に定める部局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

(狭山市保育協議会条例の廃止)

2 狭山市保育協議会条例(昭和55年条例第37号)は、廃止する。

(狭山市立老人福祉センター条例の一部改正)

3 狭山市立老人福祉センター条例(昭和44年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第10条及び第11条を削り、第12条を第10条とする。

(狭山市立児童館条例の一部改正)

4 狭山市立児童館条例(昭和51年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表中老人福祉センター運営委員会委員の項、児童館運営委員会委員の項及び保育協議会委員の項を削り、農村環境改善センター運営委員会委員の項の次に次のように加える。

社会福祉審議会委員	日額 5,200		
-----------	----------	--	--

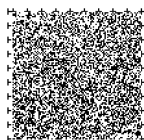
(一部改正〔昭和61年条例6号〕)

附 則(昭和61年2月19日条例第6号抄)

1 この条例中、(中略)第2条の規定は昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月19日条例第17号)

この条例は、平成11年6月1日から施行する。



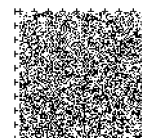
(2) 狭山市社会福祉審議会委員名簿

任期: 令和6年7月1日～令和8年6月30日(順不同、敬称略)

	専門 部会	委員氏名	選出区分	所属団体等
				任 期
1		いしい しげお 石井 繁雄	知識経験を有する者	狭山市自治会連合会幹事 令和6年7月1日～令和7年5月21日
		たなか たかゆき 田中 孝幸	知識経験を有する者	狭山市自治会連合会幹事 令和7年5月22日～令和8年6月30日
2		いじま みゆき 井島 美由紀	社会福祉事業に従事する者	狭山市社会福祉協議会
3		おだ みつこ 小田 美津子	社会福祉事業に従事する者	社会福祉法人尚栄会理事
4		おの すみこ 小野 澄子	知識経験を有する者	狭山市民生委員・児童委員協議会副会長 令和6年7月1日～令和7年11月30日
		しおざき のぼる 塩崎 昇	知識経験を有する者	狭山市民生委員・児童委員協議会理事 令和7年12月1日～令和8年6月30日
5	☆	かげやま ゆうこ 影山 優子	知識経験を有する者	西武文理大学教授
6	☆	すわ とおる ○●諏訪 徹	知識経験を有する者	日本大学教授
7		なかざわ 中澤 ひとみ	社会福祉事業に従事する者	狭山フレンズ会員
8		なりた ますみ 成田 真澄	社会福祉事業に従事する者	社会福祉法人 新 障害者支援施設 中新田自立スクエア 施設長
9		なるせ ゆういち 成瀬 雄一	知識経験を有する者	武蔵野短期大学教授
10	☆	はたなか あつし 畑中 敦	社会福祉事業に従事する者	狭山市社会福祉協議会
11		ほうしゃく ひでひこ 寶積 英彦	知識経験を有する者	狭山尚寿会病院長
12	☆	みやもと ゆうじ ◎ 宮本 雄司	社会福祉事業に従事する者	社会福祉法人こぶし福祉会理事
13		やまざき みちこ 山崎 美知子	社会福祉事業に従事する者	狭山市柏原地域包括支援センター長

☆: 第5期狭山市地域福祉計画策定専門部会委員

◎: 社会福祉審議会会長、○: 副会長 / ●: 専門部会部会長



(3) 諮問と答申

① 諮問

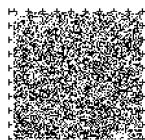
狭福政発第170号
令和8年2月24日

狭山市社会福祉審議会
会長 宮本 雄司 様

狭山市長 小谷野 剛

第5期狭山市地域福祉計画について(諮問)

第5期狭山市地域福祉計画について、別添のとおり案を策定したので、狭山市社会福祉審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。



令和8年3月5日

狭山市長 小谷野 剛 様

狭山市社会福祉審議会
会長 宮本 雄司

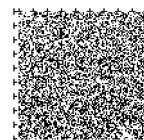
第5期狭山市地域福祉計画について(答申)

令和8年2月24日付け狭福政発第170号で諮問のあった第5期狭山市地域福祉計画について、慎重に審議した結果、本案を了承します。なお、本計画の実施にあたっては策定専門部会による協議の経過にも十分配慮いただくとともに、下記のとおり意見を付して答申とします。

記

1. 狭山市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するためには、市民、地域福祉活動団体、地域企業、学校等と市の協働により取り組む必要があることから、計画の内容について十分な周知を図ってください。
2. 狭山市社会福祉協議会の策定する第5期狭山市地域福祉活動計画との連携を図り、地域福祉の推進に取り組んでください。
3. 地域福祉の実現には、質の高い福祉人材が必要であることから、専門的な福祉人材の育成・確保に向けた取り組みや福祉人材の流出を防ぐための処遇改善などの施策を行ってください。
4. 地縁組織を含む地域福祉活動団体の人材の高齢化等による地域の福祉力の低下が進んでいることから、地域で活動する人材の育成・確保に向けた施策を継続的に取り組んでください。
5. 地域福祉の複雑化・複合化する新たな課題に素早く適切に対応できるよう、市内の各部署及び関係機関との連携のもと、包括的支援体制の推進に取り組んでください。また、常に地域と社会の動向の把握に努めるとともに、計画の進捗管理を行ってください。

以上



3. 狭山市地域福祉庁内推進会議

狭山市地域福祉庁内推進会議設置要綱

(令和6年6月12日 狭山市長決裁)

(設置)

第1条 狭山市地域福祉計画(以下「計画」という。)に基づく、施策の推進及び進捗管理等を行うため、狭山市地域福祉庁内推進会議(以下「庁内推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の施策の推進及び進捗管理に関すること。
- (3) その他、地域福祉関係施策の連絡調整等に関すること。

(組織)

第3条 庁内推進会議は、地域福祉計画に関連する事業を所管する課等の長を委員とし、別表に掲げる者をもって組織する。

2 庁内推進会議に、議長及び副議長を置き、議長は福祉部長をもって充て、副議長は議長が委員のうちから指名するものとする。

3 議長は、庁内推進会議を代表し、会務を総理する。

4 議長は、審議事項の内容により、別表に掲げる者全員の出席を求める必要がないと認められるときは、その一部の者の出席を求めて会議を開催することができる。

5 議長は、必要があると認められるときは、別表に掲げる者以外の者に対し、会議に出席を求めることができる。

6 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

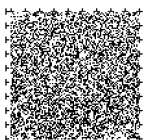
第4条 庁内推進会議の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、庁内推進会議の運営に関し、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

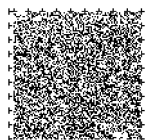
- 1 この要綱は市長の決裁を得た日から施行する。
- 2 狭山市地域福祉推進機関連絡会議設置要綱(令和2年4月16日市長決裁)は廃止する。



別表(第3条関係)

(行政組織順)

議長	福祉部長
副議長	健康推進部次長(介護保険課長兼務)
	福祉部次長(福祉政策課長兼務)
	福祉部福祉政策課担当課長(狭山市社会福祉協議会事務局長)
	福祉部障がい者福祉課長
	福祉部高齢者支援課長
	こども支援部次長(こども政策課長兼務)
	健康推進部健康づくり支援課長
	健康推進部保健指導担当課長



人が人を **さ** さえ、みんなに **や** さしい、元気な **ま** ち

第5期狭山市地域福祉計画

発行日 令和8年(2026年)3月

発行者 狭山市

〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号

電話 04-2953-1111 (代表)

FAX 04-2954-6262(代表)

URL <https://www.city.sayama.saitama.jp/>

担 当 福祉部福祉政策課



▲市公式
ホームページ
二次元コード

